

岩 内 町 地 域 防 災 計 画

(計画編)

岩内町防災会議

目 次

第1章	総 則	
第1節	目的	1
第2節	計画推進に当たっての基本となる事項	1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第4節	岩内町の地勢と災害の概要	4
第5節	町民の心構え	4
第2章	防災組織	
第1節	防災会議	5
第2節	災害対策本部	6
第3節	住民組織等への協力要請	9
第3章	情報通信計画	
第1節	気象業務組織	10
第2節	気象等に関する特別警報・警報及び注意報	11
第3節	災害通信計画	19
第4節	災害情報等の報告収集及び伝達計画	20
第4章	災害予防計画	
第1節	防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画	24
第2節	防災訓練計画	25
第3節	物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画	25
第4節	相互応援（受援）体制整備計画	26
第5節	自主防災組織の育成に関する計画	26
第6節	避難体制整備計画	28
第7節	避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画	29
第8節	消防計画	31
第9節	災害危険区域及び整備計画	33
第10節	水害予防計画	33
第11節	風害予防計画	33
第12節	雪害予防計画	34
第13節	融雪災害予防計画	34
第14節	高波・高潮災害予防計画	34
第15節	土砂災害予防計画	34
第16節	複合災害に関する計画	36
第17節	業務継続計画の策定	36
第5章	災害応急対策計画	
第1節	動員計画	37
第2節	災害広報・情報提供計画	39
第3節	水防計画	39
第4節	避難対策計画	40
第5節	食料供給計画	45
第6節	衣料・生活必需品等物資供給計画	46
第7節	給水計画	46
第8節	石油類燃料供給計画	47
第9節	医療救護計画	47
第10節	防疫計画	48
第11節	廃棄物処理等計画	49
第12節	家庭動物等対策計画	50
第13節	行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画	50

第14節	障害物除去計画	51
第15節	輸送計画	52
第16節	労務供給計画	52
第17節	文教対策計画	52
第18節	災害警備計画	54
第19節	海難予防及び救助計画	55
第20節	自衛隊派遣要請計画	56
第21節	広域応援・受援計画	57
第22節	防災ボランティア活用計画	57
第6章	特殊災害対策計画	
第1節	地震・津波災害対策計画	59
第2節	港湾等防災対策計画	59
第3節	救急医療対策計画	65
第7章	事故災害対策計画	
第1節	海上災害対策計画	68
第2節	航空災害対策計画	73
第3節	道路災害対策計画	75
第4節	原子力災害対策計画	79
第5節	危険物等災害対策計画	79
第6節	大規模な火事災害対策計画	81
第7節	林野火災対策計画	84
第8章	災害復旧・被災者援護計画	
第1節	実施責任者	87
第2節	災害復旧事業計画の概要	87
第3節	災害復旧予算措置	88
第4節	激甚災害に係る財政援助措置	88
第5節	被災者援護計画	88
第6節	応急金融対策	89

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、岩内町防災会議が作成する計画であり、岩内町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関がその機能のすべてをあげて町民の生命、身体及び財産を災害から保護するための事項を定め、防災の万全を期することを目的とする。

第2節 計画推進に当たっての基本となる事項

本計画は、次の事項を基本として推進する。

- 1 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組合せて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
- 2 防災対策は、北海道防災対策基本条例（平成21年北海道条例第8号）第3条の基本理念より、自助（町民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（市町村、防災関係機関が実施する対策をいう。）のそれぞれが効果的に推進されるよう、町民並びに町、防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
- 3 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、災害教訓の伝承や防災教育の推進により、防災意識の向上を図らなければならない。
- 4 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

岩内町防災会議の構成機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次に定めるところによる。

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	後 志 森 林 管 理 署 共 和 森 林 事 務 所	1. 林野火災の予防計画、災害発生の場合の応急対策の概要についての連絡に関すること。 2. 災害時において緊急復旧用材の需要が増大した場合の供給に関すること。
	岩内公共職業安定所	1. 災害時における労務者の確保と失業者の救済について連絡調整、援助に関すること。
	小 樽 開 発 建 設 部 岩 内 道 路 事 務 所	1. 国道の維持管理及び災害応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。
	小 樽 開 発 建 設 部 小 樽 港 湾 事 務 所	1. 国で整備した港湾施設の災害に関する応急対策、災害復旧対策の実施に関すること。 2. 町で整備した港湾施設の災害に関する応急対策、災害復旧計画等についての技術的な援助に関すること。

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
指 定 地 方 行 政 機 関	小 樽 海 上 保 安 部	1. 気象等に関する特別警報、警報、並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 2. 災害時において船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去等に関すること。 3. 災害時において傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 4. 海上における人命の救助に関すること。 5. 海上交通の安全確保に関すること。 6. 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。
	札 幌 管 区 気 象 台	1. 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること。 2. 気象、地象、水象の予報及び特別警報・警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じた住民周知に関すること。 3. 災害時の気象等の資料提供のための災害時自然現象報告書を作成すること。 4. 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること。
	北 海 道 運 輸 局 札 幌 運 輸 支 局	1. 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 2. 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 3. 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 4. 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。
北 海 道	後 志 総 合 振 興 局 保 健 環 境 部 岩 内 地 域 保 健 室	1. 災害時における医療、防疫についての必要な連絡調整、援助及び指導に関すること。
	後 志 総 合 振 興 局 小 樽 建 設 管 理 部 共 和 出 張 所	1. 所管する道路、河川、海岸、漁港の維持管理及び災害予防、災害応急対策、災害復旧対策等の実施に関すること。
	後 志 総 合 振 興 局 産 業 振 興 部 後 志 地 区 水 産 技 術 普 及 指 導 所 岩 内 支 所	1. 水産資源の被害調査、災害復旧対策についての協力援助に関すること。
	後 志 総 合 振 興 局	1. 後志総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。 2. 防災に関する組織の整備、災害予防措置に関すること。 3. 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 4. 関係機関との連絡調整に関すること。 5. 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
北 海 道 警 察	岩 内 警 察 署	1. 災害時における住民の避難誘導及び援助、犯罪の予防、交通の規制等に関すること。 2. 災害の予警報の伝達及び災害情報の収集に関すること。

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
岩 内 町		1. 岩内町防災会議の事務に関すること。 2. 防災に関する組織の整備に関すること。 3. 町の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること。 4. 防災に関する物資の調達・確保及び資機材の整備に関すること。 5. 自主防災組織の整備を図ること。 6. 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 7. 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 8. 要配慮者の擁護に関すること。 9. 防災ボランティアの受入れに関すること。
岩 内 町 教 育 委 員 会		1. 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。 2. 災害時における教育施設及び文化財等の応急対策に関すること。
岩内・寿都地方消防組合 (岩内消防署・岩内消防団)		1. 水害、火災等の予消防に関すること。 2. 気象予警報の伝達に関すること。 3. 災害時における住民の避難、誘導及び救急・救助に関すること。 4. 災害時における危険地域の警戒に関すること。
指 定 公 共 機 関	日本郵便株式会社 岩 内 郵 便 局	1. 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関すること。
	北海道電力株式会社 岩 内 営 業 所	1. 災害時における電力の円滑な供給に関すること。
	東日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。） 北海道事業部設備部災害対策室	1. 気象官署からの予警報の伝達に関すること。 2. 非常及び緊急通話の取り扱い及び必要に応じ電話、電報の利用制限を実施するなど重要通信の確保に関すること。
	日本通運株式会社 小樽支店物流センター	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
	北海道旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）倶知安駅	1. 災害時における救援物資の緊急輸送等に関すること。
公指 共定 機地 関方	岩内古宇郡医師会	1. 災害時における救急医療に関すること。
重公 要共 な団 施体 設及 のび 管防 理災 者上	北海道中央バス株式会社 岩 内 営 業 所	1. 災害時におけるバス等による輸送の確保に関すること。 2. 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等についての関係機関への支援に関すること。
	岩 内 郡 漁 業 協 同 組 合	1. 気象予警報の連絡に関すること。 2. 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 3. 災害時における組合員の被害調査の協力に関すること。

機 関 名		事 務 又 は 業 務 の 大 綱
公 共 団 体 及 び 防 災 上 重 要 な 施 設 の 管 理 者	きょうわ農協 協同組合 岩内支所	1. 気象予警報の連絡に関すること。 2. 被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 3. 災害時における組合員の被害調査の協力に関すること。
	岩内商工会議所	1. 災害時における物価の安定及び救援物資の確保についての協力に関すること。 2. 被災商工業者に対する経営指導及び資金の融資並びに斡旋に関すること。 3. 災害時における被災商工業者の被害調査の協力に関すること。
	危険物関係 施設の管理者	1. 災害時における危険物の保安に関する措置に関すること。
	岩内町各地区 町内会・自治会	1. 災害時における住民相互の連携、連絡に関すること。 2. 災害時における住民相互の奉仕、協力に関すること。
	岩内町女性団体 連絡協議会	1. 災害時における炊出し等、応急対策の協力に関すること。
	岩内町衛生 組合連合会	1. 災害時における応急対策について必要に応じて各单位組合の協力体制確立に関すること。

第4節 岩内町の地勢と災害の概要

1. 地 勢

町は、北緯42° 59′ 東経140° 31′ に位置し、東は共和町に接し、西は日本海に面し、南は岩内岳雷電連峰を連ねる稜線により蘭越町、寿都町に続き、北は岩内湾の入江を経て泊村、神恵内村の両村に対している。

面積は70.63km²で、東西約13km、南北約10km、海岸線は約17kmとなっている。

2. 気候風土及び災害

岩内町における年間平均気温は8～9℃、降水総量は1000mm程度で北海道としては比較的恵まれた気象条件下にあるが、冬季間シベリア側から吹き寄せる北西の風は極めて強い。

また、災害の種類は大別して火災、漁船の遭難、水害等によるもので過去の主な災害の発生状況は、資料1－4－2－1のとおりである。

3. 過去3カ年の気象状況(月別平均)

資料 1－4－3－1

第5節 町民の心構え

北海道南西沖地震、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、町民は「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需品の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

第2章 防災組織

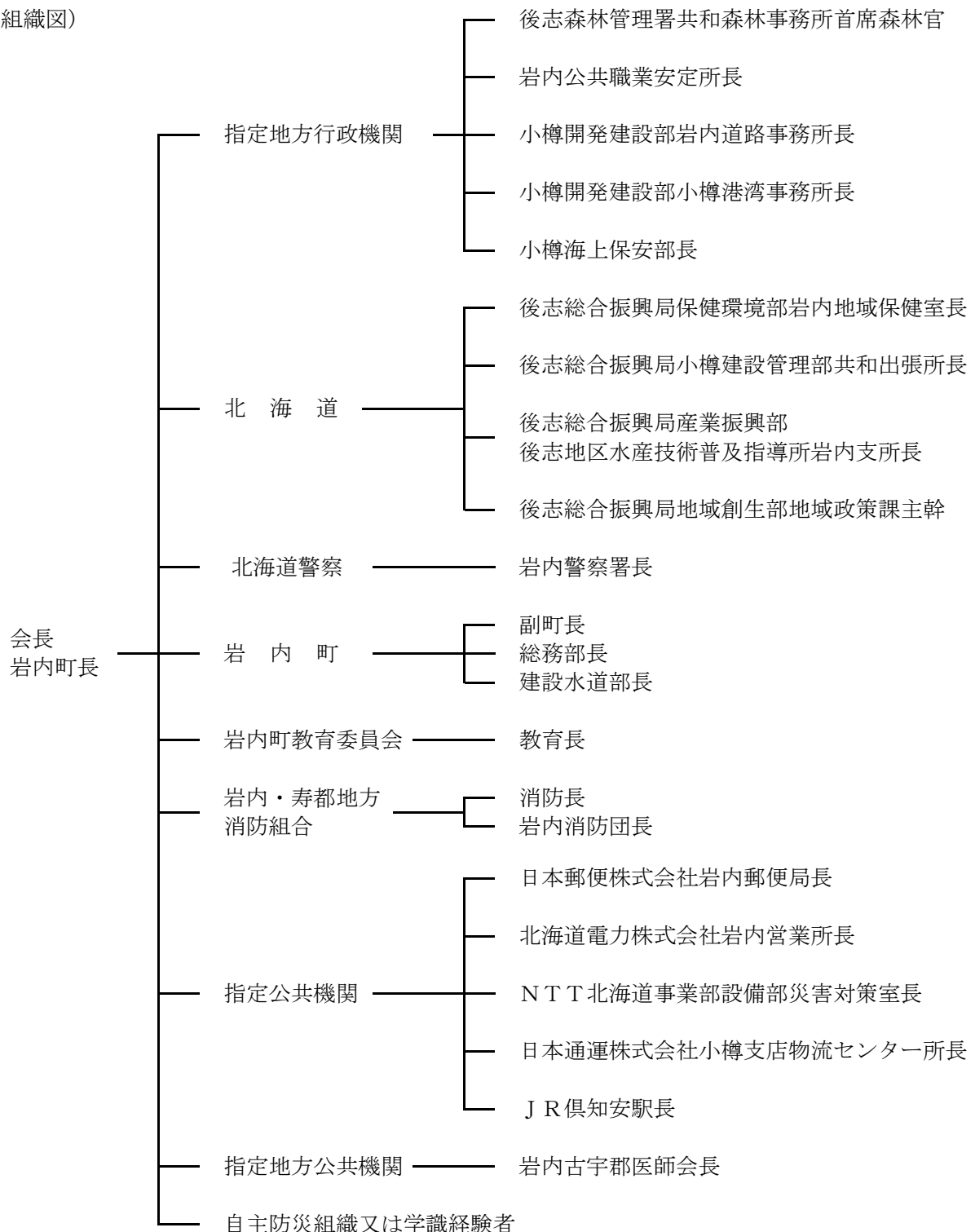
第1節 防災会議

基本法第16条第6項の規定に基づき制定された岩内町防災会議条例（昭和37年岩内町条例第12号）により、町長を会長として同条例に定められた委員をもって組織するものであり、その所掌事務としては町における防災計画の作成及び実施の推進を図るとともに、災害時における情報の収集を任務とするものである。

岩内町防災会議条例

資料 2-1-1-1

(組織図)



第2節 災害対策本部

1. 災害発生に対処する災害対策本部(以下「本部」という。)の組織等については、次に定めるところによる。

(1) 本部の設置及び廃止の時期

ア. 設置の時期

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあると認められた場合は、基本法第23条の2の規定に基づき、町長が本部を設置するものであるが、設置の基準は次の各号の一に該当し、町長が必要と認めるときに設置するものとする。

なお、本部を設置した場合は、直ちにその旨を防災会議委員及び北海道知事に通知する。

- (ア) 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- (イ) 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- (ウ) 気象業務法に基づく気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受け非常配備の必要が認められたとき。

イ. 廃止の時期

本部の廃止の時期は、町長(本部長)の判断に基づき、その基準は次のとおりとする。

- (ア) 予想された災害の危険が解消したと認められたとき。
- (イ) 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

ウ. 公表

本部を設置したときは、直ちに本部付構成員及び各部長、班長並びに関係機関に通知するとともに、本部標識を掲示するものとする。

なお、廃止した場合の公表については、設置の場合に準ずるものとする。

(2) 本部の運営

災害対策の円滑かつ適切ならしめるための本部の運営については、岩内町災害対策本部条例(昭和37年岩内町条例第13号)によるものとする。

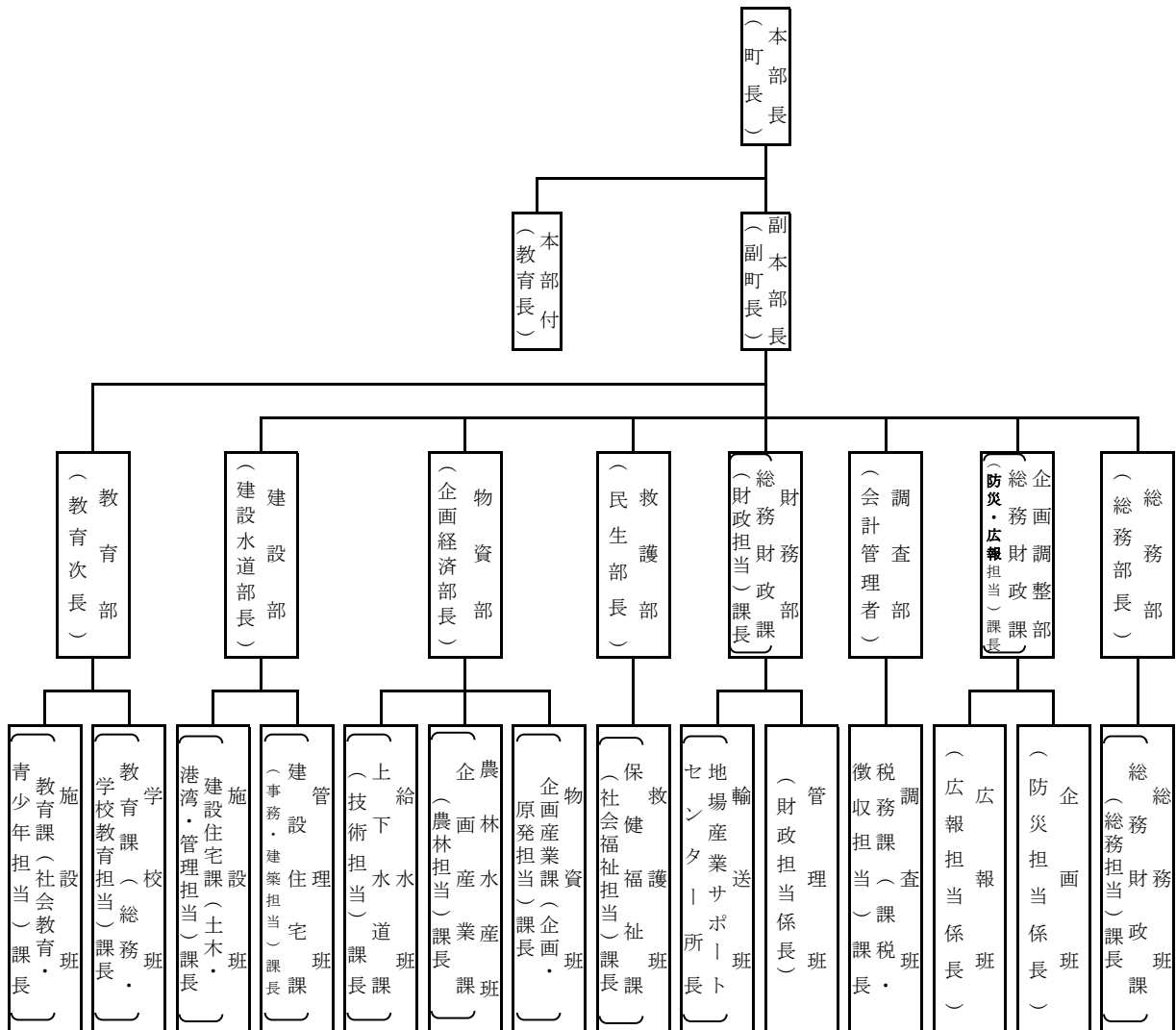
岩内町災害対策本部条例

資料 2-2-1-1

(3) 本部の業務分担

災害発生に対処する本部の組織及び業務分担は、次のとおりとする。

ア. 災害対策本部組織



イ. 業務分担表

部	班	所 掌 業 務
総務部	総務班	1. 災害対策本部の運営に関すること。 2. 庁内非常配備体制に関すること。 3. 庁内の電力及び電話通信の管理及び確保に関すること。 4. 自衛隊の派遣要請に関すること。 5. 災害に係る国・道への報告に関すること。 6. 防災会議に関すること。 7. その他、他の部、班に属さないこと。
企画調整部	企画班	1. 災害情報、気象情報の収集伝達に関すること。 2. 災害対策の業務計画に関すること。 3. 関係市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 4. 被災地との連絡、交通網の確保に関すること。 5. 各部との連絡調整に関すること。
企画調整部	広報班	1. 非常警報、避難勧告、避難解除等に係る広報に関すること。 2. 災害報道記事及び災害写真等の収集に関すること。 3. 災害対策活動の記録に関すること。 4. 報道機関との連絡調整に関すること。

部	班	所 掌 業 務
調 査 部	調 査 班	1. 被害調査の収集に関すること。 2. 被害状況の記録に関すること。
財 務 部	管 理 班	1. 災害対策の予算措置及び経理に関すること。 2. 災害応急対策及び災害復旧に要する資金計画に関すること。 3. 災害対策用物資の出納に関すること。
	輸 送 班	1. 輸送車両の確保に関すること。 2. 救援・救護物資及び避難者の輸送に関すること。 3. 救援物資及び避難者の輸送記録に関すること。
救 護 部	救 護 班	1. 避難所の開設及び避難者の誘導、受入れに関すること。 2. 被災者の人命救助計画作成及び実施に関すること。 3. 日本赤十字社北海道支部の救助活動の連絡調整に関すること。 4. 生活必需物資、義援金品の受け付け及び配分に関すること。 5. 医療機関に対する応援要請に関すること。 6. 被災者に対する応急医療に関すること。 7. 防疫計画の作成及びその実施に関すること。 8. じん芥収集、し尿の汲み取り、その他環境衛生の確保に関すること。 9. 死亡者の収容及び埋葬に関すること。 10. 住民組織の協力要請に関すること。 11. 炊出しによる食料の確保に関すること。 12. ボランティアの受入れに関すること。 13. その他被災者の福祉、保健衛生に係る応急対策に関すること。 14. 避難行動要支援者の救助に関すること。
物 資 部	物 資 班	1. 応急食料の供給計画の作成及び炊出しの実施に関すること。 2. 生活必需物資の調達及び供給に関すること。 3. 救援・救護物資の調達及び供給に関すること。 4. 災害対策及び災害復旧に係る応急資機材等の調達に関すること。
	農 林 水 産 班	1. 農林水産業災害に対する応急措置及び復旧事業に関すること。 2. 被災業者に係る援護対策に関すること。 3. 林野火災の予防消防計画に関すること。 4. 治山・治水対策に関すること。 5. 災害時における物価抑制に関すること。 6. 観光入込客対策に関すること。
	給 水 班	1. 災害時の飲料水の確保に関すること。 2. 避難所及び断水地域の給水に関すること。 3. 水道施設の応急措置及び復旧事業に関すること。
建 設 部	管 理 班	1. 応急資材の需給計画の作成及び実施に関すること。 2. 災害時における土木建設用機械等の運用計画及び実施に関すること。 3. その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。
	施 設 班	1. 道路、橋梁、河川、海岸、湾港、公共施設等の応急措置に関すること。 2. 被災地の交通不能箇所の応急措置に関すること。 3. 障害物の除去に関すること。 4. その他、災害時における復旧事業の実施に関すること。

部	班	所 掌 業 務
教 育 部	学 校 班	1. 児童・生徒の避難及び救護に関すること。 2. 災害時における応急教育に関すること。 3. 学用品の調達・支給に関すること。 4. 災害時における学校給食に関すること。 5. 各小中学校との連絡調整に関すること。 6. 社会教育関係団体の応援、協力要請に関すること。
	施 設 班	1. 避難所の設営に関すること。 2. 教育施設の応急対策に関すること。 3. 文化財等の応急対策に関すること。

(4) 災害対策本部の配備体制

非常配備の基準は次のとおりとする。

- ア. 本部は被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため、非常配備の体制をとるものとする。
- ただし、本部が設置されない場合にあっては、町として非常配備に関する基準により、配備の体制をとることがあるものとする。
- イ. 非常配備の種別、配備時期、配備内容の基準については次のとおりとする。
- ウ. 班長は、前項の基準に基づき配備計画を定め、職員に徹底しておくものとする。

非常配備に関する基準

種 別	配 備 時 期	配 備 内 容
第 1 非常配備	1. 気象、地象及び水象等に関する情報又は警報が発令されたとき。 2. その他本部長（町長）が必要と認めたとき。	情報連絡のため、各部の少数人員をもってあたるもので情報収集、連絡活動を行い、気象等の状況により、さらに次の配備に移行できる体制。
第 2 非常配備	1. 特別警報（大雨・暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪）が発表されたとき。 2. 局地的な災害の発生が予想される場合、又は、災害が発生したとき。 3. その他本部町（町長）が必要と認めたとき。	本部の各部の所要人員をもってあたるもので情報収集、連絡活動及び応急対策を実施し、発生と同時にそのまま非常活動を開始できる体制。
第 3 非常配備	1. 広域にわたる災害の発生が予想されるとき、又は、災害が発生し被害が甚大であると予想されるとき。 2. 予想されない重大な災害が発生したとき。	本部の全員をもってあたり、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制。

〈備 考〉 災害の規模及び特性に応じ上記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整えるものとする。

2. 放射性物質の大量の放出により生ずる場合の本部の設置等については、1の規定にかかわらず「泊発電所周辺地域原子力防災計画」に定めるところによるものとする。
- 1の(1)のアの後段の規定は、緊急に災害対策本部を設置する場合において準用する。

第 3 節 住民組織等への協力要請

災害時において、応急活動を円滑かつ迅速に実施するため町長（本部長）は、災害の状況により必要と認めた場合は、各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

1. 協力要請事項

各住民組織に対し協力を要請する事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害現場における負傷者の応急手当
- (2) 避難所内での手伝い、被災者の世話
- (3) 義援金品の募集及び整理
- (4) 本部が行う人員、物資の輸送
- (5) その他救援活動に必要で町長（本部長）が協力を求めた事項

協力依頼の住民組織

資料 2－3－1－1

第3章 情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な気象等特別警報・警報・注意報並びに情報（以下「気象警報等」という。）の収集、通報及び伝達については、本計画の定めるところによる。

第1節 気象業務組織

1. 予報区と担当官署

(1) 一般予報区

ア. 一般予報区は、わが国全域を対象とする全国予報区（気象庁本庁担当）と11に分割した地方予報区、地方予報区をさらに56に分割した府県予報区からなっている。

府県予報区名称	区 域	担 当 官 署
石狩・空知・後志地方	石狩振興局、空知総合振興局 及び後志総合振興局管内	札幌管区気象台

イ. 予報区及び特別警報・警報・注意報に用いる細分区域名は、次のとおりである。

(ア) 一次細分区域

府県予報区を定常的に細分して行う区域。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割して設定した区域。

(イ) 二次細分区域

特別警報・警報・注意報の発表にもちいる区域。市町村を原則とする。

二次細分区域において、海に面する区域にあっては、沿岸の海域を含むものとする。

(ウ) 市町村等をまとめた地域

二次細分区域ごとに発表する特別警報・警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の直轄範囲などを考慮してまとめた区域。

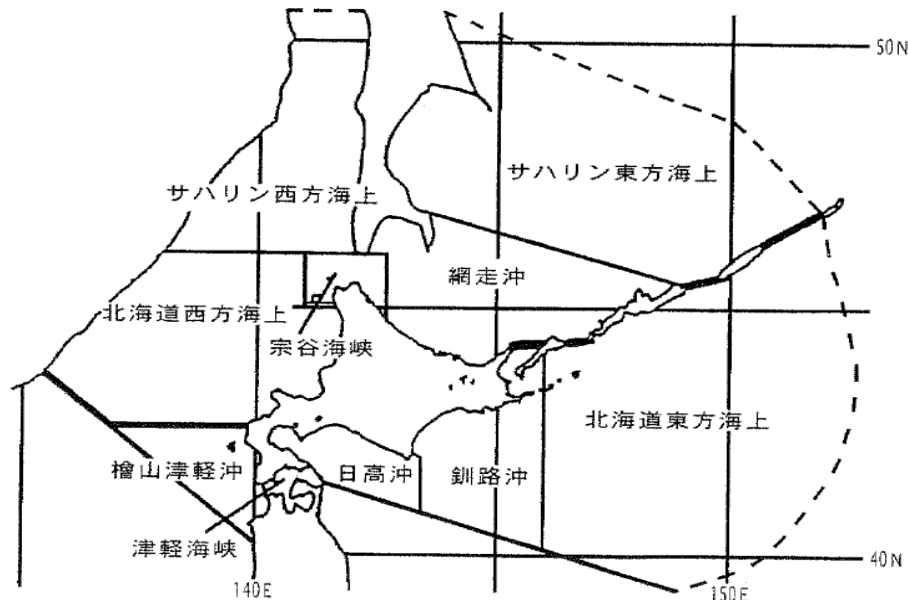
府県予報区	一次細分区域名	市町村等を まとめた地域	二次細分区域名
石狩・空知 後志地方 〔札幌管区 気象台〕	後志地方	後志北部	小樽市、余市町、積丹町、 赤井川村、古平町、仁木町
		羊蹄山麓	ニセコ町、真狩村、喜茂別 町、京極町、倶知安町、留 寿都村
		後志西部	蘭越町、黒松内町、寿都町、 共和町、神恵内村、島牧村、 岩内町、泊村

(2) 海上予報区

海上予報区は、全般海上予報区（気象庁本庁担当）と12の地方海上予報区に分かれており、本道は札幌管区気象台が担当し、図示すると次のとおりである。

海上予報区の細分区域

地方海上予報海域名	細分区域
日本海北部及びオホーツク海南部	サハリン西方海上、宗谷海峡、北海道西方海上、サハリン東方海上、網走沖
北海道南方及び東方海上	北海道東方海上、釧路沖、日高沖、津軽海峡、檜山津軽沖



第2節 気象等に関する特別警報・警報及び注意報

1. 気象等に関する特別警報・警報及び注意報の種類、発表基準

(1) 種類

ア. 気象等に関する特別警報・気象警報・注意報

(ア) 気象等に関する特別警報

大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

(イ) 気象等に関する警報

大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。

(ウ) 気象等に関する注意報

大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により、火災の危険が大きいと予想されたときに発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により、通信線や送電線、船体などに被害がおこるおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により、通信線や送電線、船体などに被害がおこるおそれがあると予想されたときに発表される。
融雪注意報	融雪により浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
霜注意報	早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれが予想されたときに発表される。
低温注意報	低温のため農作物その他に著しい被害がおこるおそれがあると予想されたときに発表される。

イ. 地面現象警報及び注意報

地面現象警報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
地面現象注意報	大雨、大雪などによる山崩れ、地すべりなどによって災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

ウ. 浸水警報及び注意報

浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に気象警報に含めて発表される。
浸水注意報	浸水によって災害が起こる恐れがあると予想される場合に気象注意報に含めて発表される。

エ. 高潮警報及び注意報

高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

オ. 波浪警報及び注意報

波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

カ. 洪水警報及び注意報

洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害がおこるおそれがあると予想されたときに発表される。 対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害がおこるおそれがあると予想されたときに発表される。

(2) 発表基準

ア. 気象等に関する特別警報

名 称	発 表 基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が想定される場合	

数十年に一度の現象に相当する指標

大雨：以下①また②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。

①48時間降水量及び土砂雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で50格子出現。

②3時間降水量及び土砂雨量指数において、50年に一度の値を超過した5km格子が、ともに府県程度の広がり範囲内で10格子出現。

台風等：「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下、風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合。

大雪：府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後の降雪が丸一日程度続くと予想される場合。

イ．気象等に関する警報・注意報

平成28年12月31日現在

名 称			各 種 発 表 基 準		
警 報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1 時間雨量50mm	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	91	
	洪水		流域雨量指数基準	野束川流域＝ 7	
	暴風	平均風速	陸上	18 ^m /s	
			海上	25 ^m /s	
	暴風雪	平均風速	陸上	16 ^m /s 雪による視程障害を伴う	
			海上	25 ^m /s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の高さ	12時間降雪の深さ50cm	
	波浪		有意波高	6. 0m	
	高潮		潮位	1. 4m	
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量30mm		
		土壌雨量指数基準	65		
	洪水		流域雨量指数基準	野束川流域＝ 5	
	強風	平均風速	陸上	13 ^m /s	
			海上	15 ^m /s	
	風雪	平均風速	陸上	11 ^m /s 雪による視程障害を伴う	
			海上	15 ^m /s 雪による視程障害を伴う	
	大雪		降雪の高さ	12時間降雪の深さ30cm	
	波浪		有意波高	3. 0m	
	高潮		潮位	0. 8m	
	雷		落雷等により被害が予想される場合		
	融雪		70mm以上：24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m	
			海上	500m	

名 称	各 種 発 表 基 準	
注意報	乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%
	なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温 5℃以上
	低温	5月～10月：(平均気温) 平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11月～4月：(最低気温) 平年より 8℃以上低い
	霜	最低気温 3℃以下
	着氷	船体着氷：水温 4℃以下 気温－5℃以下で風速 8 m/s以上
	着雪	気温 0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量 80mm

＜参考＞

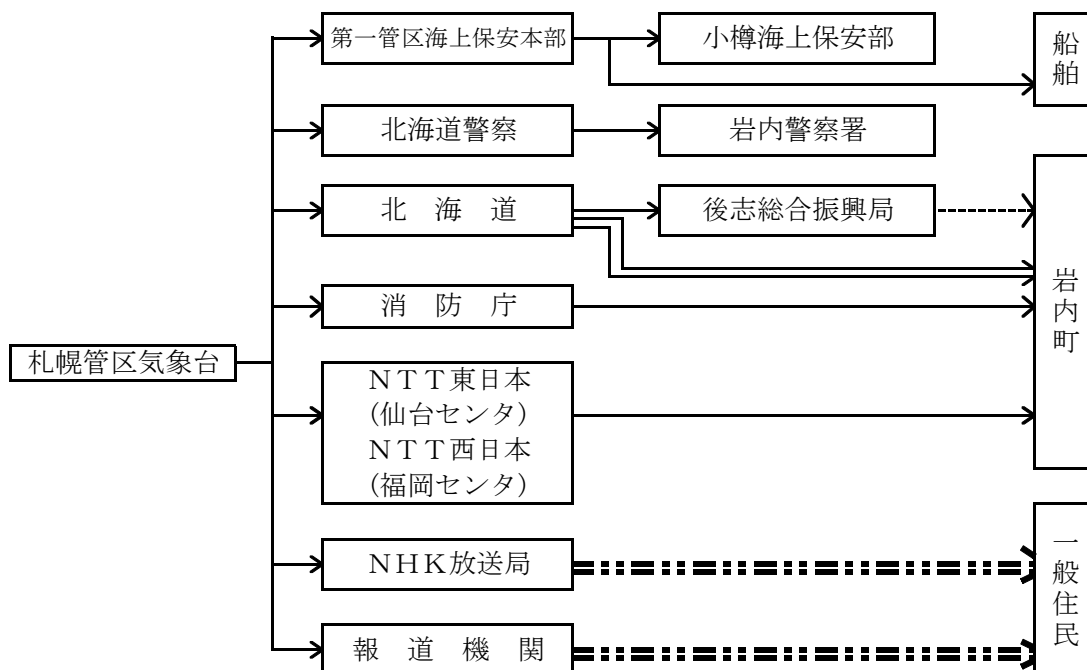
土壌雨量指数： 土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを示す指数。

その基準値は、岩内町における最低値を示す。

流域河川指数： 河川流域の降雨のもとに、洪水の危険度を評価するための指標。

(3) 伝達系統図

伝達は、次の系統図により伝達先に対して行う。

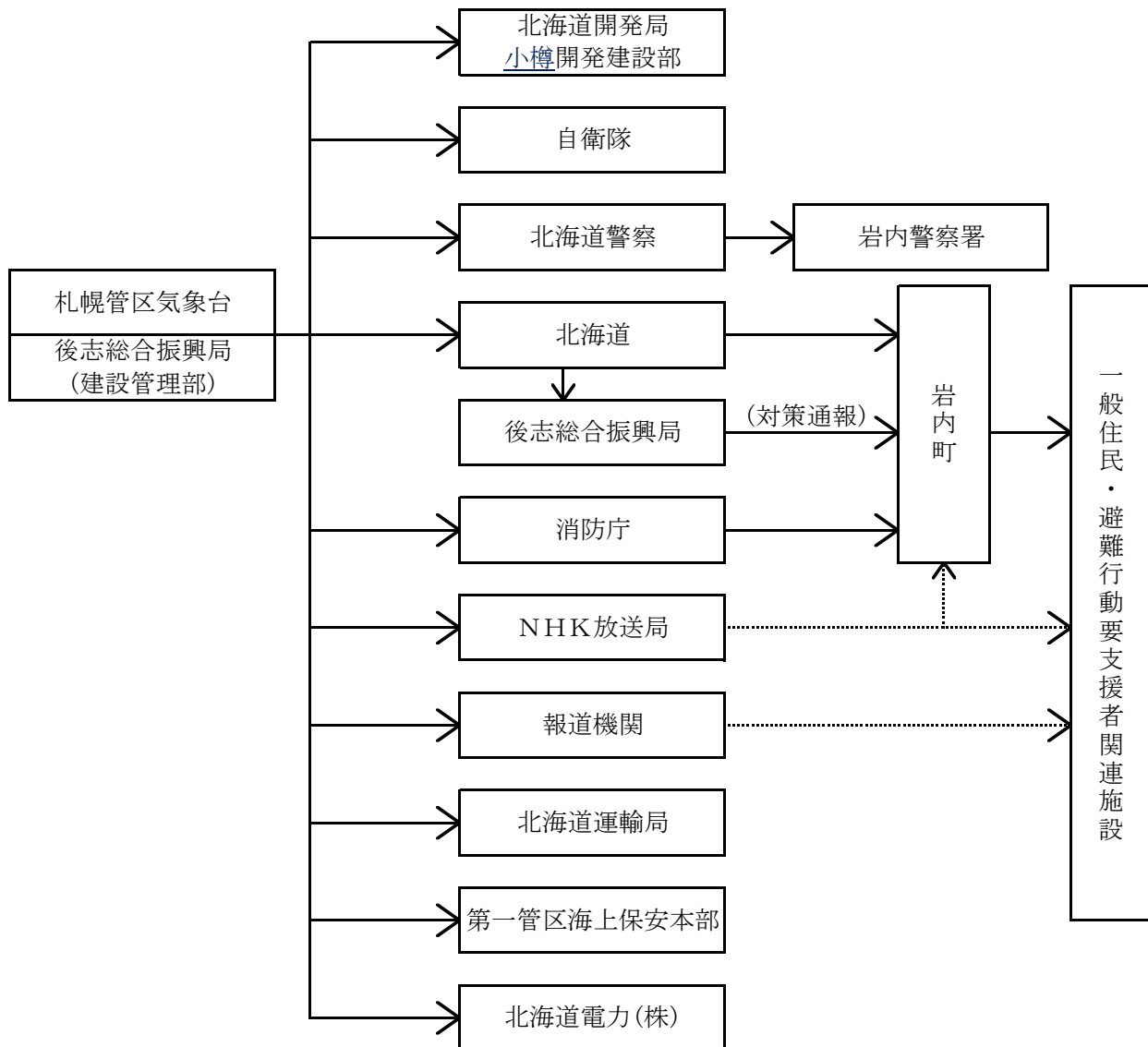


※ **⇒** は、放送・無線、**→** は警報のみ、**.....→** は津波の場合又は、必要に応じて通報。**⇒⇒** は、特別警報が発表されたときに、通知若しくは周知の措置が義務付けられている。

2. 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害が発生する危険性が高まった時に、町長が防災活動・避難勧告等の判断や、住民の自主避難の判断の参考となるよう、後志総合振興局と札幌管区气象台が共同で作成し発表される。

伝達は次の系統により行う。



.....➡ は放送

3. 海上警報

(1) 種類

船舶の運航に必要な海上の気象、波浪その他に関する警報で予想される風の強さによって次の五種類に分けて発表する。

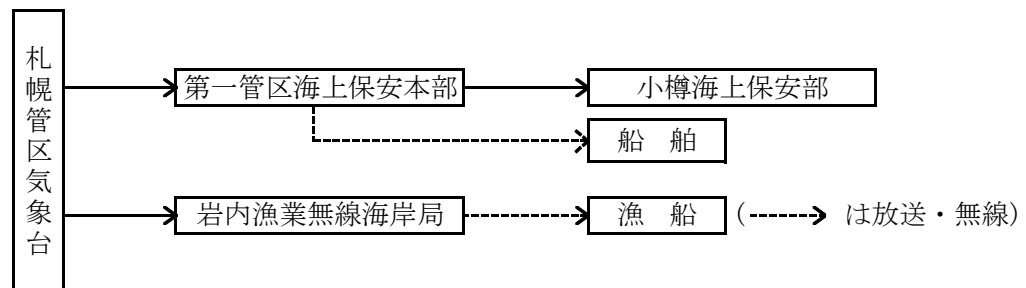
種 別	呼 称		説 明
	英 文	和 文	
一般警報	WARNING	海上風警報 カイジョウカセキケイホ 海上濃霧警報 カイジョウノウムケイホ	気象庁風力階級表の風力階級 7 (28～33Kt) の場合。 濃霧について警告を必要とする場合。 (海上の視程500m以下又は0.3海里以下)
強風警報	GALE WARNING	海上強風警報 カイジョウキョウフウケイホ	気象庁風力階級表の風力階級 8 (34～40Kt) 及び 9 (41～47Kt) の場合。
暴風警報	STORM WARNING	海上暴風警報 カイジョウボウフウケイホ	気象庁風力階級表の風力階級10(48～55Kt) 以上の場合。 (熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64Kt～) の場合を除く)
台風警報	TYPHOON WARNING	海上台風警報 カイジョウタイフウケイホ	熱帯低気圧により気象庁風力階級表の風力階級12(64Kt～) の場合。

種 別	呼 称		説 明
	英 文	和 文	
警報なし	NO WARNING	海上警報なし カイジョウケイナシ 海上警報解除 カイジョウケイホカイジョ	警報する現象が予想されない場合、又は継続中の警報を解除する場合。

(注) この表に掲げる以外の現象について警告を発する必要がある場合は、一般警報として現象名の前に「海上」を付した警報を行うことがある。

(2) 伝達系統図

警報の伝達は、次の系統図により行う。



4. 火災に関するもの

札幌管区気象台は火災気象通報の発表及び終了の通報を消防法(昭和23年法律第186号)の規定に基づき、北海道に行うものとする。

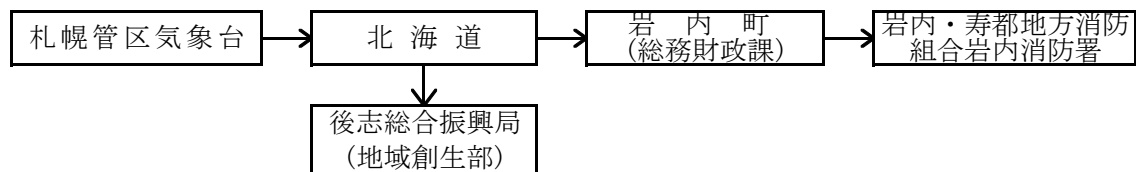
通報を受けた北海道は、管内各市町村に通報するものとし、町長は、この通報を受けた場合又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めたときは、火災警報を発令することができるものとする。

(1) 発表基準

振興局名	通 報 基 準
後 志	実効湿度60%以下で、最小湿度30%以下の場合、若しくは平均風速で陸上13m/s以上が予想される場合。

(注) 平均風速が13m/s以上であっても、降水及び降雪の状況によっては火災気象通報を行わない場合がある。

(2) 伝達系統図



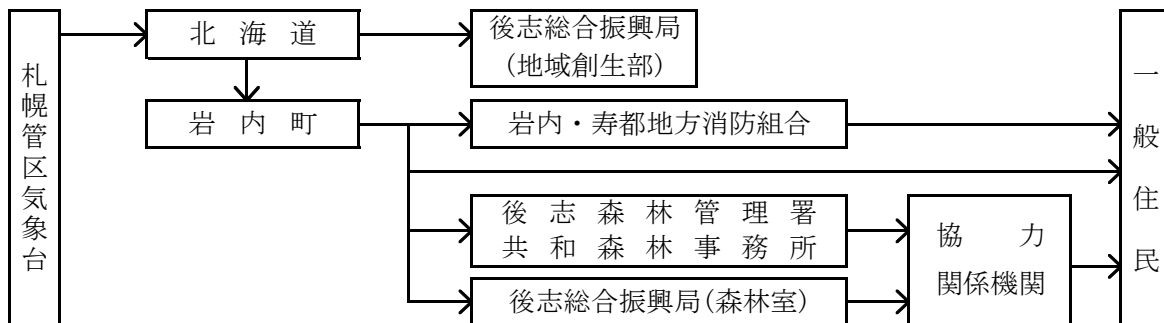
5. 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として行い、火災気象通報の発表及び終了を次のとおり行うものとする。

(1) 林野火災気象通報の種別

林野火災気象通報	説 明	林野関係機関 部内通報符号
情報 (原則として週間予報に含ませる)	何日頃山火事が発生し易いから注意してください。	サ ケ イ
乾燥 注意 報	山火事が発生し易く甚だ危険です。	サ ケ ロ
注 意 報 解 除	今まで通報した注意報は解除します。	サ ケ ン

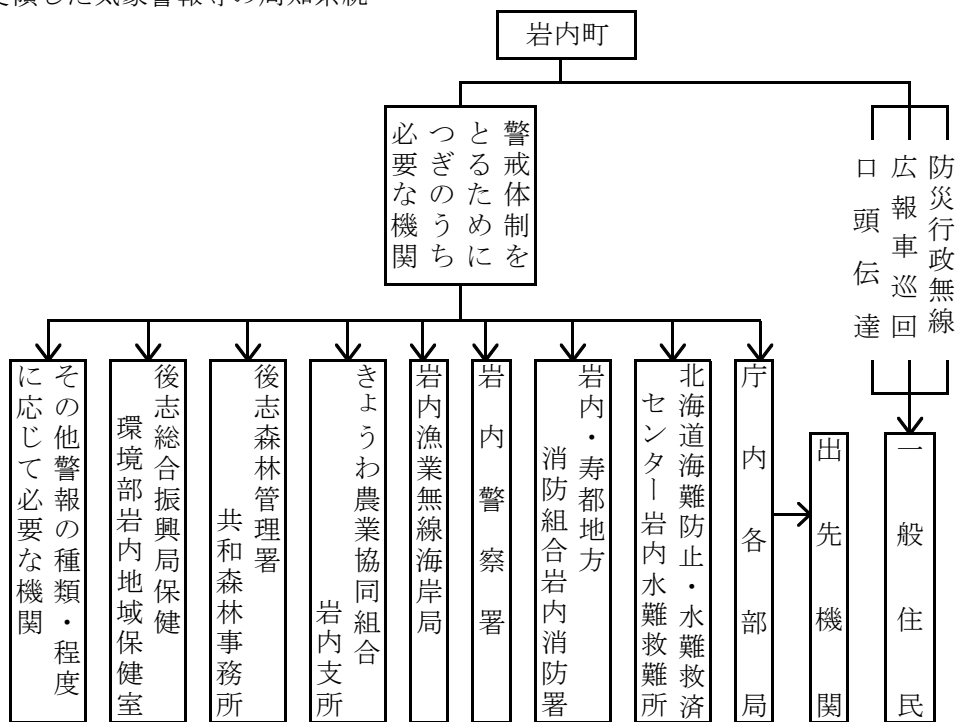
(2) 林野火災伝達系統図



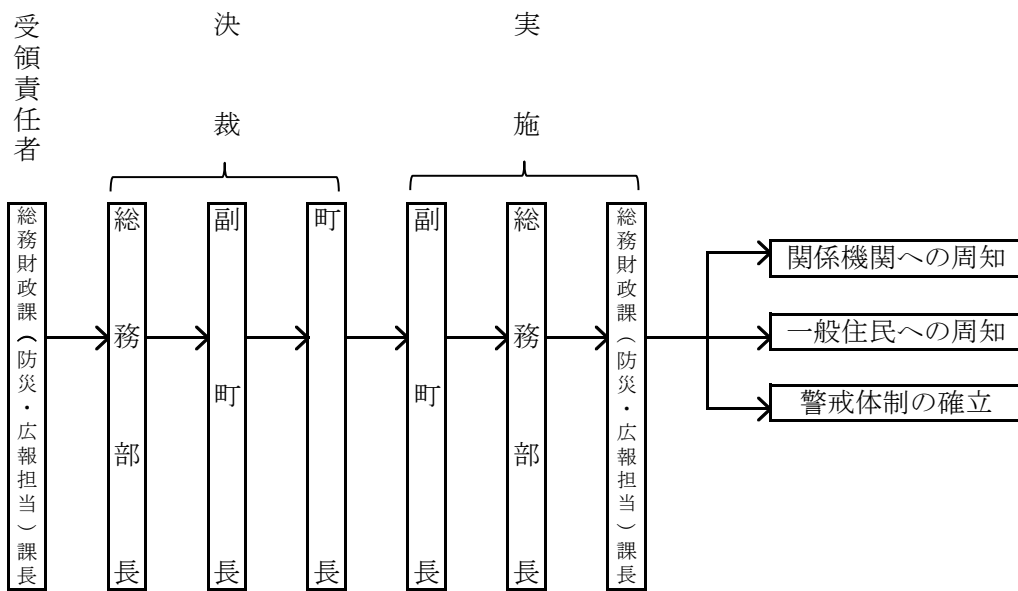
6. 気象予警報等の伝達計画

本章第2節の気象予警報等が発令された場合の周知系統は、次によるものとする。

(1) 受領した気象警報等の周知系統



(2) 気象警報等周知の町の内部系統



(周知先・周知方法・警戒体制の規模の決定)

7. 伝達実施要領

(1) 気象警報等の受領

気象警報等の受領責任者は総務財政課(防災・広報担当)課長とし、課長不在の場合は防災担当係長が担当する。

(2) 周知要領

総務財政課(防災・広報担当)課長が気象警報等を受けたときは、伝達系統により周知先、周知方法のほか警戒体制の必要の有無について、また、必要な場合はその規模等について副町長、総務部長の指示を受け町長の決裁を経てその範囲を定め直ちに周知する。

(3) 夜間、休日等の気象警報等の取り扱い

気象警報等を日直員、又は警備員が受けた場合は、直ちにその旨を記録するとともに、総務財政課(防災・広報担当)課長へ連絡して取扱上の指示を受けるものとする。

総務財政課(防災・広報担当)課長不在の場合は防災担当係長へ、防災担当係長不在の場合は総務財政課防災担当へ連絡する。

課長、係長、担当ともに不在の場合は、総務部長へ連絡するものとする。

(4) 気象警報等を受けた場合の記録

気象警報等を受けた場合及び関係機関へ周知した場合は、その内容を資料3-2-7-1により記録する。

日直員又は、警備員がこれを処理した場合は、翌日若しくは休日あけのとき総務財政課(防災・広報担当)課長へ詳細を報告し、提出するものとする。

第3節 災害通信計画

災害時における災害情報及び被害報告等の通信連絡の方法は、本計画に定めるところによる。

第1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害発生直後は、災害情報連絡のための通信手段を直ちに確保するため、直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。

また、災害時の防災関係機関相互の通信連絡は、N T T等の公衆通信設備、防災関係機関が設置した通信設備及び衛生携帯電話等の移動通信回線の活用により行うものとする。

なお、電気通信事業者は、災害時において、防災関係機関の重要施設を優先的に確保するものとする。

第2 電話及び電報の優先利用並びに通信途絶時等における措置等

1. 電話による通信

災害その他緊急を要するときにダイヤル通話によることが困難な場合(回線のふくそう等)は、災害時においても優先的に通話を利用することができる災害時優先電話に指定されている電話及び公衆電話をもって、関係機関に通報するものとする。

2. 電報による通信

災害時において緊急を要するため、電報を発信する場合は、発信人は「非常電報」である旨を電報取扱局に告げるものとする。

非常電報として取り扱う電報の内容については、非常通話の内容と同じである。

3. 公衆通信施設以外の通信

N T T加入電話等通常の通信手段に障害が発生した場合には、次に掲げる専用通信系統の活用により通信の確保を図るものとする。

なお、専用通信施設を利用する必要がある場合を想定し、関係機関とあらかじめ協定するものとする。

(1) 北海道総合行政情報ネットワークによる通信

(2) 北海道警察無線電話及び同無線通信による通信

(3) 北海道開発局関係無線による通信

(4) 岩内郡漁業協同組合の漁業用無線による通信

(5) 北海道中央バス株式会社の無線による通信

4. 通信途絶時の連絡方法

各通信系統をもって通信を行うことができないとき、又は著しく困難であるときは、自動車、自転車、徒歩などの臨機応変な措置を講ずるものとする。

主要連絡先までの距離及び所要時間

資料 3-3-4-1

町内アマチュア無線の活用依頼先

資料 3-3-4-2

第4節 災害情報等の報告収集及び伝達計画

災害時における情報の報告収集及び伝達を迅速、的確に行うための方法は、本計画の定めるところによる。

1. 異常現象発見時における措置及び実施要領

(1) 発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の最も近いところに通報するものとする。

ア. 岩内町役場総務財政課(電話62-1011)、又は近くにいる岩内町役場職員。

イ. 岩内・寿都地方消防組合岩内消防署(電話62-1141)、又は消防署職員・団員。

ウ. 岩内警察署(電話62-0110)、又は警察官。

(2) 岩内町役場への通報

異常現象を発見した者あるいは地域住民から通報を受けた者は、直ちに岩内町役場に通報するものとする。

岩内町役場の情報収集担当課及び責任者は次のとおりである。

担当課：総務財政課

責任者：総務財政課(防災・広報担当)課長

(3) 情報収集、報告取扱責任者の執務

情報収集、報告取扱責任者は、災害時においては常時一定の場所で執務するものとし、部内の情報は伝達計画の系統により、随時岩内・寿都地方消防組合岩内消防署、岩内警察署及び関係機関等と相互に情報交換を実施して正確を期するものとする。

(4) 災害情報等の記録

災害情報等を収集したときは、その都度記録を処理し、災害の経過をできる限り詳細に把握できるよう努めるものとする。

(5) 町から関係機関への通報及び住民への周知

町長(本部長)は通報を受けたときは、災害の規模、内容等により必要に応じて関係機関に通報するとともに住民に周知するものとする。

2. 災害情報等報告取扱要領

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告(以下「災害情報等」という。)を後志総合振興局長に報告するものとする。

(1) 災害情報等の報告の対象は概ね次に掲げるものとする。

ア. 人的被害、住家被害が発生したもの。

イ. 災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「救助法」という。)の適用基準に該当する程度のもの。

ウ. 災害に対し、国及び北海道の財政援助等を要すると思われるもの。

エ. 災害が当初軽微であっても、今後拡大し発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で岩内町が軽微であっても後志総合振興局管内全体から判断して報告を要すると認められるもの。

オ. 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。

カ. 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。

キ. その他特に指示があった災害。

(2) 災害情報

ア. 災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、資料3-4-2-1の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告するものとする。

イ. 被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等(住家を除く。)については除くものとする。

なお、消防庁即報基準に該当する火災・災害等のうち、一定規模異常のもの(「直接即報基準」に該当する火災・災害等)を覚知した場合、第一報については、直接消防庁にも報告するものとする。

○火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先
(通常時の報告先)

時間帯		平日(9:30~18:15)	平日(左記時間帯以外)・休日
報告先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5353-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5353-7537	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49013	*-90-49102
	FAX	*-90-49033	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49013	*-048-500-90-49102
	FAX	*-048-500-90-49033	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017	5017

「*」各団体の交換機の特番

(注1) 消防庁と都道府県をつなぐネットワーク

(注2) 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する関係機関等をつなぐネットワーク

(注3) 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワーク

(消防庁災害対策本部設置時の報告先)

報告先		消防庁災害対策本部・情報集約班 (消防防災・危機管理センター内)
N T T回線	電話	03-5253-7510
	FAX	03-5253-7553
消防防災無線 (注1)	電話	*-90-49175
	FAX	*-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク (注2)	電話	*-048-500-90-49175
	FAX	*-048-500-90-49036
中央防災無線(注3)		5017

(ア) 速報

被害発生後直ちに資料3-4-2-2の様式により件数のみ報告するものとする。

(イ) 中間報告

被害状況が判明次第、資料3-4-2-2の様式により報告すること。なお、報告内容に変化が生じたときには、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によるものとする。

(ウ) 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に資料3-4-2-2の様式により報告するものとする。

ウ. その他の報告

災害の報告はア及びイによるほか、法令の定めに従いそれぞれ所要の報告を行うものとする。

(3) 報告の方法

ア. 災害情報及び被害状況報告(速報及び中間報告)は電話又は無線等により迅速に行うものとする。

イ. 被害報告のうち最終報告は、文章により報告するものとする。

(4) 被害状況判定基準

被害状況の判定基準

資料 3-4-2-3

3. 災害情報連絡官公署等及び災害通信施設調

関係機関名	所在地	電話番号	連絡責任者	通信施設(通信機械を含む)の保有状況等	摘 要
岩内・寿都地方消防組合 岩 内 消 防 署	高台 8 番地 1	62-1141	署 長	電 話 サイレン	
岩 内 警 察 署	高台 5 番地	62-0110	署 長	電 話 ・ 無 線	
岩内郡漁業協同組合	大浜92番地12	62-1313	専務理事	電 話 ・ 無 線	岩内漁業無線海岸局
小樽開発建設部 岩内道路事務所	東山104番地	62-1491	所 長	電 話 ・ 無 線	
小樽開発建設部 小樽港湾事務所	小樽市築港 2 番 2 号	0134- 22-6131	所 長	電 話	
後志総合振興局小樽 建設管理部共和出張所	共和町老古美 83番地	62-1818	所 長	電 話	
後志森林管理署 共和森林事務所	共和町南幌似	73-2132	首 席 森林官	電 話	
日本郵便株式会社 岩 内 郵 便 局	高台180 番地 2	62-1580	局 長	電 話	
後志総合振興局保健 環境部岩内地域保健室	清住251 番地 1	62-1537	室 長	電 話	
岩内公共職業安定所	相生199 番地 1	62-1262	所 長	電 話	
小樽海上保安部	小樽市 港町 5 番 2 号	0134- 27-6166	部 長	電 話	
北海道海難防止・水難 救済センター岩内水難救難所	大浜92番地12	62-1313	所 長	電 話	
岩 内 商 工 会 議 所	万代47番地 1	62-1184	会 頭	電 話	
きょうわ農業協同組合 岩 内 支 所	大浜19番地 1	62-1136	支所長	電 話	
岩 内 高 等 学 校	宮園43番地 1	62-1445	校 長	電 話	
岩 内 第 一 中 学 校	宮園313番地20	62-0333	校 長	電 話	
岩 内 第 二 中 学 校	野束41番地	62-0289	校 長	電 話	
岩 内 東 小 学 校	東山130番地	62-0246	校 長	電 話	
岩 内 西 小 学 校	野束172番地 3	62-0263	校 長	電 話	

4. 消防信号及び水防信号

(1) 消防信号

信号別\方法	サイレン 信 号	そ の 他	摘 要
火 災 出 動 信 号	5 秒 5 秒 5 秒 〇— 〇— 〇— 休 休 休 止 止 止		
山林火災出動信号	10 秒 2 秒 10 秒 2 秒 10 秒 2 秒 〇— 〇— 〇— 休 休 休 止 止 止		

信号別\方法	サイレン信号	その他	摘要
火災警報信号	30秒 6秒 30秒 6秒 30秒 6秒 ○— 休止 — ○— 休止 — ○— 休止	火災警報発令中 上記の掲示板を要所に掲げる。 (赤地に白文字)	左記のほか広報車で巡回するとともに防災行政無線で周知する。
演習招集信号	15秒 6秒 15秒 6秒 15秒 6秒 ○— 休止 — ○— 休止 — ○— 休止		

※ 信号は適宜の時間継続するものとする。

(2) 水防信号

- ア. 第1信号 はん濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの
 イ. 第2信号 消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
 ウ. 第3信号 町の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
 エ. 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの
 オ. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合及び津波の場合は、上記に準じて取り扱う

信号別\方法	サイレン信号
第 1 信 号	約 5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 15秒 ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止
第 2 信 号	約 5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 6秒 ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止
第 3 信 号	約 10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 5秒 ○ — 休止 — ○ — 休止 — ○ — 休止
第 4 信 号	約 1分 5秒 1分 ○ — 休止 — ○

- (備考) 1. 信号は、適宜の時間継続する。
 2. 危険が去ったときは、防災行政無線及び広報車により周知するものとする。

第4章 災害予防計画

防災対策の究極の目的は、災害を未然に防止することであり、災害予防はあらゆる防災の根幹をなすものであり、災害予防責任者は、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるものとする。

第1節 防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画

防災関係職員及び町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) 防災関係機関全般

災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して防災に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民に対する防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進により、防災意識の高揚を図り、地域における防災活動の的確かつ円滑な実施が推進されるよう努める。

(2) 岩内町

ア. 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関する教育を実施するものとする。

イ. 住民等との防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の推進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

ウ. 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果等の各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

エ. 地域の防災活動におけるリーダーの育成に努めるものとする。

2. 配慮すべき事項

(1) 東日本大震災をはじめとする、我が国の大規模災害の教訓等を踏まえ、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

(2) 要配慮者に十分配慮し、地域において、要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

(3) 社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

3. 普及・啓発及び教育の方法

防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進は、次の方法により行うものとする。

(1) 各種防災訓練の参加普及

(2) ラジオ、テレビ、インターネットの活用

(3) 新聞、広報紙等の活用

(4) 新聞、スライド、ビデオ等の作成及び活用

(5) 広報車両の活用

(6) テキスト、マニュアル、パンフレットの配付

(7) 研修、講習会、講演会等の開催

(8) その他

4. 普及・啓発及び教育を要する事項

- (1) 岩内町地域防災計画の概要
- (2) 災害に対する一般的知識
- (3) 災害の予防措置
 - ア. 自助(備蓄)の心得
 - イ. 防災の心得
 - ウ. 火災予防の心得
 - エ. 台風襲来時の家庭の保全方法
 - オ. 農作物の災害予防事前措置
 - カ. 船舶等の避難措置
 - キ. その他

第2節 防災訓練計画

災害応急対策を円滑に実施するため町が単独、又は、関係機関と緊密な連絡をとり共同で訓練を実施し、防災についての知識及び技能向上と住民の防災意識の向上を図ることを目的とした防災訓練については、本計画の定めるところによる。

1. 訓練実施機関

町及び防災関係機関は、自主的に訓練計画を作成し、共同して訓練を実施するものとする。

また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

なお、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施に努めるとともに、訓練後において評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努めるものとする。

2. 訓練の種別

- (1) 水防訓練
- (2) 土砂災害に係る避難訓練
- (3) 消防訓練
- (4) 災害通信連絡訓練
- (5) 避難救出訓練
- (6) 非常招集訓練
- (7) 総合訓練
- (8) 防災図上訓練
- (9) その他災害に関する訓練

3. 訓練の記録

訓練を実施したときは、実施結果を記録しておくものとする。

4. 訓練の評価

計画に基づき実施した訓練後は、評価を行い課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

5. 複合災害に対応した訓練の実施

防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。

第3節 物資及び防災資機材等の整備・確保に関する計画

町は、災害時において住民の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

1. 食料その他物資の確保

(1) 町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他物資の確保に努める。

また、町長は応急飲料水の確保及び応急給水資機材の整備(備蓄)に努める。

(2) 防災週間や防災関連行事を通じ、住民に対し、「最低3日間、推奨1週間」分の食料及び飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を図る。

2. 防災資機材の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として暖房器具・燃料等の整備に努める。

3. 備蓄倉庫等の整備

町は、防災資機材倉庫の整備に努める。

第4節 相互応援（受援）体制整備計画

町及び防災関係機関は、その所掌業務又は業務について、災害応急対策若しくは災害復旧の実施に際し他の者を応援する、又は他の者の応援を受けることを必要とする事態に備え、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、災害時におけるボランティアによる防災活動が果たす役割の重要性を踏まえ、平常時からボランティアとの連携に努めるものとする。

1. 基本的な考え方

町及び防災関係機関は、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、平常時から相互に協定を締結するなど、連携強化に努めるとともに、企業、NPO等に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ企業等との間で協定を締結しておくなど、どのノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

また、災害の規模や被災地ニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援・受援に関する連絡・要請の手順や応援機関の活動拠点、資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるよう努めるものとする。併せて、大規模災害が発生した際等に、被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、応援や受援に関する計画を策定し、それぞれ地域防災計画等に位置付けるよう努めるとともに、防災訓練などにおいて応援・受援体制を検証し、さらなる連携の強化を図るものとする。

2. 相互応援（受援）体制の整備

(1) 道や他の市町村への応援要求又は他の市町村に対する応援が迅速かつ円滑に行えるよう、日頃から道や他の市町村と災害対策上必要な資料の交換を行うほか、あらかじめ連絡先の共有を徹底するなど、必要な応援準備及び受援体制を整えておくものとする。

(2) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

(3) 相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮するものとする。

(4) 防災関係機関等は、あらかじめ、道、市町村その他防災関係機関等と連絡先の共有を図るとともに、本部との役割分担・連絡員の派遣などの連絡調整体制など、必要な準備を整えておくものとする。

第5節 自主防災組織の育成に関する計画

町は、災害発生の防止並びに災害発生時の被害軽減を図るため、地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して、消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者の避難誘導等の防災活動が効果的に行われるよう協力体制の確立を図るものとする。

1. 自主防災組織の活動

(1) 平常時の活動

ア. 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、集会等を利用して防災に対する正しい知識普及を図る。

イ. 防災訓練の実施

災害が発生したとき、住民の一人ひとりが適切な措置をとることができるようにするため、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練として次のようなものが考えられる。

(ア) 情報収集伝達訓練

防災関係機関から情報を正確、かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

(イ) 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため消火設備を使用して消火に必要な技術等を習得する。

(ウ) 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速、かつ、安全に避難できるよう実施する。

(エ) 救出・救護訓練

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(オ) 図上訓練

区域内における図面を活用して、想定される被害に対し、地区の防災上の弱点等を見出し、それに対処する避難方法等を地域で検討し、実践する。

地元住民の立場に立った図上訓練を実施する。

(2) 非常時及び災害時の活動

ア. 情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時には地域内に発生した被害の状況を迅速、かつ正確に把握して町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。

このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

- ・連絡をとる防災関係機関
- ・防災関係機関との連絡のための手段
- ・防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

イ. 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い、初期消火に努めるようにする。

ウ. 救出・救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者を発見したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し、救出活動に努めるようにする。

また、負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。

エ. 避難の実施

町長等から避難勧告、避難指示（緊急）や避難行動に時間を要する要配慮者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、火災、がけ崩れ、地すべり等に注意しながら迅速、かつ、円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。

なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

オ. 給食・救援物資の配付及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となってくることから、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が必要となるので、町等が実施する給水、救援物資の配付活動に協力する。

第6節 避難体制整備計画

災害から住民の生命、身体を保護するため、避難場所、避難所、避難道路の確保及び整備等については、本計画の定めるところによる。

1. 避難誘導體制の構築

- (1) 町は、大規模災害、津波等の災害から、住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や指定緊急避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。
- (2) 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、町は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (4) 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設間と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

2. 避難場所の確保等

- (1) 町は、災害の危険が切迫した緊急時において住民の安全を確保するため、地域の地形・地質・施設の災害に対する安全性等を勘案し、必要があるときは、異常な現象の種類ごとの基準に適合し、災害発生時に迅速に開設することが可能な管理体制等を有する施設又は場所を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定する。
その際は、昼夜の人口変動の大きさなどの地域特性や要配慮者の利用等についても考慮する。
また、指定緊急避難場所については、災害の種別に応じて指定していること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害において当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 指定緊急避難場所の管理者は、廃止、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (3) 町は、当該指定緊急避難場所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定緊急避難場所の指定を取り消すものとする。
- (4) 町長は、指定緊急避難場所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

3. 避難所の確保等

- (1) 町は、災害が発生した場合に被災者を滞在させるため、次の基準に適合する施設を、あらかじめ当該施設等の管理者の同意を得た上で、指定避難所として指定するとともに、住民等への周知徹底を図るものとする。

規模	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。
構造	速やかに、被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造・設備を有すること。
立地	想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。
交通	車両等による災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

- (2) 町は、主として要配慮者を滞在させることが想定されるものにあつては、上記に加えて次の基準に適合する施設を指定する。
 - (ア) 要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
 - (イ) 災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
 - (ウ) 災害が発生した場合において主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

- (3) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (4) 指定避難所の管理者は、廃止、改築等により当該指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは、町長に届け出なければならない。
- (5) 町は、当該指定避難所が廃止されたり、基準に適合しなくなったと認めるときは、指定避難所の指定を取り消すものとする。
- (6) 町長は、指定避難所を指定し、又は取り消したときは、知事に通知するとともに公示しなければならない。

4. 避難所として利用できる施設の状況 資料 4-6-3-1

5. 指定緊急避難場所及び指定避難所 資料 4-6-4-1

6. 避難勧告等の具体的な発令基準の策定及び住民等への周知

町長は、適時・適切に避難指示（緊急）、避難勧告及び避難準備・高齢者等避難開始（以下「避難勧告等」という。）を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な判断基準を（発令基準）策定するものとする。また、住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難すべき区域や避難勧告等の判断基準（発令基準）について、日頃から住民等への周知に努めるものとする。

7. 防災マップ等の作成及び住民等への周知

町長は、住民等の円滑な避難を確保するため、浸水想定区域など、災害時に人の生命及び身体に危険が及ぶおそれがあると認められる土地の区域を表示した図面に、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路等、必要となる事項を記載した防災マップ等を作成し、印刷物の配布その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

災害発生時における要配慮者の安全の確保等については、本計画の定めるところによる。

1. 安全対策

災害発生時には、特に高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等が、被害を受けやすい、情報を入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいなどの状況におかれる場合が見られることから町及び社会福祉施設の管理者は、これら要配慮者の安全の確保等を図るため、住民、町内会・自治会等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2. 対策

町は、防災担当部局と福祉担当部局をはじめとする関係部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者名簿に関する情報を把握し、避難支援計画の策定や避難行動要支援者名簿の作成・定期的に更新を行うものとする。

また、消防団、警察、町内会・自治会等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、福祉事業者、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難行動要支援者に係る地域防災力の向上等、避難支援の体制整備を推進するものとする。

(1) 全体計画の策定

町は、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、重要事項については、本計画に定めるとともに、細目的な部分も含め、本計画の下位計画として全体計画を定める。

(2) 要配慮者の把握

町は、要配慮者について、町の関係部局における要介護高齢者や障がい者等の関連する情報を整理、把握しておく。

(3) 避難行動要支援者名簿の作成、更新及び情報共有

町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者の範囲について、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮した要件を設定した上で、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の情報については、適宜最新の状態に保つよう努めるとともに、その情報を町及び避難支援等関係者間で共有する。

- (4) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。
- (ア) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規程する要介護認定において、要介護3以上の判定を受けている者
 - (イ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
 - (ウ) 「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発児第156号事務次官通知）に規程する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局長通知）に規程する程度区分のうちAの判定を受けている者
 - (エ) 前各号に準じる状態にある者
 - (オ) 70歳以上で一人暮らし又は70歳以上のみの世帯に該当する者
- (5) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の記載内容
- (ア) 氏名
 - (イ) 生年月日
 - (ウ) 性別
 - (エ) 住所又は居所
 - (オ) 電話番号その他の連絡先
 - (カ) 避難支援等を必要とする事由
 - (キ) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項
- (6) 避難支援等関係者への名簿の提供
町は、平常時から名簿を提供することに同意を得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供するとともに、名簿情報の漏えい防止等情報管理に関し必要な措置を講ずる。
- (ア) 消防機関
 - (イ) 警察機関
 - (ウ) 民生委員
 - (エ) 社会福祉協議会
 - (オ) 町内会長及び自治会長
 - (カ) 自主防災組織の代表
 - (キ) その他町長が必要と認めた関係機関
- (7) 名簿の更新
町は、住民の転入・転出及び死亡等に伴う住民登録の変更、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。
- (8) 名簿提供における情報の管理
町は、避難行動要支援者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。
- (ア) 当該避難行動要支援者を担当する地区の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
 - (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人には守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
 - (ウ) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管する等、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
 - (エ) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
 - (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。
 - (カ) 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協議するものとする。
- (9) 個別計画の策定
町は、地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う支援者や避難支援の方法、避難場所等、具体的な避難方法等についての個別計画を策定するよう努める。

(10)避難支援体制の確立

(ア) 町は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や支援者等を定めるものとする。

なお、どの支援者がどの避難行動要支援者を対応するかについては、地域の実情を踏まえ、町、地域及び支援者等において、以下の点に留意し調整に努める。

- ・一人ひとりの避難行動要支援者について、できる限り複数の支援者が相互に補完し合いながら避難支援にあたること。
- ・一人の支援者に役割が集中しないよう、支援者となる者の年齢や特性を配慮しつつ適切な役割分担を行うこと。

(イ) 町は、要配慮者が避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合には、円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(ウ) 町、災害応急対策に従事する支援者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

(11)避難行動要支援に係る地域防災力の向上

町は、地域の実情に応じ、要配慮者に対する災害時に主体的に行動できるようにするための研修や防災知識等の普及・啓発等の実施に努めるとともに、避難行動要支援者の態様に応じた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(12)福祉避難所の指定

町は、一般の避難所では生活することが困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する。

3. 援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、避難行動要支援者の状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 避難行動要支援者の発見

町は、災害が発生した場合、直ちにあらかじめ把握している避難行動要支援者について、居宅にとり残されることのないよう、早期確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見した場合は、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、避難所への移動、病院への移送、施設等への緊急入所等の措置を講じる。

(3) 応急仮設住宅への優先入居

町は、応急仮設住宅への入居にあたり、避難行動要支援者の優先的入居に努めるものとする。

(4) 在宅者への支援

町は、在宅での生活が可能と判断された場合、その生活実態を把握し的確な援助活動を行う。

(5) 応援依頼

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況を把握し、適宜、道、近隣市町村等への応援を要請する。

第8節 消防計画

岩内・寿都地方消防組合岩内消防署及び岩内消防団が、その施設と人員を活用し、火災、その他大規模災害から、住民の生命、身体及び財産を保護するため実施すべき事項については、本計画の定めるところによる。

なお、具体的活動等については、岩内・寿都地方消防組合が別に定める消防計画（以下「組合計画」という。）の定めるところによる。

1. 平常時の組織機構

平常時における消防機関の日常業務を円滑かつ迅速に行うための機構で、岩内・寿都地方消防組合消防本部の組織に関する規則、岩内・寿都地方消防組合岩内消防署の組織に関する規程の定めるところによる。

2. 非常災害時の組織機構

災害時の消防機関は、災害防御活動、情報収集、災害通報及び消防広報等の諸活動を迅速かつ的確に遂行するための消防部隊の編成及び事務分掌は、組合計画の定めるところによる。

3. 災害予防計画

災害を未然に防止するため予防考察、住民の自主的予防及び協力体制の確立指導、防火思想の普及に努める。

(1) 予防査察

査察については、防火対象物の防火管理体制の整備指導及び焼死者防止対策の徹底等を図るため、防火査察、指導を計画的に実施して火災等の未然防止を推進する。

(2) 防火思想の普及

ア. 諸行事による普及

火災予防運動を実施し、各事業所に対し防火に関する研修会及び消防訓練の指導、防火ポスター、パンフレット等の防火資料を配付して防災思想の普及、徹底に努めるものとする。

イ. 民間協力機関による普及

町内会、職域自衛消防組織等の結成促進を図るとともに、危険物安全協会等を通じ、積極的に防災思想の普及拡大に努めるものとする。

4. 警報の発令及び伝達

(1) 火災警報の発令基準

岩内・寿都地方消防組合管理者(以下「管理者」という。)は、後志総合振興局長から消防法第22条第2項による通報を受けたとき、又は、気象の状況が火災予防上危険であると認められたときは、火災に関する警報を発令することができるものとする。

- ・実効湿度が、70%以下であって、最低湿度は40%を下り、最大風速14mを超える見込みのとき。
- ・平均風速10m以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。
- ・気象特報が発令され、現にその状況が火災予防上必要と認められたとき。

(2) 警報の伝達及び周知

火災警報を発令した場合の伝達及び周知の方法は、組合計画に基づき行うものとする。

(3) 警報の解除

管理者は、気象の状況が火災予防上危険がない状態に至ったと認めるときは、速やかに火災警報を解除するものとする。

5. 警防活動

(1) 消防職員・団員の召集

災害の規模に応じ、消防職員・団員の招集並びに火災等の出動は組合計画に定めるところによるものとする。

(2) 救助及び救急活動

災害事故等による傷病者の応急処置及び医療機関に搬送するための活動は組合計画に定めるところによるものとする。

(3) 避難誘導

住民等に対する避難誘導等は、組合計画に定めるところによるものとする。

(4) 広報活動

災害の状況、気象その他の情報を住民に周知し、二次災害の防止に努めるものとする。

6. 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、大規模・特殊災害に対応するための、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の促進、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。

7. 相互応援協定

消防力の効率的運用を図り、災害の拡大を防止するため近隣消防機関等と相互応援協定を締結し、相互間の連携を密にして防災活動を行うものとする。

8. 教育訓練

消防職員・団員は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する重要な人的消防力であり、機械器具、水利施設等の物的消防力の拡大強化とともに職員、団員の資質と能力の向上を図り、もって効率化な防災活動を遂行でき得よう計画的に教育訓練を実施するものとする。

第9節 災害危険区域及び整備計画

現地調査の実施

防災関係機関は、災害時において被害の発生が予想される区域等について、次の区分により必要に応じ現地調査を行うものとする。

- | | | |
|--------------------------|----|---------|
| (1) 水防区域 | 資料 | 4－9－1－1 |
| (2) 高波、高潮、津波等の危険区域 | 資料 | 4－9－1－2 |
| (3) 地すべり・がけ崩れ等危険区域 | 資料 | 4－9－1－3 |
| (4) 土石流危険区域 | 資料 | 4－9－1－4 |
| (5) 危険物等災害予想区域 | 資料 | 4－9－1－5 |
| (6) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 | 資料 | 4－9－1－6 |

第10節 水害予防計画

水害の発生を未然に防止し、又は被害の軽減を図るための予防対策上必要な措置等については、本計画の定めるところによる。

なお、水防に関する計画は、岩内町水防計画の定めるところによる。

- (1) 特別警報、警報、注意報並びに情報等を迅速に伝達するとともに、水防上警戒を要する区域の指定及び水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。
- (2) 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定のあったときは、本計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

ア 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 防災訓練として町が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

(ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数のものが利用すると見込まれるものを含む。））でその利用者の洪水、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

- (3) 本計画において上記(2)エに掲げる事項を定めるときは、当該計画において、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者へ洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

ア 地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）

所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員

イ 要配慮者利用施設

所有者又は管理者（自衛水防組織が置かれたときは、所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員）

- (4) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、本計画において定められた上記(2)ア～ウに掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

第11節 風害予防計画

学校や医療機関等の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するものとする。

また、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、状況に応じて施設管理者に対して、看板やアンテナ等の固定など強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第12節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される豪雪、暴風雪及びなだれ等(以下「雪害」という。)に対処し、雪害対策を積極的に実施するため、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 雪害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 雪害情報の連絡体制を確立すること。
- (3) 災害警戒区域等の警戒体制を確立すること。
- (4) 積雪における消防体制を確立すること。
- (5) 雪害時に適切な避難勧告・避難指示(緊急)ができるようにしておくこと。
- (6) 雪害発生時における避難、救出、給水、食料、燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。
- (7) 孤立予想地域に対しては、次の対策を講ずること。
 - ア. 食料の供給対策
 - イ. 医療助産対策
 - ウ. 応急教育対策
- (8) 除雪機械、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (9) 雪捨場の設定にあたっては、交通障害及び溢水災害等の連絡について十分な配慮をすること。

第13節 融雪災害予防計画

融雪災害対策を積極的に実施するため、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 融雪災害対策の体制及び窓口を明確にすること。
- (2) 気象情報及び融雪状況の把握に努め、連絡体制を確立すること。
- (3) 融雪出水、なだれ、がけ崩れ、地すべり発生予想箇所の警戒体制を確立すること。
- (4) 融雪出水前に河道内の除雪、結氷の破碎等障害物の除去に努め、流下能力の確保を図ること。
- (5) 融雪災害時に適切な避難勧告・避難指示(緊急)ができるようにしておくこと。
- (6) 融雪災害の発生又は発生のおそれのある場合における連絡体制、出動体制並びに避難救助体制を確立すること。
- (7) 水防資機材、通信連絡施設の整備点検を行うこと。
- (8) 道路側溝及び排水溝などの流下能力確保のため、住民協力による氷割りデー、河道清掃デー等の設定に努めること。
- (9) 融雪出水に際し、住民の水防に対する協力が得られるよう、水防思想の普及徹底に努めること。

第14節 高波・高潮災害予防計画

高波、高潮による災害予防施設としての効果を有する防波堤、防潮堤等、外郭施設の整備事業を推進するとともに、水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ、水防体制の確立を図るものとする。

第15節 土砂災害予防計画

土砂災害の予防については、本計画の定めるところによる。

1. 予防対策

降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所については、治山、砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知や土砂災害に係る避難訓練の実施等、適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進する。

2. 地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等予防計画

土地の高度利用と開発に伴って、地すべり及び急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)災害が多発する傾向にあり、ひとたび地すべり、がけ崩れが発生すると多くの住家、農耕地、公共施設等の被害があり、二次的被害では河川の埋没による冠水被害にもつながるので、町及び防災関係機関は、災害防止に必要な地すべり、及び急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)防止の諸施策を実施する。

3. 地すべり、急傾斜地崩壊(がけ崩れ)等防止対策

町は、住民に対し、地すべり防止区域及び急傾斜地危険箇所の周知に努めるとともに、地すべり、がけ崩れ災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

危険区域の住民においても、常に危険に対する認識をもって、危険な斜面・傾斜地の異常(亀裂、湧水、噴水、濁り水)の早期発見に留意するとともに、住民自身による防災措置(自主避難、不安定な土塊、浮石等の除去、水路の掃除等)を行う。

地すべり・がけ崩れ等危険区域

資料 4-9-1-3

4. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

町は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、北海道から指定された土砂災害警戒区域等について、土砂災害警戒区域等を示したハザードマップ及び避難場所、避難路等の周知に努めるとともに、次のとおり警戒避難体制を定める。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

資料 4-9-1-6

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

ア. 土砂災害警戒区域等の周知

指定区域内の図書を縦覧するとともに指定区域内の住民周知を図る。

イ. 土砂災害ハザードマップの作成・配付

土砂災害警戒区域等及び指定緊急避難場所・避難路等を記した土砂災害ハザードマップを作成し、地域住民に配付する。

ウ. 警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁や北海道が提供する警戒・避難に関する情報(気象・雨量情報、土砂災害警戒情報、防災情報提供システムによる情報等)をテレビ、ラジオ、電話、インターネット等により収集するとともに、住民、警察、消防団等から予兆現象や災害発生情報を収集する。

また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について住民に周知する。

(2) 避難勧告・避難指示(緊急)の発令及び伝達

ア. 避難勧告・避難指示(緊急)の発令

避難勧告・避難指示(緊急)の発令は、「土砂災害警戒情報」のほか、気象・雨量情報、防災情報提供システムによる情報、過去の土砂災害発生状況、土砂災害の予兆現象、周辺地域での発生状況等を総合的に分析した上で判断する。

なお、住民が自ら予兆現象を確認したときには、町に通報するとともに、住民が自発的に警戒避難するよう助言する。

イ. 避難勧告・避難指示(緊急)の伝達

避難勧告・避難指示(緊急)の伝達方法については、岩内町地域防災計画第5章第2節「災害広報・情報提供計画」によるものとする。

(3) 避難・救助

ア. 避難の方法及び救助

住民の避難誘導に当たっては、岩内町地域防災計画第5章第4節「避難対策計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、避難行動要支援者に十分配慮する。

(岩内町地域防災計画第4章第6節「避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」を参照)

イ. 自主防災組織

自主防災組織は、岩内町地域防災計画第4章第1節「防災思想・知識の普及・啓発及び防災教育の推進に関する計画」及び岩内町地域防災計画第4章第5節「自主防災組織の育成に関する計画」に基づき、育成・強化を図る。

(4) 避難行動要支援者関連施設の警戒避難体制

高齢者、障がい者、乳幼児等の避難行動要支援者が利用する施設が土砂災害警戒区域等内にある場合には、施設管理者への情報伝達が迅速に行えるような体制を確立するなど、警戒避難体制を整備するものとする。

第16節 複合災害に関する計画

町をはじめとする防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し、備えの充実に努めるものとする。

1. 予防対策

- (1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、動員の派遣体制や資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。
- (2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実に努めるものとする。
- (3) 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。

第17節 業務継続計画の策定

町は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

1. 業務継続計画（BCP）の概要

業務継続計画（BCP）とは、災害発生時に町自身も被災し、人員、資機材、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下においても、優先度の高い業務を維持・継続するために必要な措置を事前に講じる計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、情報システムやデータの保護、代替施設の確保などを規定したものである。

2. 業務継続計画（BCP）の策定

町は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても町の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめ、非常時に優先度の高い業務の維持・継続に必要な措置を講じるための業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の継続的改善に努めるものとする。

3. 庁舎等の災害対策本部機能等の確保

町は、災害対策の拠点となる庁舎及びその機能を確保するための情報通信設備や、自家発電装置など主要な機能の充実と災害時における安全性の確保を図るとともに、物資の供給が困難な場合を想定し、十分な期間に対応する食料、飲料水、暖房及び発電用燃料などの適切な備蓄、調達、輸送体制の整備を図るものとする。

第5章 災害応急対策計画

第 1 節 動員計画

災害の発生が予想され、あるいは災害が発生した場合、災害対策本部の組織が確立できるように職員の動員を行い、災害応急対策の措置を迅速かつ的確に実施するものとする。

ただし、本部が設置されない場合においても、町長が必要と認めたときは、この動員体制をとることができる。

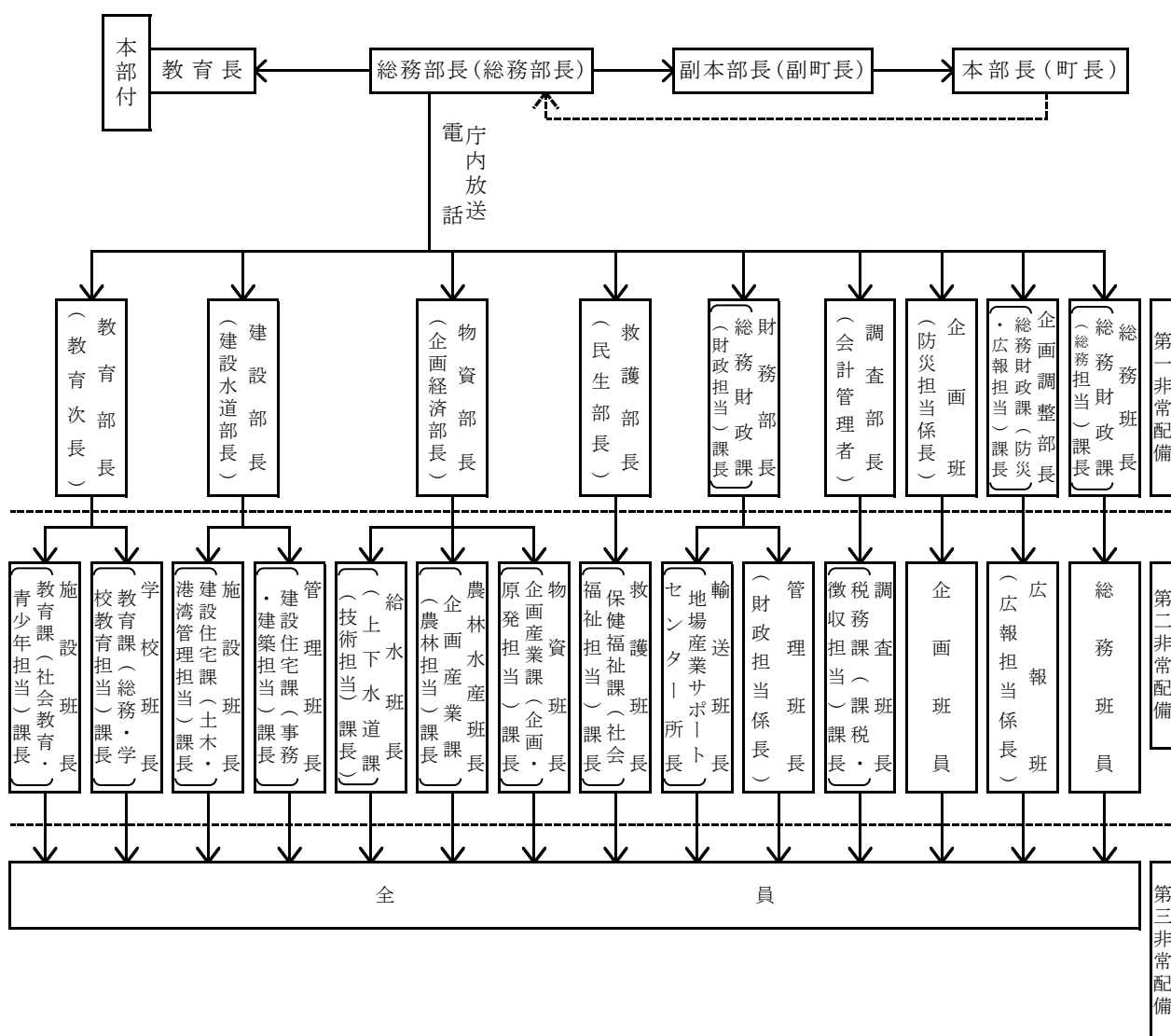
1. 動員の配備、伝達系統及び方法

(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法

本部が設置された場合、本部長(町長)の指示により総務部長は各部長に対し庁内放送、電話等により第1非常配備体制、第2非常配備体制、さらには緊急事態に備えて本部全職員を出動させる第3非常配備体制を指令するものとする。

各部長は、所属職員に連絡をして指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急措置を実施する体制を整えるものとする。

(平常時の伝達系統図)



(2) 休日又は退庁後の伝達

ア. 退庁後における各部員の連絡方法

各部長及び班長は、所属部員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できるよう措置するものとする。

イ. 日直員、警備員による非常伝達

日直員又は警備員は、次に掲げる情報を察知したときは、総務財政課（防災・広報担当）課長へ連絡し、総務財政課（防災・広報担当）課長不在のときは防災担当係長へ、防災担当係長不在のときは総務部長へ連絡して指示を受け、必要な措置を講ずるものとする。

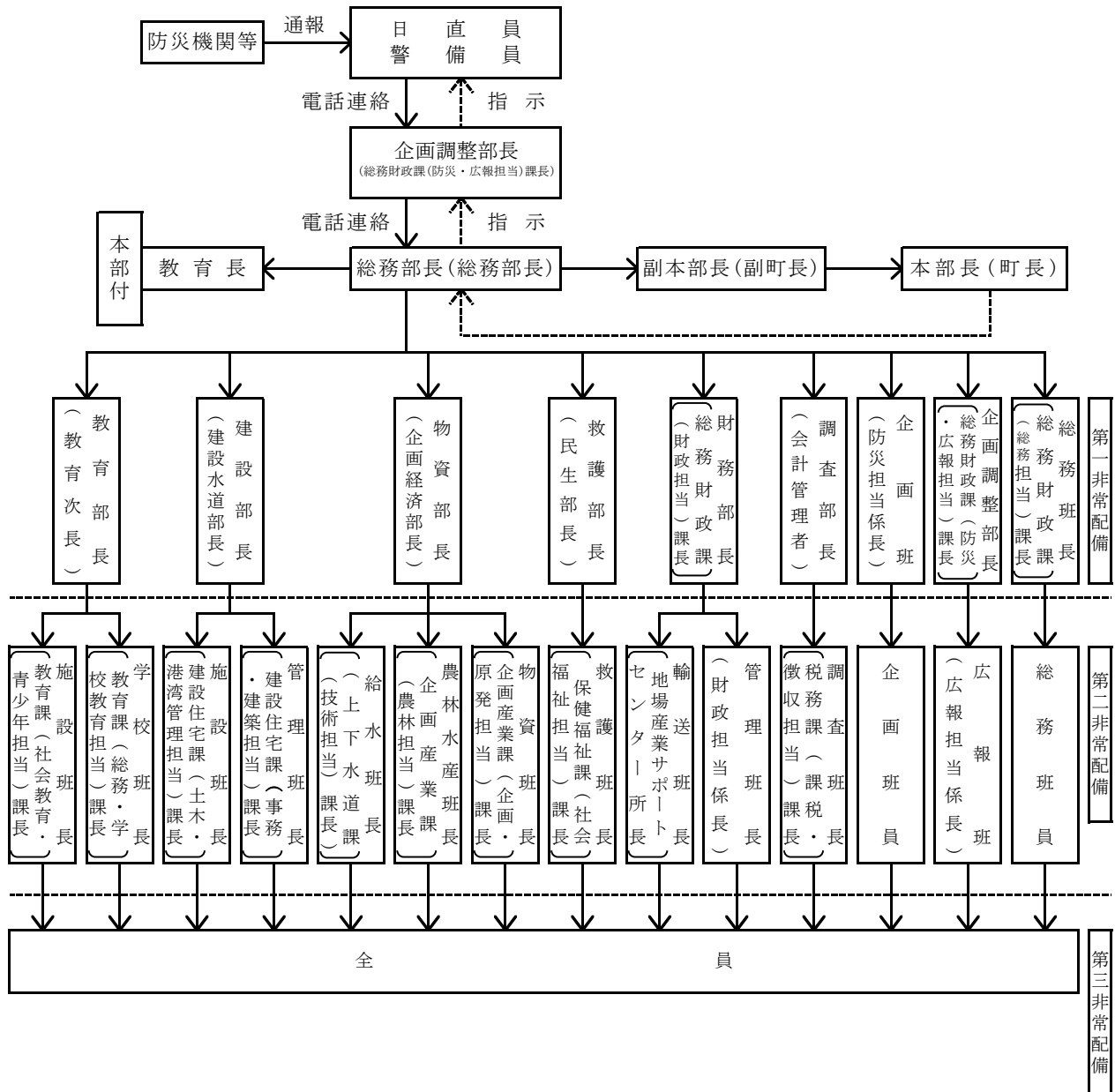
(ア) 災害発生のおそれがある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し緊急に
応急措置を行う必要があると認められるとき。

(イ) 災害が発生し緊急に応急措置を行う必要があると認められるとき。

(ウ) 災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。

なお、宿直室には、次の伝達系統図を表示しておくものとする。

(日直員・警備員による伝達系統図)



(3) 職員の非常登庁

職員は、勤務時間外、休日等に登庁の指示を受けたとき、又は、災害が発生し、あるいは発生のおそれがある情報を察知したときは、災害の状況により所属の長と連絡のうえ、又は、自らの判断により、登庁するものとする。

(4) 配備体制確立の報告

町長（本部長）の指示に基づき、各部長は、所管に係る配備体制を整えたときは、直ちに総務部長を通じて町長（本部長）、副本部長に報告するものとする。

第2節 災害広報・情報提供計画

災害時における災害情報を報道機関及び道、指定地方行政機関、指定公共機関等の関係機関並びに住民に対して迅速かつ的確に周知徹底を図る広報活動については、本計画の定めるところによる。

1. 広報資料の収集

広報資料の収集については、第3章第4節「災害情報等の報告収集及び伝達計画」のほか、次により収集するものとする。

- (1) 広報班の派遣による災害現場の写真、その他取材
- (2) 報道機関その他関係機関の取材による写真の収集
- (3) その他災害の状況により、職員の派遣による資料の収集

2. 報道機関に対する発表の方法

収集した被害状況、災害情報等は町長(本部長)が適宜次の事項を発表する。

- (1) 災害の種別(名称)及び発生年月日
- (2) 災害発生場所及び被害激甚地域
- (3) 被害状況
- (4) 応急対策の状況
- (5) 住民に対する避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始、の状況
- (6) 住民並びに被災者に対する協力及び注意事項

3. 一般住民に対する広報

一般住民及び被災者に対する災害情報、応急処置等に関する広報活動は、次の方法により行うものとする。

なお、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への伝達に十分配慮すること。

(1) 広報の方法

- ア. 新聞、ラジオ、テレビの利用
- イ. 広報紙、チラシ類の利用
- ウ. 防災行政無線の利用
- エ. 広報車、消防自動車の利用
- オ. 緊急速報メールの利用

(2) 広報事項

- ア. 災害に関する情報及び注意事項
- イ. 災害対策とその状況
- ウ. 災害地を中心とした道路交通状況
- エ. その他必要な事項

4. 道及び関係機関に対する広報

道及び関係機関等に対しては、災害情報資料等を提供し、災害実態の周知に努めるものとする。

5. 庁内に対する広報

災害対策を円滑にするため、庁内における広報活動は連絡を兼ねて必要な都度庁内放送等を通じて行うなど、適切な方法で実施するものとする。

6. 被災者相談所の開設

町長は必要と認めたときは、役場内に被災者相談所を開設し、被災者の相談に応ずるものとする。

第3節 水防計画

水防法に基づき、洪水、高潮及び津波等による水災を警戒、防御し、これにより、災害の軽減を図るなど水防活動上必要な事項については、水防計画の定めるところによる。

第4節 避難対策計画

災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合、住民の生命及び身体を保護するための安全地帯への避難救出については、本計画の定めるところによる。

1. 避難実施責任者及び措置内容

(1) 町長(本部長)

ア. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、警戒巡視等によって得られる情報の収集並びに過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったときは、直ちに必要と認める地域の居住者等に対し、次の勧告又は指示を行う。

(ア) 避難のための立退きの勧告又は指示

(イ) 必要に応じて行う立退き先としての避難場所の指示

(ウ) 屋内での待避等の安全確保措置の指示

イ. 避難のための立退きの指示、避難場所の指示、屋内での安全確保措置の指示を行うことができない場合は、警察官や海上保安官にその指示を求める。

ウ. 上記の勧告又は指示を行ったときは、その旨を速やかに後志総合振興局長に報告する。(これらの指示等を解除したときも同様とする)

また、立退き先指示等ができない場合は、警察官や海上保安官にその指示を求める。

エ. 水防管理者は、洪水、津波又は高潮のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者に対し、避難のために立退くことを指示することができる。

オ. 水防管理者は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を後志総合振興局長に速やかに報告するとともに、岩内警察署長にその旨を通知する。

(2) 警察官・海上保安官

警察官又は海上保安官は、町長(本部長)から要求があったとき、又は町長(本部長)が指示ができないと認めるときは、必要と認められる地域の居住者に対し、避難のための立退き又は屋内で待機等の安全確保措置の指示を行うものとし、その立退き先について指示することができる。

その場合、直ちに、その旨を町長(本部長)に通知するものとする。

(3) 知事又はその命を受けた職員

洪水、高潮のはん濫又は地すべりにより、立退きが必要であると認められる区域の居住者に対し、避難のため立退きの指示をすることができる。

また、知事は洪水、高潮、地すべり以外の災害においても、町長(本部長)が行う避難、立退きの指示について必要な指示を行うことができる。

(4) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛隊は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長等、警察官及び海上保安官がその場にいない時に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

ア. 住民等の避難等の措置等

イ. 他人の土地への立入

ウ. 警戒区域の設定等

エ. 他人の土地への一時使用等及び被災工作物等の除去等

オ. 住民等への応急措置業務従事命令

2. 避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令については、河川洪水、土砂災害、高波・高潮災害、津波災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象予報の防災情報や現地情報を収集し、総合的に判断するものとする。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

災害により人的被害の発生のおそれがあり、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人が、避難行動を開始する必要がある場合に情報を提供するもの。

(2) 避難勧告

災害により人的被害の発生のおそれがあり、災害の拡大を防止するため特に必要がある場合に、住民等に対し避難のための立退きを勧め又は促すもの。

(3) 避難指示（緊急）

災害による被害の危険が目前に切迫している場合に「避難勧告」より強く住民等に対し避難のための立退きを勧め又は促すもの。

3. 避難勧告、避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始の周知

町長(本部長)は、避難準備・高齢者等避難開始の提供、避難のための立退きの勧告・指示、又は屋内での待機等の安全確保措置の指示に当たっては、関係機関の協力を得つつ、次の事項について、具体的でわかりやすい内容となるよう配慮し、防災行政無線、広報車など複数の手段を組み合わせ、迅速かつ的確に当該地域の住民等に対して伝達し、住民の迅速かつ円滑な避難を図る。

(1) 避難の勧告・指示、屋内での待機等の安全確保措置の指示又は避難準備・高齢者等避難開始の理由及び内容

(2) 避難区域

(3) 避難場所及び経路

(4) 火災、盗難の予防措置等

(5) 携行品等その他の注意事項

4. 避難方法

地域住民が避難を行う場合には、災害の規模、道路、橋梁の状況、火災の拡大の経路等を勘案し、消防機関、警察署等と密接な連携のもとに行うものとする。

(1) 避難誘導

ア. 避難道路の要点については、誘導員を配置し、迅速、的確な避難誘導等にあたるものとする。

イ. 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等いわゆる要配慮者の避難については、日常より地区別に名簿を作成し、その所在を把握しておき、救護部救護班は町内会組織等住民の協力を得て避難誘導を行うものとする。

ウ. 町の各部及び防災関係機関は、地域住民の安全避難を促進するため、必要な情報の提供、道路障害物の除去等を実施するほか避難所への職員の派遣等を行い、避難者の安全受入体制を確保するものとする。

(2) 移送

避難、立退きは、避難者が各自で行うことを原則とするが、自力により避難、立退きが不可能な障がい者等の場合は、救護部救護班により救助、救出を行うが、入院患者、施設受入児童等集団で移送させる必要がある場合において町で実施できなくなったときには、知事に対し応援要請を行うものとする。

(3) 避難に必要な車両等

避難等を実施するための車両及び船舶等については、本章第15節「輸送計画」に定めるところによる。

5. 避難行動要支援者の避難行動支援

(1) 避難行動要支援者の避難支援

町は、平常時から避難行動要支援者名簿の情報を提供することに同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行うとともに、平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、民生委員等の避難支援等関係者等に協力を求める。

なお、避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意する。

(2) 避難行動要支援者の安否確認

町は、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、災害発生後、直ちに在宅避難者を含む避難行動要支援者の所在、連絡先を確認し、安否の確認を行う。

(3) 避難場所以降の避難行動要支援者への対応

町は、地域の実情や特性を踏まえつつ、あらかじめ定めた全体計画等に基づき、避難行動要支援者及びその名簿情報が避難支援関係者等から避難場所等の責任者に引き継がれるよう措置する。

また、全体計画等に基づき、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断して以下の措置を講ずる。

ア 避難所（必要に応じて福祉避難所）への移動

イ 病院への移送

ウ 施設等への緊急入所

(4) 応急仮設住宅等への優先入居

町は、応急仮設住宅等への入居にあたり、要配慮者の優先的入居に努めるものとする。

(5) 在宅者への支援

町は、要配慮者が在宅での生活が可能と判断された場合は、その生活実態を的確に把握し、適切な援助活動を行う。

(6) 応援の要請

町は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、必要に応じて、道、隣接市町村等へ応援を要請する。

6. 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人についても要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速、かつ、的確な行動がとれるよう努めるとともに、外国人登録等様々な機会を与えて防災対策についての周知を図る。

7. 指定緊急避難場所の開設

町は、災害が発生し、又は、災害が発生するおそれがあるときは、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

8. 指定避難所の開設

(1) 指定避難所

ア 発災時に必要に応じ、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分配慮し、指定避難所を開設するとともに、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。また、必要に応じ、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所として開設する。

イ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(2) 福祉避難所

ア 災害が発生し、又は、発生のおそれがある場合において、指定避難所に避難してきた者で、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要とされる場合には、福祉避難所を開設するとともに、速やかに、その場所を周知する。

イ 指定した福祉避難所のみでは、その受入体制に不足が生ずる場合には、旅館、ホテル等の借り上げなどにより、その受入れを実施する。

ウ 人材の確保については、要配慮者への心理的ケア等の被災者相談や福祉的支援等を行う「北海道災害派遣ケアチーム」を活用する。

(3) 避難所責任者の指名及び派遣

町長(本部長)は、避難の指示をしたときは、避難所責任者を指名し避難所に派遣するものとする。

(4) 避難所責任者のとるべき措置

ア 避難所責任者は、本部から避難所開設の指示があった場合は、直ちに避難所の開設を行い、本部との情報伝達手段の確保、及び、避難者の確認が円滑に実施されるよう施設内の配置を整備するなど、万全の体制を整えるものとする。

イ．避難所責任者は、次の事項を処理するものとする。

- (ア) 避難を完了した地区名、世帯数及び人数等について、逐次本部へ報告するとともに、その内容を記録しておくものとする。
 - (イ) 常に本部と緊密な連携を保ち、災害状況の把握に努めるものとする。
 - (ウ) 住民等に対しては、的確な情報の提供、適切な指示を行い、常に住民等の不安の除去に努めるとともに、住民等の要求の把握に努めるものとする。
 - (エ) 本部が供給する必要物資は、平等かつ能率的に給付するものとする。
 - (オ) 避難所及び住民等の衛生の確保に努めるものとする。
- ウ．避難所責任者は、避難所を閉鎖するときは、施設内の清掃、火気の点検を行い、避難施設の管理者の確認を受けるとともに、本部へ直ちに報告するものとする。

8．避難所の運営管理等

- (1) 各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における情報の伝達、食料、水等の配付、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じ、他の市町村やボランティア団体等に対して協力を求めるものとする。
- (2) 避難所ごとに受け入れている避難者に係る情報を早期に把握するとともに、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。
- (3) 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿・ごみの処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (4) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配付、避難所における安全性の確保など女性や子育て家族のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。
- (5) 災害の規模、被災者の避難及び受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。
- (6) 災害の規模等にかんがみて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

9．住民等の留意事項

- (1) 住民等は、避難所において相互に扶助協力するとともに、避難所責任者の指示に従い、冷静に行動するものとする。
- (2) 住民等は、本部が必要に応じて実施する種々の措置が、迅速に処理できるよう協力するものとする。

10．道(後志総合振興局)に対する報告

- (1) 町長(本部長)及び警察官・海上保安官が避難の勧告・指示を行ったときは、次の事項を速やかに後志総合振興局に報告するものとする。
 - 解除の措置を講じたときも同様とする。
 - ア．避難の勧告・指示の発令者名
 - イ．発令の理由
 - ウ．避難対象者(地区名・人数)
 - エ．発令日時
 - オ．避難先
- (2) 避難所を開設したときは、次の事項を後志総合振興局に報告するものとする。
 - 解除の措置を講じたときも同様とする。
 - ア．避難所開設の日時、場所及び施設名
 - イ．受入状況、受入人員
 - ウ．炊出し等の状況
 - エ．開設期間の見込み

1 2. 広域一時滞在

(1) 道内における広域一時滞在

ア. 町長が、災害発生により、被災住民について、道内の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道内広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、道内の他の市町村長（以下、「協議先市町村長」という。）に被災住民の受入れについて、協議を行う。

なお、適当な協議の相手方を見つけられない場合等は、知事に助言を求めるものとする。

イ. 道内広域一時滞在の協議をしようとするときは、あらかじめ知事に報告するものとする。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは協議開始後、速やかに、報告するものとする。

ウ. 町長は、協議先市町村長より受入決定の通知を受けたときはその内容を公示し、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

エ. 町長は、道内広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長に通知する。併せてその内容を公示、及び被災住民への支援に関係する機関等に通知するとともに知事に報告する。

(2) 広域一時滞在者の受入れ

ア. 道内広域一時滞在の必要があると認める市町村長（以下、「協議元市町村長」という。）又は知事より、協議を受けた町長は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、公共施設等を提供し、被災住民を受入れるものとし、受入決定したときは、速やかに、協議元市町村長に通知するとともに、直ちに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

なお、必要に応じて、知事に助言を求めるものとする。

イ. 協議元市町村長より道内広域一時滞在の必要がなくなつた旨の通知を受けたときは、速やかに、その旨を被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(3) 道外への広域一時滞在

ア. 町長が、災害発生により、被災住民について、道外の他の市町村における一時的な滞在（以下、「道外広域一時滞在」という。）の必要があると認めるときは、知事に対し協議を行い、知事が道外の当該市町村を含む都道府県に対し、被災住民の受入れについて協議することを求めるものとする。

イ. 町長は、知事より受入決定の通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

ウ. 町長は、道外広域一時滞在の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を知事に報告し、及び公示するとともに被災住民への支援に関係する機関等に通知する。

(4) 広域一時滞在避難者への対応

町は、広域一時滞在により居住地以外の市町村に避難した被災住民に必要な情報や物資等を確実に送り届けられるよう、被災住民の所在地等の情報を共有するなど、町と避難先の市町村との連携に配慮する。

1 3. 救出計画

(1) 救出要員等

災害のため生命、身体が危険な状態にある者の救出、又は生死不明の状態にある者の救出及び捜索等は、岩内・寿都地方消防組合岩内消防署、岩内警察署及び本部職員で構成される救出要員により行うものとする。

(2) 負傷者の措置

救出された者が、負傷等のため緊急に手当を施す必要があるときは、救出要員等により応急措置を施したうえで、直ちに医療機関等に搬送するものとする。

(3) 関係機関への応援要請

特に多数の死傷者がある場合においては、医師会、道に協力を依頼するとともに、必要に応じ知事に対しての自衛隊の派遣を要請するものとする。

第5節 食料供給計画

災害時における、被災者及び災害応急対策に従事している者に対する主要食料及び副食、調味料の調達と供給については、本計画の定めるところによる。

1. 主要食料供給計画

(1) 実施責任者

主要食料の供給は、町長(本部長)が行う。

ただし、救助法が適用された場合は知事が、又は知事の委任を受けた町長(本部長)が実施する。

(2) 供給の対象

ア. 被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合。

イ. 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合。

ウ. 被災地において、救助作業、応急措置その他復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合。

(3) 供給品目

供給品目は原則として米穀とするが、災害の状況により炊出しができず、乾パンによる給食が必要な場合は、「災害時における乾パンの取り扱い要領」に基づき、知事に要請し、政府保有の乾パンの供給を受けるものとする。

(4) 応急用米穀の供給の方法

町長(本部長)は、炊出し等の給食に必要な応急用米穀等を町内において確保できない場合は、その確保について後志総合振興局長を通じ知事に要請するものとする。

(5) ミルク調達先

乳児への給食は人工栄養とするが、その確保が困難な場合は、町内の取り扱い業者から調達するものとする。

2. 副食・調味料供給計画

(1) 実施責任者

災害時における給食のための副食・調味料等の調達は、物資部が行う。

(2) 調達先

副食・調味料については、必要に応じ町内の取り扱い業者から調達する。

3. 炊出し計画

(1) 炊き出しの方法

被災者及び災害応急対策に従事している者に対する炊出しは、物資部・救護部を中心として、町内社会福祉団体等の協力を得ながら、学校等の給食施設等既存の施設を利用して行う。なお、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

(2) 炊出しの食品衛生

炊出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に次の事項に留意するものとする。

ア. 炊出し施設には、飲料適水を供給する。

イ. 必要な器具・容器を十分確保する。

ウ. 炊出し所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備を設ける。

エ. ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。

オ. 原料はできるだけ新鮮なものを仕入れ、保管にも留意する。

(3) 炊出し施設の状況

資料 5-5-3-1

(4) 炊出し等の費用及び機関

費用及び期間は、救助法の定めるところによる。

ただし、期間内において打ち切ることができないときは、期間を延長することができる。

4. 食料輸送計画

食料の輸送等にあたっては車両によるものとし、第15節「輸送計画」及び第16節「労務供給計画」により措置する。

第6節 衣料・生活必需品等物資供給計画

被災者に支給する衣料、生活必需品等の確保と供給については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

物資の給与・貸与は、町長(本部長)が行う。

ただし、救助法が適用された場合は知事が、又は知事の委任を受けた町長(本部長)が実施する。

2. 給与又は貸与の対象者

災害により家屋が全壊、全焼、流出、埋没、半壊、半焼及び床上浸水し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

3. 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び配分計画

物資部は救護部の協力を得て、世帯構成員別被害状況を把握し、救助物資購入及び配分計画を樹立して、これに基づいて物資を購入し、給与又は貸与する。

(2) 物資の調達

物資の調達は、物資部において商工会議所等の関係団体の協力を得て行い、調達が困難な場合は近隣町村又は道に依頼し調達するものとする。

(3) 救助物資の集積場所

調達した物資又は道からの救援物資の集積場所は、総務部長の指示によりこれを定める。

(4) 物資の給与又は貸与の方法

物資の給与又は貸与にあたって、物資部は区域ごとに支給の責任者を定め、各区域の地区責任者の協力を求めて迅速かつ的確に実施するものとする。

なお、この場合給与又は貸与の状況が明確に分かれるよう台帳を整え整理するものとする。

(5) 給与又は貸与物資の種類

物資は次の品目の範囲内で、現物をもって給与又は貸与する。

- ア. 寝具
- イ. 外衣
- ウ. 肌着
- エ. 身の回り品
- オ. 炊事用具
- カ. 食器
- キ. 日用品
- ク. 光熱材料

(6) 給与又は貸与物資の費用及び時期

費用及び時期は、救助法の定めるところによるものとする。

4. 避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄

社会福祉施設に対し、避難行動要支援者に配慮した物資の備蓄を促進するよう啓発を行う。

(1) 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

(2) 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

第7節 給水計画

災害による給水施設の破損及び井戸等の施設の汚染のため、飲料水の供給が不可能になった場合の応急給水については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

応急給水は、町長(本部長)が行う。

ただし、救助法が適用された場合は知事が、又は知事の委任を受けた町長(本部長)が実施する。

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水を災害発生後3日分程度を、個人において準備しておくよう住民に広報していくものとする。

(2) 生活用水の確保

町は、災害時の生活用水の水源として、震災対策用貯水施設と被災地付近の浄水場の貯留水を主体とし、不足する場合は井戸水、自然水(川、ため池等の水)、プール、受水槽、防火水槽等の水を浄化(ろ過、滅菌)して供給するものとする。

(3) 給水資機材の確保

町は、災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地給水人口に応じ、給水車、散水車及び消防タンク車を保有機関から調達して、給水にあたるものとする。

2. 給水の対象者

災害のため、現に飲料水を得ることができない者とする。

3. 給水の方法

被災区域の全域にわたるよう適宜給水所を設け、給水車、又は容器に水を入れ、トラック輸送等により行う。

なお、給水にあたっては、広報車を配置する。

4. 給水施設の応急復旧

給水施設の復旧については、共用栓、消火栓及び医療施設等、民生安定と緊急を要するものを優先的に行うものとする。

5. 給水応援の要請

町長(本部長)は自ら飲料水の供給を実施する事が困難な場合は、道又は他市町村へ、飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材の応援を要請するものとする。

6. 給水施設の状況

資料 5-7-6-1

7. 浄水装置による給水の依頼先

資料 5-7-7-1

8. 給水車両の保有状況

資料 5-7-8-1

9. 給水資機材の調達先

資料 5-7-9-1

第8節 石油類燃料供給計画

災害時の石油類燃料(LPGを含む)の供給については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

町長(本部長)は、町が管理している車両のガソリン等の確保に努めるものとする。また、災害対策上重要な施設、避難所、医療機関及び社会福祉施設における暖房用燃料の確保に努めるものとする。

(1) 町内で調達できる石油類燃料の調達先及び集積場所等の状況を把握しておくものとする。

(2) 町において調達が不能になったときは、道に協力を求めることができる。

2. 石油類燃料の確保

町長(本部長)は、小樽地方石油業協同組合及び北海道エルピーガス災害対策協議会との協定に基づき、石油類燃料の確保を図るものとする。

第9節 医療救護計画

災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足、若しくは医療機構が混乱した場合における医療救護の実施は、本計画の定めるところによる。

1. 医療救護活動の実施

医療救護活動は、町長(本部長)が救護所を設置して行う。

ただし、救助法が適用された場合は知事が、又は知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行う。

- (1) 被害の程度により医療救護活動を必要と認めたときは、自ら救護班を編成し、又は道その他医療機関に協力を要請するものとする。
- (2) 被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行うため、保健師等による保健指導及び栄養指導を実施するものとする。
- (3) 岩内古宇郡医師会長は、町長（本部長）の要請に基づき救護班を編成し、医療救護活動にあたるものとする。

救護班の編制は、岩内古宇郡医師会長の定めるところによる。

なお、災害規模等必要に応じて町長（本部長）は、知事に対し医療救護活動及び患者の輸送等について応援を要請するものとする。

2. 輸送体制の確保

重傷患者等の医療機関への搬送は、岩内・寿都地方消防組合が実施するものとする。

ただし、救急車両が確保できないときは、町又は救護班が確保した車両により搬送するものとする。

道路の破損などにより搬送が困難な場合、又は緊急を要する場合は、知事に要請して道の所有するヘリコプター等により行うものとする。

なお、状況に応じて自衛隊のヘリコプターやドクターヘリ等の派遣を要請する。

3. 医薬品等の確保

医療応急活動に必要な医薬品・医療資機材、暖房用燃料等については、備蓄医薬品等の活用又は業者からの調達により確保する。

ただし、医薬品等の不足が生じたときは、知事又は関係機関にその確保について要請するものとする。

4. 町内の医療施設一覧表

資料 5-9-4-1

5. 町内の薬局等一覧表

資料 5-9-5-1

第10節 防疫計画

災害時における被災地の防疫については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長（本部長）が知事の指導指示に基づき行う。
- (2) 町長（本部長）は、被害が甚大なため、又は、その機能が十分発揮できないと認める場合は、知事に対し応援を要請するものとする。

2. 防疫の実施組織

災害防疫実施のための作業実施組織として町長（本部長）は、防疫班を編制する。

3. 防疫の種類及び実施方法

(1) 消毒活動

ア. 浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒は、クレゾール水又は石灰水等により行い、特に必要ある場所について殺虫油剤や乳剤を散布する。

イ. 避難所の便所、その他不潔場所の消毒は、クレゾール水、ホルマリン水等を用い1日1回以上行う。

ウ. 感染症法第27条第2項の規定に基づく知事の指示のあったときは、感染症法施行規則第14条及び平成16年1月30日付け健感発第0130001号「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」の規定に基づき薬剤の所要量を確保した上で、速やかにこれを実施するものとする。

(2) 被災世帯における家屋等の消毒方法

ア. 汚染された台所、炊事場などを中心にクレゾール水で拭浄し、食器棚は逆性石けんを用いて拭浄する。

また、床下には、湿潤の程度に応じ所要の石灰を散布するよう指導する。

なお、石灰については本部において無料配付する。

イ. 便所は、クレゾール水をもって拭浄するか散布し、便槽は、仮性石灰末、石灰乳を投入し、かくはんする。

(3) 避難所の防疫方法

ア. 検病調査及び健康診断

避難者に対する検病調査及び健康診断は、第9節「医療救護計画」に定める救護班により行うものとする。

調査の結果、検便等による健康診断を行う必要がある場合は、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室に連絡し、健康診断を受けさせるものとする。

イ. 消毒方法の実施

避難者に衣服等の日光消毒を行うよう指導するとともに、必要があるときは、クレゾール水等による消毒を行い、便所、炊事場、洗濯場の消毒のほかクレゾール石けん液等を適当な場所へ配置し、手洗いの励行などについて十分指導徹底させるものとする。

ウ. 給食の従事

給食従事者は、原則として健康診断を終了した者をもってあて、できるだけ専従させるものとする。

また、配膳時の衛生保持及び残廃物の衛生的処理についても十分徹底させるものとする。

(4) 患者等に対応する態度

感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、関係機関と連携を図り、感染症の患者等の人権を配慮しながら、衛生指導、相談業務を行うものとする。

第11節 廃棄物処理等計画

災害時における被災地のゴミ収集、し尿のくみ取り、災害に伴い生じた廃棄物の処理処分及び死亡獣畜の処理等(以下「廃棄物等の処理」という。)の業務については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

(1) 被災地における廃棄物等の処理は、町長(本部長)が行う。

なお、町のみで処理することが困難な場合は、近隣市町村及び道に応援を求め実施するものとする。

(2) 被災地における死亡獣畜の処理は所有者が行うものとするが、所有者が不明であるとき又は所有者が処理することが困難なときには町が実施するものとする。

2. 廃棄物等の処理方法

町長(本部長)は、次に定めるところにより廃棄物等の処理業務を実施するものとする。

(1) ごみ及びし尿の収集、運搬及び処分

ア. 計画処理区域

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に定める計画処理区域を、同法第6条の2第2項及び第3項、第12条第1項並びに第12条の2第1項に規定する基準に従い所要の措置を講ずるものとする。

なお、町長は基本法に基づき環境大臣が「廃棄物処理特例地域」に指定した場合には、基本法第86条の5の規定に従い必要な措置を講ずるものとする。

イ. 処理を要しない区域

計画処理区域以外の処理を要しない区域においても、町長(本部長)は、前項に定めるところに準じ、生活環境及び公衆衛生上、他に影響の及ぶことのないよう十分配慮し、地域状況に応じた措置を講ずるものとする。

ウ. じん芥処理施設・最終処分場・し尿処理現場の状況

資料 5-11-2-1

(2) 死亡獣畜の処理

死亡獣畜の処理は、死亡獣畜取扱場(以下「取扱場」という。)において行うものとする。

ただし、取扱場のない場合又は運搬することが困難な場合は、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室長の指導を受け、次により処理することができるものとする。

ア. 環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して埋却及び焼却の方法で処理すること。

イ. 移動できないものについては、後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室長の指導を受け臨機の措置を講ずるものとする。

ウ. 前2項において埋却する場合にあつては1m以上覆土するものとする。

第12節 家庭動物等対策計画

災害時における被災地の家庭動物等の取扱については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

- (1) 被災地における逸走犬等の管理は、町長（本部長）が行う。
- (2) 町長（本部長）は、町のみで管理することが困難と認めるときは、道に逸走犬等の保護・収容について応援を要請するものとする。

2. 家庭動物の取扱い

- (1) 動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第 105号）及び北海道動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年条例第 3 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。
- (2) 災害発生時における動物の避難は、北海道動物の愛護及び管理に関する条例第 6 条第 1 項第 4 号の規定により、動物の飼い主が自己責任において行うものとする。
- (3) 災害発生時において、町は関係団体の協力を得て、逸走犬等を保護・収容するなど、適切な処置を講ずるとともに、住民等に対し、逸走犬等の収容について周知を図るものとする。

第13節 行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

災害により行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索及び遺体の処理並びに応急的な埋葬の実施については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

災害による行方不明者及び遺者がある場合の搜索・処理は、町長（本部長）が行う。

ただし、救助法が適用された場合は、町長（本部長）が知事の委託より行うものとするが、遺体の処理のうち、洗浄等の処置及び検案については、知事の委託を受けた日本赤十字社北海道支部が行うものとする。

2. 搜索・処理の実施組織

搜索・処理は、総務部及び救護部があたることとするが、このほか消防、警察機関をはじめあらゆる機関、団体等の協力を得て、実情に応じ遺体搜索班、遺体収容班、埋葬班を編成して行うものとする。

(1) 行方不明者の搜索

町は、消防署、警察官及び海上保安官に協力を要請し搜索を実施するものとする。

(2) 遺体の処理

ア. 遺体の一時保存は、町長（本部長）が行う。

イ. 検案は、医師が行う。

ウ. 死体見分は、警察官又は海上保安官が行う。

(3) 安置場所の確保

町は遺体安置場所について、発災時はもとより、日頃から警察との連携を図り、事前の確保に努めるものとする。

3. 応援の要請

- (1) 災害による遺体が他市町村に漂着していることが考えられる場合は、隣接町村及び遺体漂着が予想される市町村に対し、搜索の応援を依頼する。

- (2) 応援の要請にあたっては、次の事項を添えるものとする。

ア. 氏名

イ. 性別

ウ. 年齢

エ. 特徴

オ. 着衣等

カ. その他身元判明の参考にする事項

4. 遺体を発見した場合の処理

作業中又は搜索中に遺体を発見したときは、陸上では岩内警察署、海上では小樽海上保安部に届け出て、警察官、海上保安官等の見分及び医師の検案を受けるものとする。

5. 遺体の収容

- (1) 遺体収容班は、遺体収容所を定め、遺体到着順に収容すること。
- (2) 遺体収容班は、遺体の遺品を整理し、納棺の上その性別、推定年齢、遺品等を遺体処理台帳に記載すること。
- (3) 身元が判明し、引取人がある場合は、遺族等引取人に引き渡すものとする。
- (4) 身元が判明しないもので、一定期間経過後引取人のない場合は、行旅死亡人として取り扱うこととし、住民課に連絡して埋葬許可書の交付を受け、遺体埋葬班に引き継ぐものとする。

6. 遺体の埋葬

(1) 埋葬の対象者

災害の際死亡し、災害のため埋葬を行うことができない者で、町長(本部長)が必要と認めた場合、又は引取人のない遺体とする。

(2) 埋葬の方法

ア. 遺体を土葬又は火葬に付し、又は棺、骨つぼ等を遺族に支給する等の現物給付をもって行うものとする。

イ. 身元不明の遺体にあつては、警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたりとともに埋葬にあたっては火葬又は土葬とする。

(3) 広域火葬

大規模災害等により、平常時に使用している火葬場の能力だけでは当該遺体の火葬を行うことが不可能になった場合、又は火葬場が被災して稼働できなくなった場合は、道に広域火葬の応援を要請する。

(4) 火葬場・埋葬場の所在地

資料 5-13-6-1

第14節 障害物除去計画

災害により道路、住居又はその周囲に運ばれた土砂、樹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものを除去することによる被災者の保護と交通路の確保については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

- (1) 障害物の除去は、町長(本部長)が行う。

ただし、救助法が適用された場合は知事が、又は知事の委任を受けた町長(本部長)が実施する。

- (2) 道路、河川その他公共施設に障害を及ぼすおそれのある場合は、道路法(昭和27年法律第180号)、河川法(昭和39年法律第167号)その他関係法令に定めるそれぞれの施設の管理者がこれを行うものとする。

2. 障害物の除去の対象

障害物の除去は、概ね次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 住民の生命、財産等を保護するため、速やかに障害物の排除を必要とするとき。
- (2) 交通の安全と物資の輸送の確保を必要とするとき。
- (3) 河川氾濫、護岸決壊等を防止する必要があるとき。

3. 障害物の除去の方法

- (1) 除去作業に対し、機材、労力が不足する場合は、適宜防災関係機関及び関係業者の協力のもとに、障害物の除去を行うものとする。
- (2) 町長(本部長)は、障害物の除去に際して、自衛隊の協力を必要と判断した場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要求するものとする。

4. 障害物の集積保管場所

障害物及び周囲の状況により、その都度、町長(本部長)が指定する。

5. 障害物除去の機械・器具等の保管状況

資料 5-14-5-1

6. 障害物除去車両の保有状況

資料 5-14-6-1

第15節 輸送計画

災害時における被災者の避難、傷病者の収容並びに隔離、災害応急対策要員の移送、応急対策用資材の輸送及び生活必需物資の輸送については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

災害時の輸送は、町長（本部長）が行う。

ただし、町長（本部長）は、本部において輸送が不可能な場合は、防災関係機関及び民間に協力を要請して行うものとする。

2. 輸送の方法

(1) 道路輸送

災害時の輸送は、一時的には町の所有する車両を使用し、被災地までの距離、被害の状況等により町の所有する台数では不足する場合は、他の関係機関に応援を要請し、又は民間の車両を借上げるなど、的確な輸送を行うものとする。

輸送車両の状況

資料 5-15-2-1

(2) 海上輸送

災害により海上輸送を必要とする場合は、小樽海上保安部に出動を要請し、又は岩内郡漁業協同組合に漁船の借上げ応援を求めるものとする。

(3) 空中輸送

ア. 災害により空中輸送を必要とする場合は、知事に対して自衛隊等の航空機の派遣を要請するものとする。

イ. ヘリコプター離着陸・物資投下の可能地点

資料 5-15-2-2

(4) 人力輸送

災害の状況により車両による輸送が不可能な事態が生じたときは、「第16節 労務供給計画」の定めるところにより人力による輸送を行うものとする。

第16節 労務供給計画

災害時における災害応急対策を実施する際の不足する労力の確保については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

災害応急対策の実施に必要な労務者の確保は、町長（本部長）が行う。

2. 労務者の確保の方法

(1) 町内の建設業者及び民間団体等の協力を得て確保するものとするが、なお確保できない場合には、岩内公共職業安定所長に対し、求人申込みをするものとする。

(2) 前項により労務者の求人申込みをする場合は、次の事項を明らかにするものとする。

ア. 職種別、性別、所要労務者数

イ. 作業場所及び作業内容

ウ. 期間及び賃金等の労働条件

エ. 宿泊施設等の状況

オ. その他必要な事項

3. 賃金の支給

(1) 労務者に対する賃金は、救助法が適用されるもののほかは、町において負担する。

(2) 賃金の基準は、災害時の事情を勘案して、平常時における民間の雇用賃金を上回るよう努めるものとする。

第17節 文教対策計画

学校施設の被災、又は児童・生徒の被災により、通常の教育ができない場合の応急対策については、本計画の定めるところによる。

1. 実施責任者

応急教育及び応急復旧に関する対策は町長(本部長)と町教育委員会の緊急協議により行う。
救助法が適用された場合で、町長(本部長)が必要と認めるときは、知事の委任により、児童・生徒に対し、学用品を給与するものとする。

2. 被害状況の把握

応急教育の計画策定のため、教育部は学校施設の被害、児童・生徒の被災等被害状況を速やかに把握し、本部へ報告するものとする。

3. 応急教育施設の確保

- (1) 校舎の一部が使用不能となった場合は、特別教室、屋内体育館等を利用するものとする。
- (2) 校舎の全部又は大部分が使用不能となった場合は、公共施設又は最寄りの学校の校舎を利用するものとする。
- (3) 上記(1)及び(2)においても、なお施設の確保ができない場合は、応急仮校舎を建設するものとする。

(4) 応急教育の予定施設

資料 5-17-3-1

4. 応急教育の実施の方法

- (1) 災害の状況に応じ特別教育計画をたて、できるだけ授業の確保に努める。
授業が不可能な場合にあっても、家庭学習の方法等について指導し、学力の低下を防ぐように努めるものとする。
- (2) 特別教育計画による授業の実施にあたっては、次の点に留意するものとする。
 - ア. 教科書、学用品の損失状況又は支給状況を考慮し学習の内容方法が、児童・生徒の過度の負担にならないように留意する。
 - イ. 教育の場所が等学校以外の施設を利用する場合は、授業の効率化及び児童・生徒の安全確保に留意する。
 - ウ. 通学路その他の被害状況に応じ、通学の安全について遺漏のないよう指導する。
 - エ. 学校に住民が避難している場合には、特に児童・生徒の管理に注意するとともに、受け入れにより授業に支障とならないように留意する。

5. 教職員の確保

被災学校の教職員は、学校長の指示により授業を実施するものとする。
当該学校の教職員のみで実施が困難と認めるときは、町教育委員会は北海道教育庁後志教育局と連絡を密にして、教育に支障をきたさないようにするものとする。

6. 学校給食等の措置

- (1) 給食設備が被災した場合は、できうる限り応急修理等の措置を行い、給食の継続を図るものとする。
- (2) 応急修理等の措置にあたっては、給食設備並びに食品取扱い等の衛生管理に十分留意し、給食に起因する伝染病、食中毒の発生のないよう努めるものとする。
- (3) 給食用物資が被災したときは、米穀・小麦粉・脱脂粉乳及び牛乳について、関係機関と連絡のうえ緊急確保を図るものとし、その他の物資についても応急調達に努めるものとする。

7. 衛生管理対策

- 学校が避難所として使用される場合は、次の点に留意して衛生管理をするものとする。
- (1) 校舎内、特に水飲場、便所は常に清潔にし、必要に応じて消毒を実施すること。
 - (2) 校舎の一部に被災者を受け入れて授業を継続する場合、受入場所との間をできるだけ離絶すること。
 - (3) 受入施設として使用が終わったときは、校舎全体の清掃及び消毒を行うこと。
 - (4) 必要に応じて児童・生徒の健康診断を実施すること。

8. 学用品の給与

- (1) 学用品給与の対象者
災害により家屋の全壊、全焼、流失、埋没、半壊、半焼、床上浸水により学用品を失い、又は損傷し就学上支障のある児童・生徒に対し支給するものとする。
- (2) 学用品給与の方法
町長(本部長)は、町教育委員会と連携し、学用品の給与を行うものとする。

- (3) 学用品の品目
 - ア. 教科書及び教材(準教科書、ワークブック、補充問題集等)
 - イ. 文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、下敷き、定規等)
 - ウ. 通学用品(運動靴、雨具、カバン、ゴム靴等)
- (4) 学用品給与の費用及び時期
費用及び時期は救助法の定めるところによるものとする。

9. 帳簿等の整備

学用品の給与を行ったときは、次の書類、帳簿等を整備保存しておくものとする。

- (1) 学用品購入(配分)計画表 資料 5-17-9-1
- (2) 学用品給与簿 資料 5-17-9-2
- (3) 学用品受払簿 資料 5-17-9-3

10. 文化財等の保全保護対策

文化財保護法、北海道文化財保護条例及び岩内町文化財保護条例による文化財、並びに町の文化資料は教育部がその保全保護にあたるものとする。

文化財の指定状況 資料 5-17-10-1

第18節 災害警備計画

町長(本部長)が警察又は海上保安部に対し、応援を求め、又は応急処置の実施を養成することにより、災害から住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、被災地における社会秩序の維持及び確保に関する事項については、本計画の定めるところによる。

1. 災害に関する警察の任務

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合においては、災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために住民の避難誘導及び援助、犯罪の予防、交通規則等の応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被災地における社会秩序の維持、確保にあたることを任務とする。

2. 事前措置に関する事項

(1) 町長(本部長)が行う警察官の出動要請

町長(本部長)が基本法第58条に基づき警察官の出動を求める等、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求める場合は、警察署長に対して行うものとする。

(2) 町長の要求により行う事前措置

警察署長は、町長(本部長)からの要請により、基本法第59条に基づき、事前措置について指示を行ったときは、直ちに町長(本部長)に通知するものとし、当該措置の事後処理は町長(本部長)が行うものとする。

3. 情報の収集に関する事項

(1) 警察署長は、町長(本部長)その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集するものとする。

(2) 警察署長は、所属職員の中から災害情報収集報告責任者を指定した場合は、町長(本部長)に対して通知するものとする。

4. 避難に関する事項

警察官は、町長(本部長)からの要請により基本法第61条及び警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)第4条に基づき、避難のための立退きを指示する場合の避難先は、本章第4節「避難対策計画」に定める避難所を示すものとする。

ただし、災害の種別・規模・現場の状況により、本避難所により難しい場合は適宜の措置を講ずるものとする。

この場合において、警察署長が町長(本部長)に対して通知したときは当該避難先の借上げ、給食等は町長(本部長)が行うものとする。

5. 広報に関する事項

警察署長は、地域住民に対して必要と認める場合には、災害の状況及びその見通し、並びに避難措置、犯罪の予防、交通の規則、その他の警察活動等について、警備措置上必要と認める事項の広報を行うものとする。

6. 応急措置に関する事項

(1) 警戒区域設定に関する事項

警察署長は、警察官が基本法第63条第2項に基づき警戒区域の設定を行った場合には、直ちに町長（本部長）に通知するものとする。

なお、警戒区域を設定し通知を行った場合等の事後処理は町長（本部長）が行うものとする。

(2) 応急公用に関する事項

警察署長は、警察官が基本法第64条第7項及び同法第65条第2項に基づき、応急公用負担を行った場合には、直ちに町長（本部長）に通知するものとする。

7. 救助に関する事項

警察署長は、町長（本部長）と協力し、被災者の救出及び負傷者、疾病にかかった者の応急的救護並びに遺体の見分に努めるとともに、状況に応じて町長（本部長）の行う遺体の捜索に協力するものとする。

8. 海上における治安の維持

小樽海上保安部は、海上犯罪の予防と治安の維持のため、必要な措置をとるものとする。

(1) 巡視船艇を災害発生地域の所定の海域に配備し、犯罪の予防、取り締まりを行う。

(2) 巡視船艇により、警戒区域（基本法第63条）又は、重要施設周辺海域の警戒を行う。

(3) 治安の維持に必要な情報の収集を行う。

9. 交通規制に関する事項

警察署長は、災害時における道路の状況により必要があると認める場合には、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

なお、町長（本部長）は規制区域の広報について協力するものとする。

10. 災害時における通信計画に関する事項

警察署長は、災害が発生し、しかも孤立が予想される地域、その他の必要と認められる地域に対しては、移動無線局、携帯無線電話機等を配備するなど、災害時における通信連絡の確保を図るものとする。

第19節 海難予防及び救助計画

海上における人命及び財産を保護するため、次により防止及び救助対策を行うものとする。

1. 海難防止指導講習会の開催

岩内郡漁業協同組合、北海道海難防止・水難救済センター等の主催により、関係機関へ講師を依頼し、現地指導講習会を開催する。

2. 海事法令等の違反防止指導

海事関係法令の違反及び漁業許可の制限条件違反は、直接海難に結びつく場合が多いので、小樽海上保安部及び道は、次の事項に留意し、随時実地調査を行う等、船主及び船長に対し適切な指導を行うものとし、町はこれに協力するものとする。

(1) 海技従事有資格者の乗船確認

(2) 無線従事有資格者の乗船確認

(3) 救命器具並びに消火器具等の設備の確認

(4) 救命器具並びに消火器具等の設備の整備充実の指導

(5) 出漁前の船体、機関、無線等の整備点検の実施指導

(6) 積荷の荷くずれ防止の指導

(7) 海難防止に対する意識の高揚

3. 気象情報の把握

(1) NHK等のラジオ放送の聴取

出漁漁船は、ローカル天気予報を聴取し、その周辺海域の気象状況を把握するとともに、全国的な気象通報も併せて聴取し簡単な天気図等を作成し、天気推移を判断する。

(2) 漁業用海岸局の放送聴取

漁業用海岸局の気象通報は出漁漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天における海上保安部からの警告指導が出た場合には、速やかに適切な措置を講ずる。

4. 救助対策

- (1) 最低2隻以上の同性能の僚船による集団操業を励行し、努めて出入港まで行動を共にするなど、海難発生時においては僚船間の相互救助対策を強化する。
- (2) 常に自船の位置並びに操業状況を岩内郡漁業協同組合に連絡し、遭難及び避難等の緊急通信にあたっては、その旨を迅速かつ的確に行うこと。
- (3) 岩内郡漁業協同組合は、所属出漁漁船の動静を把握し、海難発生時には適切な指示を与えるとともに、直ちに関係機関に連絡する。
- (4) 海難事故の発生しやすい時期においては、海上保安部の協力を得て、巡視船、海上保安官の派遣等により迅速な救助ができる体制をつくるよう努めるものとする。
- (5) 海難事故が発生した場合は、小樽海上保安部、北海道海難防止・水難救済センター岩内水難救難所、岩内・寿都地方消防組合等の関係機関に出動を要請し、協力のうえ早期救助にあたるものとする。

第20節 自衛隊派遣要請計画

災害時における人命救助、財産保護のため必要があると認めた場合の自衛隊の災害派遣要請に関する事項については、本計画の定めるところによる。

1. 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のための応援を必要とするとき。
- (2) 水害、高潮、津波等の災害、又は災害の発生が予想され緊急の措置に応援を必要とする場合。
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため応援を必要とするとき。
- (4) 救助物資の輸送のため応援を必要とするとき。
- (5) 主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
- (6) 応急措置のため医療、防疫、給水及び通信などの応援を必要とするとき。

2. 災害派遣の要請要領

(1) 派遣要請手続等

町長（本部長）は、災害派遣の必要があると認められるときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請権者である知事（後志総合振興局長）に要求するものとする。

この場合において、必要に応じてその旨及び当該地域に係る災害の状況を派遣部隊の長に通知するものとする。

また、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で要求し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア. 災害の状況及び派遣を要求する事由

イ. 派遣を希望する期間

ウ. 派遣を希望する区域及び活動内容

エ. 派遣部隊が展開できる場所

オ. 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

(2) 担当の対策班及び要請先

自衛隊の災害派遣要請は、本部の総務部総務班が行い、後志総合振興局への連絡及び書類の提出先は、地域創生部地域政策課とする。

3. 災害派遣部隊の受入体制

(1) 部隊本部設置場所

部隊本部の設置場所は、本部内におくものとする。

(2) 宿泊所、車両、機械等の保管場所

町所有の施設を提供する。

(3) 連絡職員の指名

町長（本部長）は、派遣部隊及び後志総合振興局との連絡職員を指名し、連絡にあたらせるものとする。

(4) 作業計画の樹立

災害対策本部会議において応援を求める作業の内容、所要人員、各種資機材等の確保、その他必要な計画を樹立して、派遣部隊の到着と同時に作業が開始できるよう準備をしておくものとする。

4. 派遣部隊到着の措置

(1) 派遣部隊到着による作業計画等の協議

町長（本部長）は、関係各部長、班長及び派遣部隊の責任者と応援作業計画について協議し、必要な措置をとるものとする。

(2) 知事への報告

本部の総務部総務班は、派遣部隊到着後、必要に応じて、次の事項を後志総合振興局長を経由して知事へ報告するものとする。

ア. 派遣部隊の長の官職氏名

イ. 隊員数

ウ. 到着日時

エ. 従事している作業の内容及び進捗状況

オ. その他参考となる事項

5. 派遣部隊の撤収要請

町長（本部長）は、災害派遣要請の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったときは、速やかに文書をもって後志総合振興局長を経由して知事へ報告するものとする。

ただし、文書による報告が日時を要する場合は、口頭、又は電話で行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

第21節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、本計画の定めるところによる。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第4節 避難対策計画」による。

1. 他の市町村長に対する応援（受援）

大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」及び市町村間の各種相互応援協定等に基づき、他の市町村長に応援を要請・受援を実施する。

2. 知事に対する応援要請

(1) 町長は、当該市町村の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求め又は応急対策の実施を要請する。

(2) 町長は、知事が内閣総理大臣より他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。

第22節 防災ボランティア活用計画

大規模な災害が発生したときに、災害応急対策を迅速的確に実施する上で必要な人員を確保するための赤十字奉仕団及びボランティア団体・NPOとの連携については、本計画の定めるところによる。

1. ボランティア団体・NPOの協力

町は、赤十字奉仕団、ボランティア団体・NPOからの協力申し入れなどにより、災害応急対策の実施について労務の協力を受ける。

2. ボランティアの受入れ

町は、道及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対する被災地の要望の把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ、調整等その受入体制を確保するように努める。

また、ボランティアの受入れにあたって、ボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティア活動の拠点を提供するなど活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

3. ボランティア団体・NPOの活動

ボランティア団体・NPOに依頼する活動の内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者、障がい者等の介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資・資財の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) 救急・救助活動
- (9) 医療・救護活動
- (10) 外国語通訳
- (11) 非常通信
- (12) 被災者の心のケア活動
- (13) 被災母子のケア活動
- (14) 被災動物の保護・救助活動
- (15) ボランティア・コーディネート

4. ボランティア活動の環境整備

町は、社会福祉協議会及びボランティア団体・NPOとの連携を図り、災害時にはボランティア活動が円滑に行えるよう、その活動環境の整備を図る。

そのため、町は平常時の登録、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保に努める。

第6章 特殊災害対策計画

第1節 地震・津波災害対策計画

地震・津波による災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における住民の安全を確保するための応急対策については、本計画(地震・津波防災計画編)の定めるところによる。

第2節 港湾等防災対策計画

港湾等において発生する船舶火災、タンカー等の事故による油の流出、臨港地区及び陸域における危険物施設等の災害に対処するため、災害予防、応急対策等を計画的かつ迅速適切に実施することを目的とする。

1. 港湾等防災対策区域

本計画に基づく諸対策は、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条に定める港湾区域及びその臨港地区並びに陸域を対象とする。

港湾区域図

資料 6-2-1-1

2. 関係機関の業務の大綱

港湾等の防災対策を推進するための関係機関の業務の大綱は、次のとおりである。

(1) 岩内町、岩内・寿都地方消防組合(岩内消防署、岩内消防団)

- ア. 災害予防、消火活動、災害応急対策及び災害復旧の実施
- イ. 関係機関相互の連絡調整
- ウ. 港湾区域及び港湾施設等の良好な状態の維持
- エ. 災害情報の収集、伝達
- オ. 災害時における防疫活動の実施

(2) 小樽開発建設部小樽港湾事務所

港湾及び航路の直轄工事、並びに港湾の直轄災害復旧の実施

(3) 小樽海上保安部

- ア. 海上交通の安全を確保するため、海上における法令遵守の励行及び航路標識の維持管理並びに水路測量の実施
- イ. 災害時における救助、救援、消火活動及び船舶の避難誘導並びに救援物資、人員等の海上輸送
- ウ. 災害情報の収集、伝達及び気象警報の船舶への周知
- エ. 海上における犯罪予防及び治安の維持

(4) 北海道運輸局

災害時における海上輸送の連絡調整及び港湾諸作業の調整

(5) 札幌管区气象台

災害時に必要とする気象警報、防災気象情報等の情報伝達

(6) 小樽労働基準監督署倶知安支署

事業所、工場等の産業災害の防止対策

(7) 後志総合振興局

- ア. 災害予防、災害応急対策の実施
- イ. 高圧ガス施設の立入検査及び緊急措置
- ウ. 関係機関相互の連絡調整
- エ. 自衛隊の災害派遣要請

(8) 岩内警察署

- ア. 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに犯罪の予防及び交通の規則等
- イ. 災害情報の収集及び治安維持に必要な広報

(9) 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室

災害時における防疫活動の実施

(10) NTT北海道事業部設備部災害対策室

災害時における電報、電話の取扱い及びその確保

- (11) J R 倶知安駅
災害時における救援物資等の鉄道輸送の確保
- (12) NHK 札幌放送局
災害時における住民への状況放送
- (13) 北海道電力株式会社岩内営業所
災害時における電力の円滑な供給
- (14) 日本通運株式会社小樽支店物流センター
災害時における救援物資の緊急輸送等について関係機関への支援
- (15) その他団体
 - ア. 危険物関係施設等の管理者
 - (ア) 危険物の災害予防
 - (イ) 災害時における危険物の保安に関する措置
 - イ. 北海道海難防止・水難救済センター岩内水難救難所
港湾等防災対策に関する協力

3. 重要警戒区域の設定

重要警戒区域は、漁港区、商港区、工業港区とする。
重要警戒区域図

資料 6-2-3-1

4. 予防計画

港湾等における各種災害を未然に防止するため、各機関がとるべき措置は次のとおりとする。

- (1) 岩内町、岩内・寿都地方消防組合（岩内消防署、岩内消防団）
 - ア. 係留施設の維持管理
危険物等積載船舶の接岸荷役を安全に確保するため接岸及び、その付属施設等の改修並びに岸壁水深の維持に努める。
 - イ. 火気及び立入禁止の措置
大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図る。
 - ウ. 危険物等の荷役についての措置
 - (ア) 荷役に関する保安についての指導監督
 - (イ) 消火器具の配備
 - (ウ) 流出油事故の予防対策及び化学消化剤等の配備
 - (エ) 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
 - エ. 臨港地区及び陸域における危険物製造所、貯蔵所又は取扱所に対する定期立入検査及び指導取締り
 - (ア) 施設の改善促進
 - (イ) 適正な危険物取扱の指導
 - (ウ) 消火設備の維持管理の指導
 - (エ) 従業員の初期消火技術の向上
 - (オ) 化学消化剤等の共同備蓄と事業所相互の応援体制の確立及び指導
 - オ. 資料及び情報交換
入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換する。
- (2) 小樽開発建設部小樽港湾事務所
港湾及び航路の直轄工事の計画、並びに施行に関しては、防災について十分配慮する。
- (3) 小樽海上保安部
 - ア. 調査研究
防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行う。
 - (ア) 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料
 - (イ) 災害発生の予想に関する資料
 - (ウ) 港湾状況
 - (エ) 防災施設、機材等の種類、分布の状況等救助に必要な機材能力の基礎調査
 - イ. 研修訓練
平常業務を通じ、職員に対し防災に関する指導を行うとともに、随時次の訓練を行う。
また、必要に応じ関係機関の行う訓練に参加し、又は参加を求めるものとする。

- (ア) 災害関係法令及びその運用に関する知識並びに海上災害の専門知識に関する研修
- (イ) 非常呼集、防災、捜索援助、警報伝達、物資の緊急輸送、流出油事故対策等の防災に関する訓練
- (ウ) 総合防災訓練

ウ. 指導啓発

防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次により関係者を指導啓発するものとする。

- (ア) 海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配付等

エ. 海事関係法令の励行

海事関係法令違反は海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り海難の未然防止に努める。

- (ア) 船舶安全法に基づく安全基準の励行
- (イ) 船舶職員法及び小型船舶操縦者法、船舶法等乗組員に関する法令の遵守
- (ウ) 港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守

(4) 北海道運輸局

船舶職員及び小型船舶操縦者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守について監督指導する。

(5) 労働基準監督署倶知安支署

臨港地区及び陸域に所在する事務所、工場等の産業災害の防止について監督指導する。

(6) 後志総合振興局

ア. 町の港湾等防災対策計画の樹立及び資材の備蓄について指導する。

イ. 高圧ガス施設の維持

臨港地区に所在する高圧ガス事業者に対して、保安上の基準に適合するよう指導する。

ウ. 町及び関係機関の行う予防対策の連絡調整にあたる。

(7) 北海道経済産業局

ア. 電機工作物等の立入検査

臨港地区及び陸域に所在する電気事業用設備、自家用電気工作物施設及び一般用電工作物施設に対して立入検査を実施し、指導する。

イ. ガス工作物及び高圧ガス施設の維持

臨港地区及び陸域に所在するガス事業者に対して、保安上の基準に適合するよう指導する。

(8) その他の団体

ア. 危険物関係施設等の管理者

(ア) 係留施設の維持管理

危険物積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその附属施設等の改修、岸壁水深の維持に努める。

(イ) 危険物の荷役についての措置

- ・ 荷役に関する保安の指導監督
- ・ 大量の危険物荷役中の厳重な警備及び監視
- ・ 流出油事故の予防対策及び化学消化剤等の配備
- ・ 消火器具及び設備の充実
- ・ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底

(ウ) 従業員の初期消火技術の研修訓練

イ. 北海道海難防止・水難救済センター岩内水難救難所
水難救助技術の研修訓練

5. 応急対策

港湾等における各種災害に対処するため、各機関が実施する応急対策は次のとおりとする。

(1) 岩内町、岩内・寿都地方消防組合(岩内消防署、岩内消防団)

ア. 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害の状況を把握するとともに関係機関に連絡する。

- イ. 救助、救出及び避難
 - (7) 災害による人命の救助、救出を行う。
 - (4) 災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難のため立退きを勧告し、急を要する場合はこれらの者に対して避難のため立退きを指示する。
- ウ. 警戒区域の設定
 - 危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は、当該区域からの退去を命ずる。
- エ. 消防活動
 - (7) 陸上施設の消火、及び延焼の防止を行う。
 - (4) 船舶の消火活動は、海上保安官署と連絡を密にして行う。
 - (4) 火災の現場においては、消防警戒区域を設定して法令で定める以外の者に対してその区域から退去を命じ、又はその区域への出入りを禁止し、若しくは制限する。
- オ. 応急資機材の調達輸送
 - 消化剤、オイルフェンス、油処理剤その他の応急資機材の調達輸送を行う。
- カ. 小樽海上保安部と連絡を密にして、流出油による緊迫した危険を防止するため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急措置をとる。
- キ. 危険物施設に対する保安
 - 火災発生のおそれのあるタンク等の冷却及び危険物を安全な場所へ移送、搬出を行う。
- ク. 防疫活動
 - 災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫の実施。
- ケ. 広報活動
 - 災害の状況、住民の避難、立入禁止等適時適切な広報を行う。
- コ. 応援要請等
 - (7) 災害の状況に応じ、住民を応急措置の業務に従事させる。
 - (4) 災害の状況に応じ、相互応援協定締結の事業所又は他の市町村に対して応援を要請する。
 - (4) 災害の状況に応じ、自衛隊の派遣を後志総合振興局長に要請する。
- (2) 小樽海上保安部
 - ア. 情報の収集及び関係機関に対する連絡
 - 災害状況を迅速的確に把握するとともに、その情報を関係機関に連絡する。
 - イ. 救助、救出及び避難
 - (7) 事故船に対し、災害局限措置を指導するとともに、被災者の救援を行う。
 - (4) 必要により沿岸住民、船舶に対する避難指示（緊急）・避難勧告・避難準備・高齢者等避難開始及び避難救助を行う。
 - ウ. 消防活動
 - 消防機関と連絡を密にして、巡視船艇により消火及び延焼の防止を行う。
 - エ. 油の拡散防止及び回収除去
 - (7) 関係船舶、船主、代理店、臨海工場等に対し、流出防止措置、拡散防止措置及び除去について指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の定めるところにより除去を命ずる。
 - (4) 流出油による緊迫した危険防止のため、オイルフェンスの使用、油除去剤の散布等の応急措置をとる。
 - (4) 吸入船による流出油の回収指導にあたる。
 - (4) 事故船からの油の抜き取り指導にあたる。
 - (4) 流出油の漂着が予想される沿岸水域にオイルフェンス、又は応急オイルフェンスの展開指導を行う。
 - (4) 町及び民間業者に対する自衛措置の指導にあたる。
 - (4) 状況により事故船を移動させ、付近地域の安全を図るとともに、災害の拡大防止の措置をとる。
 - (4) 必要かつ状況により、船体及び流出油の非常処分を考慮する。
 - オ. 広報活動
 - (7) 民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助及び復旧の状況等について適時適切に広報を行う。

- (イ) 船舶、水産資源、陸上施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、直ちに航行警報、ラジオ、テレビ、巡視船艇による巡回等によりその状況を周知する。
- カ. 海上交通規則
 - (ア) 巡視船艇によりガス検知等を行い危険海域の警戒整理にあたる。
 - (イ) 危険物積載船舶等に移動を命ずるほか、危険物荷役の制限又は禁止を行う。
 - (ウ) 船舶交通の制限又は禁止を行うほか、必要に応じ出入港を規制する。
- キ. その他
 - (ア) 必要に応じ、他部署の巡視船艇又は航空機の応援派遣を要請する。
 - (イ) 臨港地区における災害で、海上からの応援が可能ときは、巡視船艇により協力する。
- (3) 北海道運輸局
 - ア. 海上輸送の連絡調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、運航事業者に航路、船舶又は輸送すべき人、物資等を指定して航海命令を発する。
 - イ. 港湾諸作業の調整

災害の救助その他公共の安全の維持のため必要な場合は、港湾運送事業者に公益命令を発して、緊急貨物取扱いの運送を行わせる。
- (4) 札幌管区気象台

災害が発生した場合は、防災関係機関等の要請に基づき、気象警報、防災気象情報等の必要とする情報を伝達する。
- (5) 後志総合振興局
 - ア. 情報の収集及び関係機関に対する連絡

港湾等における災害状況を把握するとともに関係機関に連絡する。
 - イ. 高圧ガスに対する措置

臨港地区の高圧ガスが公共の安全維持、又は災害の発生の予防のため必要があると認めるときは、立入検査を実施するとともに施設等の使用又は製造を一時停止させ、もしくは廃棄、移動することを命ずる。
 - ウ. 連絡調整

港湾等防災対策が円滑に推進するよう、関係機関相互の連絡調整を行う。
 - エ. 町に対する指示

被害の拡大防止等応急対策措置のため、町に対し必要な指示を行い、又は他市町村へ応援を指示する。
 - オ. 自衛隊の派遣要請

災害の状況により、又は町の要請により自衛隊の派遣を要請する。
 - カ. 町に対する支援

災害の状況により、専門職員の派遣及び備蓄消化剤の支給等を行う。
- (6) 岩内警察署
 - ア. 災害情報の収集及び関係機関に対する連絡

災害警備措置上必要な情報を収集するとともに、関係機関と連絡を密にし必要と認める場合は、その情報を積極的に通報する。
 - イ. 救助、救出
 - (ア) 災害による危険箇所、避難立退き地域などを巡視して、避難に遅れた者の発見、救助に努める。
 - (イ) 関係機関の行う船舶被災者の救助、救出についてその作業に必要な場所の確保、交通規制、整理などを行い協力する。
 - ウ. 避難
 - (ア) 災害の発生により生命、身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、関係地域の居住者に対し、早期に自主避難を行うよう勧告する。
 - (イ) 急を要する場合においては、必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難のため立退きを指示する。（立退き指示をした場合は、町長（本部長）に通知する。また、町長（本部長）が立退きを指示した場合は、これに協力する。）

エ. 警戒区域の設定

災害の発生により生命、身体に対する危険防止のため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対してその区域への立入を制限し、若しくは禁止し、又はその区域から退去を命ずる。（警戒区域を設定した場合は、町長（本部長）に通知する。町長（本部長）又は消防職員・団員が警戒区域を設定した場合はこれに協力する。）

オ. 道路交通規則

災害発生により道路における交通に危険が生ずるおそれがあるときは、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、若しくは制限する。

カ. 犯罪の予防、鎮圧

(ア) 避難した被災者の留守家庭及び避難所に対して、必要により警戒員を派遣するほか、重点的なパトロールを行う。

また、復旧物資をめぐる経済事犯の取締り、物資集積所の盗難などの予防、検挙にあたり、被災地域の治安を維持する。

(イ) 被災地における補償その他利害関係に基づく対立紛争事案に対しては、その情報を収集し、関係機関に通報して事故防止にあたる。

キ. 危険物施設に対する治安

(ア) 石油、火薬などの危険物については、災害を防止するおそれが大きいため、その施設周辺の立入禁止、住民の避難その他危険防止について措置する。

(イ) 関係機関の行う保安措置について積極的に協力する。

ク. 広報活動

警備上必要な災害の状況、住民の避難、立入禁止、交通規則等その他治安維持に必要な事故について広報を行う。

(7) 後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室

災害によって汚染され、又は汚染が予想される地域の防疫の実施。

(8) NHK札幌放送局

民心安定のため災害時における災害救助、復旧の状況を随時放送する。

(9) 北海道電力株式会社岩内営業所

災害時における住民生活、事業所等への電力の円滑な供給を図る。

(10) 日本通運株式会社小樽支店物流センター

災害時における救助、救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送等につき、関係機関の支援を行う。

(11) その他の団体

ア. 危険物関係施設等の管理者

(ア) 災害時における危険物の保安に万全を期す。

(イ) 自己の事業所に災害が発生した場合は、直ちに関係機関に通報連絡するとともに自衛消防力をもって、初期消火に努める等適切な措置を講ずる。

イ. 北海道海難防止・水難救済センター岩内水難救難所

災害時において、自ら又は関係機関の求めに応じて水難者の救助に協力する。

6. 災害に対処する体制

港湾区域及び臨港区域において、大規模な船舶火災等が発生し、総合的な応急対策の実施が必要な場合は、町の防災会議が中心となり、災害対策を推進するものとする。

7. 相互応援計画

(1) 災害時においては各関係機関相互、又は企業間相互で必要に応じて応援し合うものとし、応援協定のある場合は、それに従うものとする。

(2) 自衛隊の派遣は、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」に基づき要請するものとする。

8. 防災訓練

港湾等における災害応急対策を円滑に実施するため、関係機関が協力して港湾等防災対策訓練を行うものとする。

9. 港湾防災資材の保有状況

資料 6-2-9-1

第3節 救急医療対策計画

1. 目 的

町内において天災、地変、交通、産業災害等により、集団的に多数の傷病者が発生した場合、当該傷病者に対して、防災会議関係機関が迅速かつ的確な応急的救急医療措置を実施しうる体制を確立し、もって被害の軽減を図ることを目的とする。

2. 救急医療の対象と範囲

(1) 対象

暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、その他の自然現象、又は大規模な火災、若しくは爆発、有害物の流出、航空機の墜落、その他極端な雑踏の事故により、集団的に多数の傷病者が生じ、関係機関による総合的救急対策が必要な事態を対象とする。

なお、集団的多数の傷病者とは、概ね50人以上に及ぶ規模のものとする。

(2) 範囲

傷病者発生と同時にを行う応急手当、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療を開始できるまでの応急的処置を含むものとする。

なお、遺体の検案、洗浄、縫合等の処理を含むものとする。

3. 救急医療に関する組織

救急医療対策の円滑な実施を図るため、町長(本部長)は必要に応じて災害現場に救急医療本部を設置して対処するものとする。

4. 関係機関の業務の大綱

機 関 名		業 務 の 大 綱
北 海 道	後 志 総 合 振 興 局	1. 救急医療についての総合調整 2. 救急医療についての現地事故対策本部の設置 ただし、対象地域が1市町村の場合を除く 3. 日本赤十字社北海道支部に対する出動要請 4. 北海道医師会に対する出動要請 5. 厚生労働省北海道医務局に対する出動要請 6. 医療材料の整備 7. 自衛隊の派遣要請
	後志総合振興局保健環境部 岩 内 地 域 保 健 室	1. 医療品、医療器具補給の斡旋
岩 内 町		1. 救急医療本部の設置(災害現場) 2. 応急救護所の設置及び管理 3. 岩内古宇郡医師会に対する出動要請 4. 医療材料の整備及び調達
岩内・寿都地方消防組合 (岩内消防署、岩内消防団)		1. 救急医療本部の運営管理 2. 傷病者等の救出、応急措置及び搬送 3. 傷病者等の身元確認 4. 災害現場の警戒等救急医療に関する必要な措置
岩 内 警 察 署		1. 傷病者等の救出及び災害現場の警備 2. 交通路の確保 3. 傷病者等の身元確認 4. 遺体検視
岩 内 古 宇 郡 医 師 会		1. 救護隊の出動による医療の実施 2. 医療施設の確保

5. 集団救急医療体制

岩内古宇郡医師会長は、町長(本部長)の要請に基づき災害医療班を編成し、応急医療にあたるものとする。なお、医療班の編成は、岩内古宇郡医師会長の定めるところによる。

要請項目

- (1) 災害発生の日時及び場所
- (2) 災害の発生原因及び状況
- (3) 出動を要する人員及び資機材
- (4) 出動の時期及び場所
- (5) その他必要な事項

6. 応援要請

災害規模等必要に応じ知事(後志総合振興局長)に対し、次のとおり応援要請を行う。

- (1) 医療班の支援(日赤病院、道立病院、国立病院)
- (2) 傷病者の救出、搬出、救急医療物資の輸送の支援(自衛隊)

7. 救急医療活動報告書の提出

岩内古宇郡医師会長は、町長(本部長)の要請により医療班を出動させ、救急医療活動を実施したときは、事後速やかに、次に掲げる内容を示した報告書を町長(本部長)に提出するものとする。

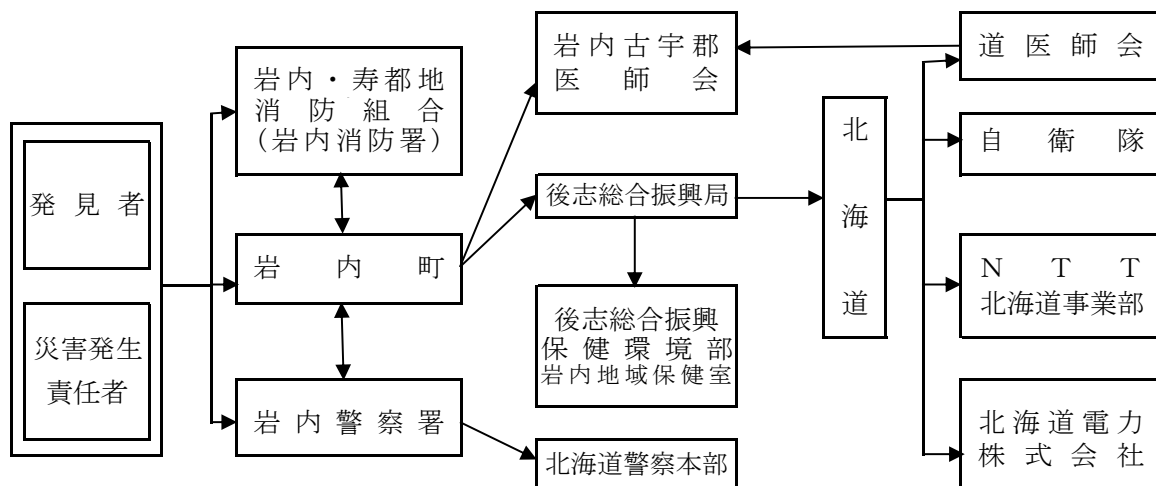
- (1) 出動場所及び出動期間
- (2) 出動者の種別及び人員
- (3) 受診者数(死亡、重傷、軽傷別)
- (4) 使用した薬剤、治療材料及び医療器具等の消耗、破損等の内容(数量、額)
- (5) 救急医療活動の概要
- (6) その他必要事項

8. 災害通報伝達及び傷病者等の搬送系統

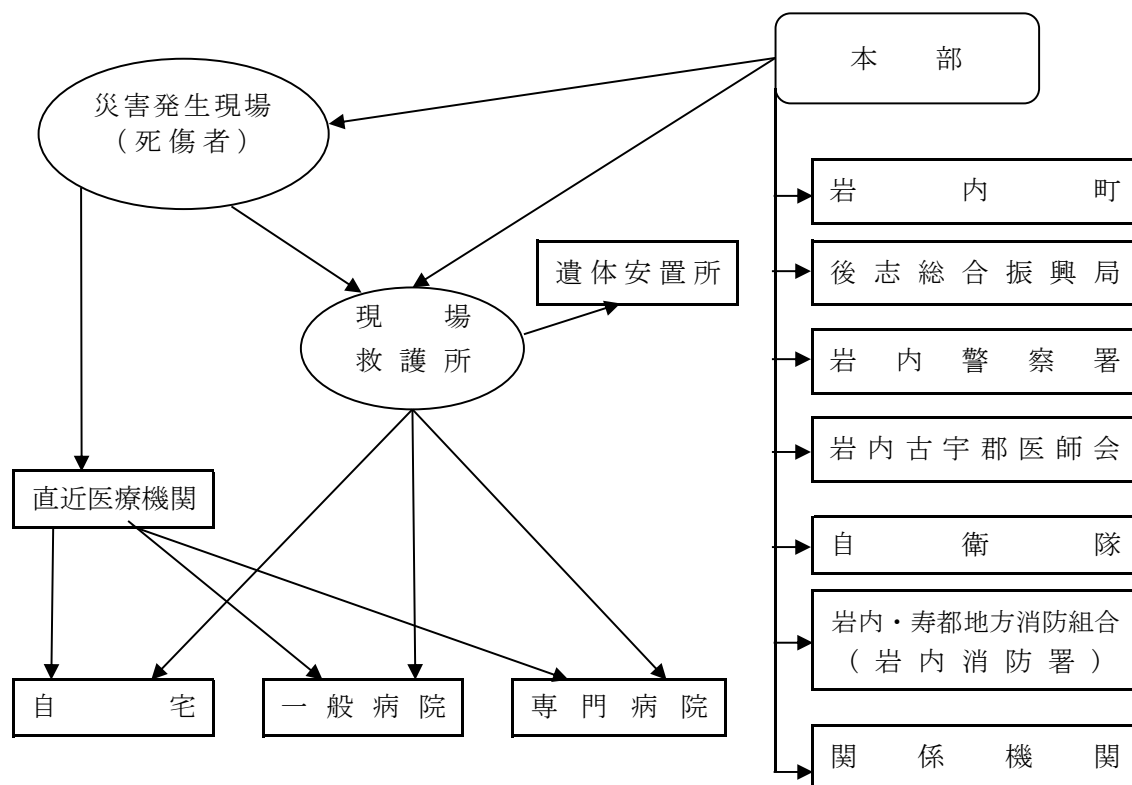
災害発生の第一報を受けた機関からの伝達系統及び傷病者等の搬送系統は、次のとおりである。

なお、各関係機関のもつ専用通信施設及び移動無線等を使用し、有効適切な通信体制を確立するものとする。

(1) 災害通報の伝達系統



(2) 傷病者等の搬送系統



9. 経費の負担及び損害補償

(1) 経費の負担区分

救急医療対策に従事した医師等に対する実費弁償及び損害補償をいずれの機関が負担するは、次の区分によることを原則とする。

ア. 岩内町

町が対策を実施し責務を有する災害の場合。

イ. 北海道

救助法が適用された災害の場合。

ウ. 企業体等

企業体等の施設等において発生した災害及び災害発生の原因が企業体等にある場合。

(2) 実費弁償

要請に基づき出動した医師等に対する手当ては、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第11条の規定に基づき知事が定めた額、若しくは基本法の規定に準じた額に従って、また、救急医療活動のため使用した薬剤、治療材料、医療器具の消耗破損については、その実費を時価でそれぞれ前記(1)の負担区分により弁償するものとする。

(3) 損害補償

救急医療活動のため出動した医師等がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったとき、並びにこれによって受ける損害及び救急医療活動のため出動した医師に係る物件がそのために損害を受けたときは、その損害の程度に応じた額を、それぞれ前記(1)の負担区分により補償するものとする。

10. 傷病者の把握

傷病者の把握については、認識票を取り付けるとともに救急状況調書を作成し、記録集計表に記載するものとする。

認識票

資料 6-3-10-1

救急状況調書

資料 6-3-10-2

記録集計表

資料 6-3-10-3

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用に増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

このような社会構造の変化により、海上災害、航空災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野災害など大規模な事故による災害(事故災害)について防災対策の充実強化を図るため、次のとおりそれぞれの事故災害について予防及び応急対策を定める。

第1節 海上災害対策計画

I 海難対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策は、第5章第19節「海難予防及び救助計画」に定めるほか、次により実施する。

第2 災害予防

町は、関係機関とそれぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

- (1) 船舶所有者等(船舶所有者、管理者、占有者等を含む。以下この章において同じ。)、漁業協同組合
 - ア. 気象情報の把握に努め、海難を事前に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ. 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ. 関係機関と相互に連携して実践的の防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - エ. 船舶の火災等に備え、必要な消防力を整備するとともに、自衛消防隊の組織化に努めるものとする。
- (2) 北海運輸局、小樽海上保安部、北海道、北海道警察、町(消防機関)
 - ア. 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ. 海難発生時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ. 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ. 海難発生時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ. 海難発生時の救急、救助、救護に備え、資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - カ. 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、海難発生時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
 - キ. 船舶所有者及び船長に対し、次により気象情報の把握に努め、荒天に際しては、早期避難、避泊を図ることを指導するとともに、漁業協同組合に対し、気象情報の常時把握と組合員に対する迅速な伝達組織の確立を図ることを指導するものとする。
 - (ア) 漁業気象通報及び天気予報等の放送を聴取し、周辺海域の気象情報の把握に努める。
 - (イ) 漁業無線局の気象通報は、各出漁船に対し、最も適切にその状況を伝えるので、必ず聴取するとともに、荒天に対処する海上保安部からの警告指導が出た場合は、速やかに適切な措置を講ずる。
 - ク. 法令の定めるところにより適切な予防対策を講ずるほか、公益社団法人北海道漁船海難防止・水難救済センターとともに、船舶所有者及び乗組員に対し次の事項を指導するものとする。

- (ア) 船体、機関、救命設備(救命用具、信号用具、消防設備等)及び通信設備の整備
 - (イ) 気象状況の常時把握と適正な準備体制の確立
 - (ウ) 漁船乗組員の養成と資質の向上
 - (エ) 小型漁船の集団操業の励行と相互救護体制の強化
 - (オ) 海難防止に対する意識の高揚
- ケ. 小樽海上保安部及び北海道運輸局は、次の事項に留意し、随時実地検査等を行い、船舶所有者及び船長に対し、適切な指導を行うものとする。
- (ア) 海技従事有資格者の乗船確認
 - (イ) 無線従事有資格者の乗船確認
 - (ウ) 救命器具並びに消化器具等の設備の確認

第3 災害応急対策

1. 情報通信

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

町は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し情報の共有化、応急対策に調整等を行うものとする。

2. 広報

海難発生時の広報は第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施する。

(1) 実施事項

ア. 被災者家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他の必要な事項

イ. 旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 海難の状況
- (イ) 旅客及び乗組員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他の必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 町長は、海難が発生し、又は発生のおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管にかかる災害応急対策を実施する。

(2) 災害(事故)対策現地合同本部への職員の派遣

道「災害(事故)対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部が設置された場合は、町長は、知事の要請により職員より本部員を指名し派遣する。

4. 搜索活動

海難船舶の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、行うものとする。

5. 救助救出活動

海難発生時における救助救出活動については、第5章第4節「避難対策計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 実施事項(基本法第62条、水難救護法第1条)

ア. 遭難船舶を認知した市町村は、海上保安部及び警察署に連絡をするとともに、町計画に基づき直ちに現場に臨み、救護措置を行うこと。

イ. 救護のため必要があるときは、住民を収集し、船舶車馬その他の物件を徴用し、又は他人の所有地を利用し、救助の指揮を行うこと。

6. 医療救護活動

海難発生時の医療救護活動については、第6章第3節「救急医療対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

海難発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

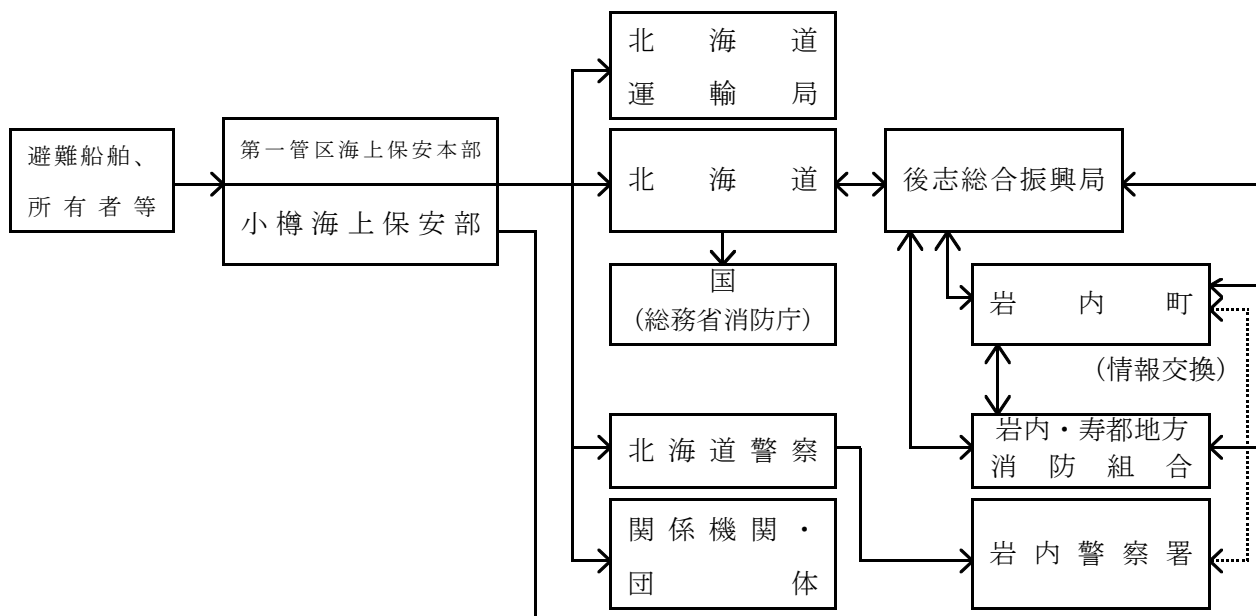
8. 自衛隊派遣要請

海難発生時における自衛隊派遣要請については、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

9. 広域応援

町は、海難の規模により単独で十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき道や他の市町村に応援を要請するものとする。

別記1 情報通信連絡系統図



II 流出油等対策計画

第1 基本方針

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難事故により油等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策については、第6章第2節「港湾等防災対策計画」に定めるほか、本計画の定めるところによる。

なお、臨港地区等における危険物の流出等による災害対策については、第7章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところによる。

第2 災害予防

町は、関係機関とそれぞれの組織を通じて相互に協力し、海難事故による油等の海上流出等を未然に防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

- (1) 関係行政機関の共通実施事項（北海道開発局、北海道運輸局、小樽海上保安部、北海道、北海道警察、町（消防機関））
 - ア．迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制の整備を図るものとする。
 - イ．災害時における緊急情報連絡を確保するため、平常時から災害対策を重視した通信設備の整備・充実に努めるものとする。
 - ウ．職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - エ．災害時における応急活動等に関し、あらかじめ協定の締結を行う等、平常時から関係機関相互の連携体制の強化を図るものとする。
 - オ．災害時の油等の大量流出等に備え、消防艇、科学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材等の整備促進に努めるとともに、その整備状況等について関係機関と情報を共有するものとする。
 - カ．関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 各行政機関の個別の実施事項
 - ア．北海道開発局
 - 港湾及び航路の直轄工事の計画、施工に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するものとする。
 - イ．小樽海上保安部
 - (ア) 防災活動を適切かつ効果的に実施するため、次に掲げる防災関係資料の収集及び調査研究を行うものとする。
 - ・油等大量流出事故による災害発生の予想に関する資料（各種原因による災害発生時期及び程度の予想並びに判断のための諸資料）
 - ・港湾状況（特に避難港、避難地、危険物の荷役場所、貯木場、はしけ溜まり等の状況）
 - ・防災施設、器材等の種類、分布の状況等救助に必要な器材能力の基礎調査（曳船、サルベージ、消火及び油除去作業、潜水作業）
 - (イ) 石狩・後志管内排出油等防除協議会の育成強化に努めるものとする。
 - (ウ) 防災に関し関係機関、報道機関等と緊密な連絡をとり、次の方法により関係者を指導啓発するものとする。
 - ・海難防止運動、防災の日等の諸行事における防災に関する講習会の開催、防災参考資料の配付等
 - ・船舶に対する訪船指導
 - (エ) 海事関係法令違反は、海難の発生に直接結びつくものであり、海事関係法令の遵守の徹底を図るため、日常業務において一般船舶、特にタンカー及び危険物積載船舶等に対する立入検査を実施して、次の事項の励行を図り、海難の未然防止に努めるものとする。
 - ・船舶安全法に基づく安全基準の励行
 - ・船舶職員及び小型船舶操者法、船員法等乗組員に関する法令の遵守
 - ・港則法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等に関する法令の遵守
 - ウ．北海道
 - (ア) 市町村の流出油等対策計画の樹立及び必要な資材の備蓄について指導するものとする。
 - (イ) 市町村等の港湾及び航路の計画、施行に関して防災上留意すべき事項について十分配慮するよう指導するものとする。
 - (ウ) 市町村及び関係機関が行う予防対策の連絡調整を行うものとする。
 - エ．町（消防機関）
 - (ア) 油類積載船舶の接岸荷役の安全を確保するため、岸壁及びその付属施設（防舷材、けい船柱）等の改善、岸壁水深の維持に努めるものとする。
 - (イ) 大量の危険物荷役中の警備及び監視を厳重にし、火気及び立入禁止の徹底を図るものとする。

- (ウ) 船舶所有者等、漁業協同組合に対し、荷役について次のとおり指導するものとする。
 - ・ 荷役は油槽所等の保安担当職員の指導監督のもとに行う。
 - ・ 消火器具の配備
 - ・ 油流出事故の予防対策及び科学消化剤等の配備
 - ・ 立入禁止、火気厳禁の標示の徹底
- (エ) 入港船舶の危険物積載の状況等、消防活動上、あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について関係機関と相互に交換するものとする。
- (3) 船舶所有者等、漁業協同組合
 - ア. 気象情報の把握に努め、海上等における流出油等災害を未然に防止するため必要な措置を講ずるものとする。
 - イ. 職員の非常参集体制は、応急活動のためのマニュアルの作成等、応急体制を整備するものとする。
 - ウ. 災害時の油等の大量流出等に備え、科学消化剤、油処理剤、オイルフェンス等の資機材等の整備促進に努めるものとする。
 - エ. 関係機関と相互に連携して実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図るとともに、体制の改善等、必要な措置を講ずるものとする。

第3 災害応急対策

1. 情報通信

油等の大量流出が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

油等の大量流出が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

町及び各関係機関は、情報収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡し、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

油等大量流出事故災害時の広報は第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施する。

(1) 旅客及び地域住民等への広報

ア. 町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (イ) 油等大量流出等事故災害の状況
- (ロ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (ハ) 海上輸送復旧の見通し
- (ニ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (ホ) その他の必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 町長は、油等大量流出事故災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その地域にかかる災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部への職員の派遣

道「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部が設置された場合は、町長は、知事の要請により職員より本部員を指名し派遣する。

4. 流出した油等の拡散防止及び回収除去活動

町は、油流出等の海岸等への漂着に対処するため、直ちに関係機関と協力のうえ、必要に応じて、流出油等の防除に必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するにあたっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、油流出等による被害の軽減に努めるものとする。

5. 消防活動

町及び岩内・寿都地方消防組合（岩内消防署、岩内消防団）は、火災情報等の情報収集に努め、小樽海上保安部の消火活動に協力するものとする。

6. 避難措置

流出油等による火災、爆発等により住民の生命及び身体の安全、保護を図るため必要がある場合は第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7. 自衛隊派遣要請

流出油等事故災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

8. 広域支援

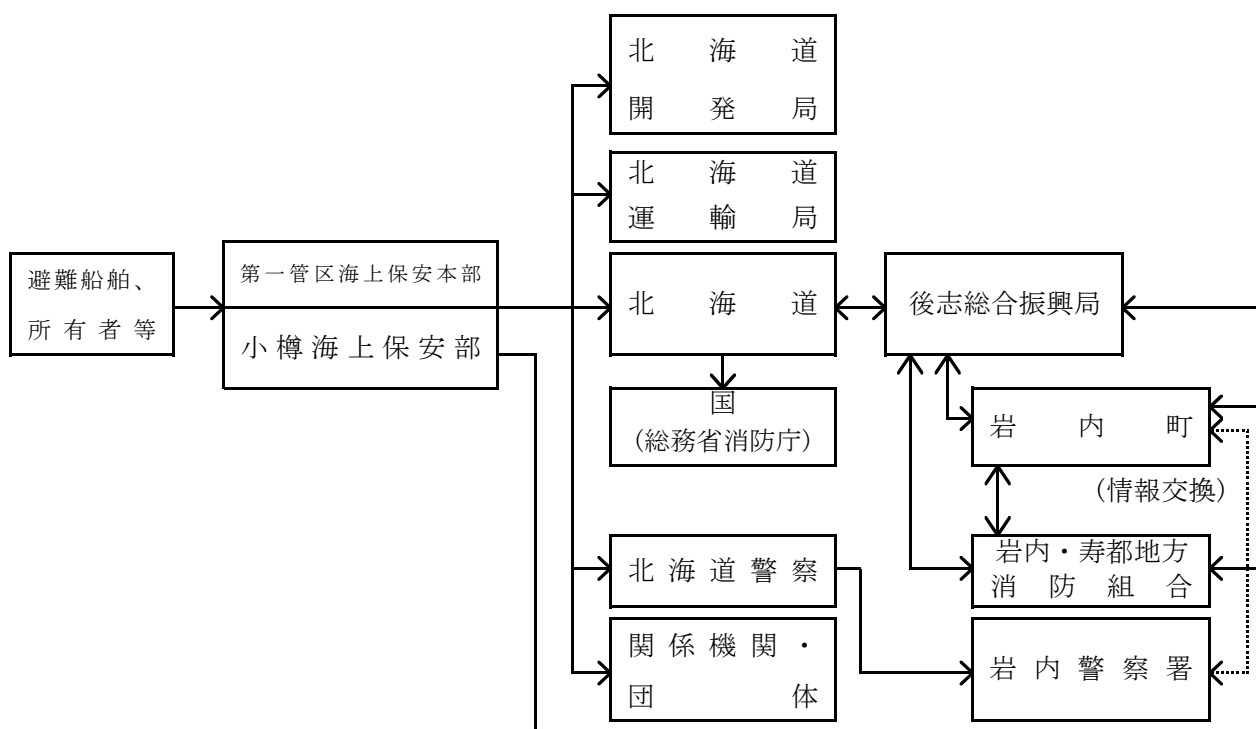
町は、流出油等事故災害の規模により十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき道や他の市町村に応援を要請するものとする。

9. 防災ボランティアとの連携

町は、流出油の防除作業等には多くの労働力が必要となる。

それらの作業を実施する防災ボランティア団体等の受入れ等については、第5章第22節「防災ボランティア活用計画」の定めるところによる。

別記1 情報通信連絡系統図



第2節 航空災害対策計画

第1 基本方針

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な事故（以下「航空災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害応急対策

1. 情報通信

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記1のとおりとする。

(2) 実施事項

- ア．町は、災害発生時に直ちに災害情報把握のための通信手段を確保するものとする。
- イ．町は、情報収集に努めるとともに把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ．町及び関係機関は相互に密接な情報交換を行い、情報の確認、情報の共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、旅客及び地域住民に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 実施事項

ア．被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (オ) その他の必要な事項

イ．旅客及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 航空災害の状況
- (イ) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 医療機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他の必要な事項

3. 応急活動体制

- (1) 町長は、航空災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施する。

- (2) 災害（事故）対策現地合同本部への職員の派遣

道「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部が設置された場合は、町長は、知事の要請により職員より本部員を指名し派遣する。

4. 搜索活動

航空機の搜索活動は、関係機関が相互に密接に協力のうえ、行うものとする。

5. 救助救出活動

航空災害発生時における救助救出活動については、第5章第4節「避難対策計画」の定めによる。

6. 医療救護活動

航空災害時における医療救護活動については、第6章第3節「救急医療対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

7. 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

災害発生時における行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第13節「行方不明者の搜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

8. 防疫及び廃棄物処理等

町は、災害に係る航空機が国際線である場合は、空港検疫所と密接な連携を図りつつ、第5章第10節「防疫計画」の定めるところにより、的確な応急防疫対策を講ずるものとする。

また、第5章第11節「廃棄物処理等計画」の定めるところにより廃棄物処理等に係る応急対策を講ずるものとする。

9. 自衛隊派遣要請

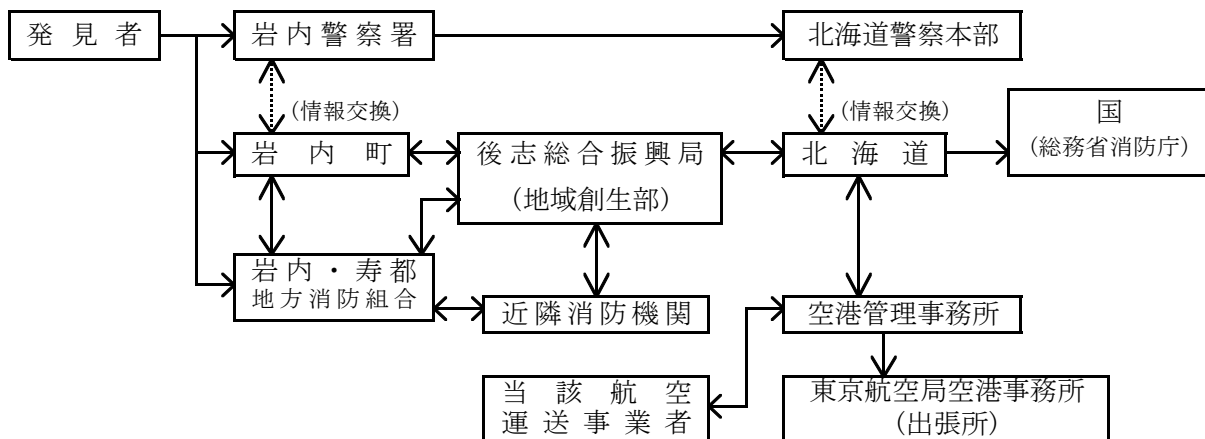
航空災害時における自衛隊派遣要請については、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

10. 広域応援

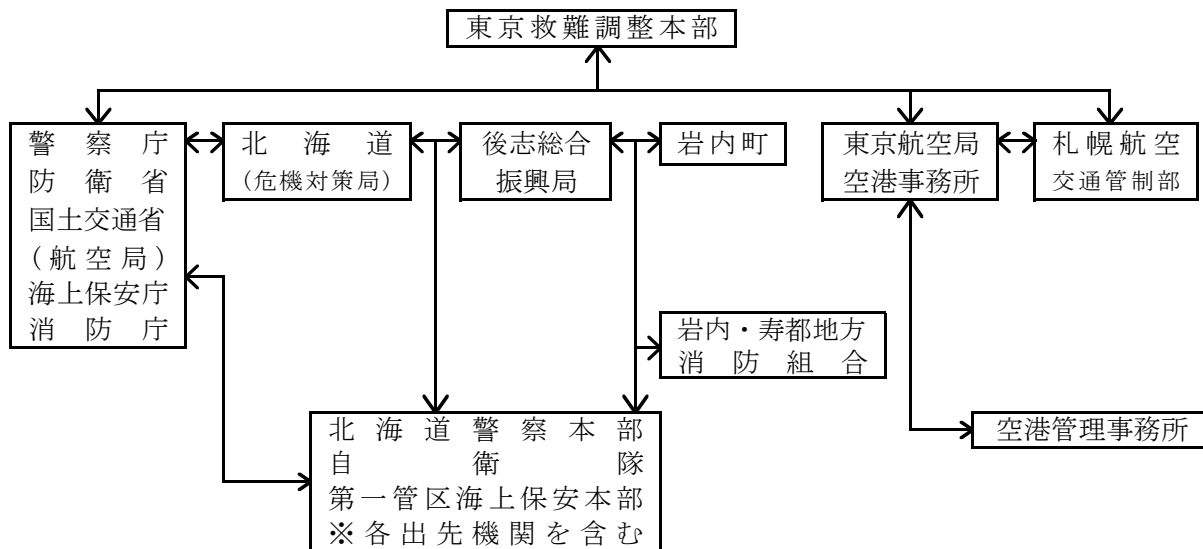
町は、災害の規模により単独で十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき道や他の市町村に応援を要請するものとする。

別記1 情報通信連絡系統図 (空港区域周辺以外のその他の地域の場合)

(1) 発生地点が明確な場合



(2) 発生地点不明な場合 (航空機の搜索活動)



第3節 道路災害対策計画

第1 基本方針

道路構造物の被災又は道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動等が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策については、この計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は、関係機関とそれぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 実施事項

(1) 道路管理者

ア. トンネル、橋梁等、道路の点検体制を強化し、施設等の現況の把握に努めるとともに異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

イ. 道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備に努めるものとする。

ウ. 道路災害を未然に防止するため、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

エ. 職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するものとする。

オ. 町は、関係機関と相互に連携して、道路災害等の情報伝達、活動手順等について徹底を図るとともに、必要に応じ体制の改善等の必要な措置を講ずるものとする。

カ. 道路災害時に、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制の整備をするものとする。

キ. 道路利用者に対して道路災害時の対応等の防災知識の普及・啓発を図るものとする。

第3 災害応急対策

1. 情報通信

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

ア. 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ. 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の機関に連絡するものとする。

ウ. 関係機関は、相互に緊密な情報の交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行うものとする。

2. 災害広報

(1) 実施事項

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

ア. 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

(ア) 道路災害の状況

(イ) 家族等の安否情報

(ウ) 医療機関等の情報

(エ) 関係機関の応急対策に関する情報

(オ) その他の必要な事項

イ. 道路利用者及び地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 道路災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧情報
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3. 応急活動体制

- (1) 町長は、道路災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施する。
- (2) 災害(事故)対策現地合同本部への職員の派遣
道「災害(事故)対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部が設置された場合は、町長は、知事の要請により職員より本部員を指名し派遣する。

4. 救助救出活動

道路災害時における救助救出活動については、第5章第4節「避難対策計画」の定めによるもののほか、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

5. 医療救護活動

道路災害における医療活動については、第6章第3節「救急医療対策計画」の定めにより実施するものとする。

6. 消防活動

道路災害時における消防活動は、次により実施するものとする。

- (1) 道路管理者
道路災害による火災の発生に際しては、岩内・寿都地方消防組合による迅速かつ的確な初期消火活動が行われるよう協力するものとする。
- (2) 消防機関
ア. 消防機関は、速やかに道路災害による火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を実施するものとする。
イ. 消防機関の職員は、道路災害による火災が発生した場合において、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。

7. 行方不明者の捜索及び遺体の収容

町は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めにより、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8. 交通規制

町が管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のための必要な交通規制を行う。

9. 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はその恐れがある場合には、本章第5節「危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

10. 自衛隊派遣要請

道路災害における自衛隊派遣要請については、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

11. 広域応援

町は、災害の規模により、単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき道や他の市町村へ応援を要請するものとする。

12. 災害復旧

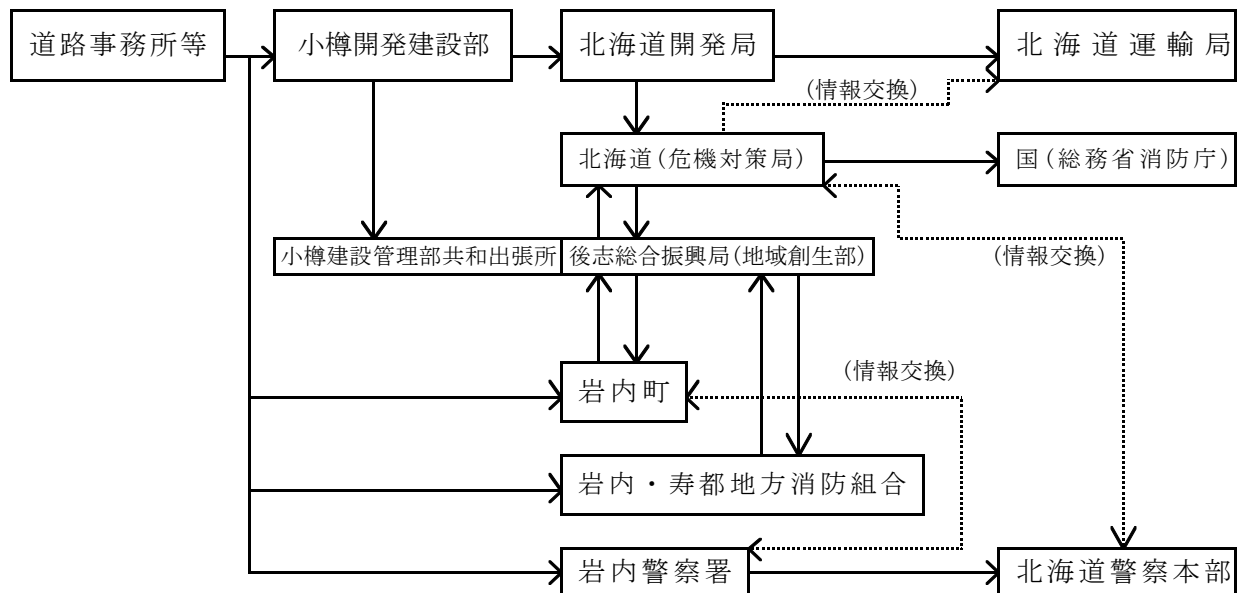
(1) 実施事項

ア. 道路管理者

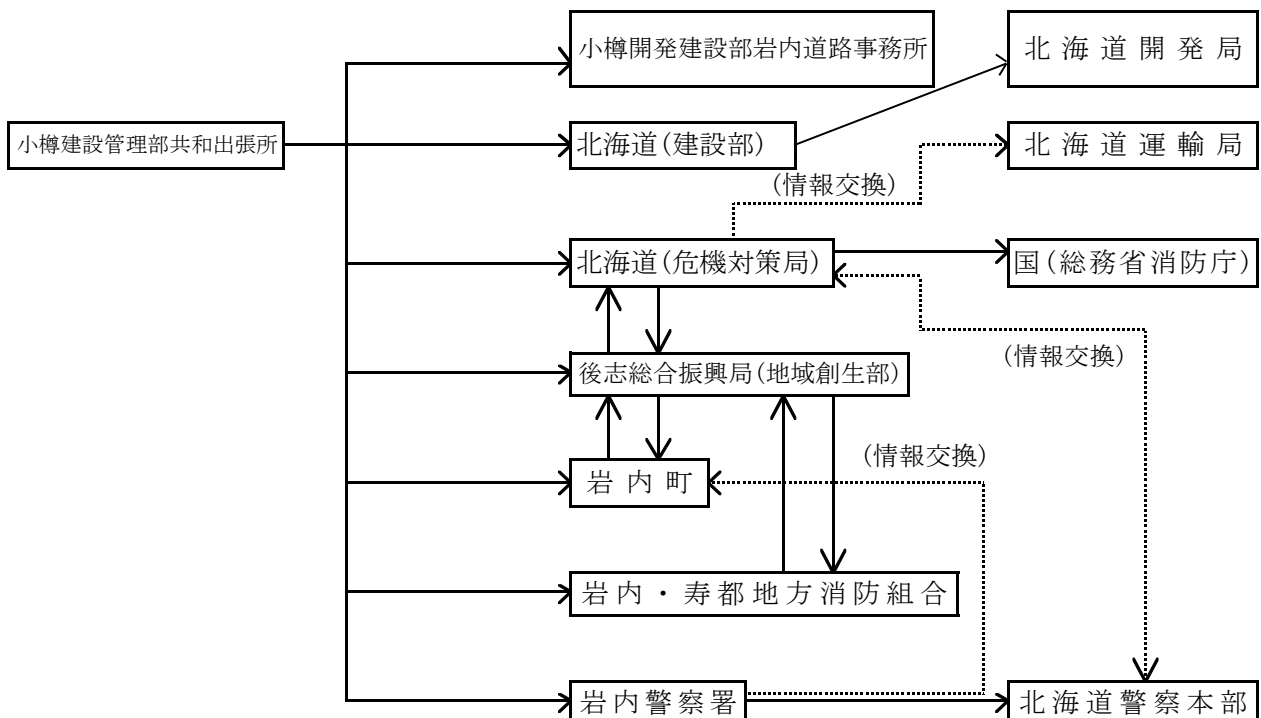
- (ア) 道路の被災に伴う障害物の除去、仮設等の応急復旧を迅速かつ的確に行い、早期の道路交通の確保に努める。
- (イ) 町は、関係機関と協力し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行うものとする。
- (ウ) 類似の災害の再発防止のために、災害箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。
- (エ) 災害復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図

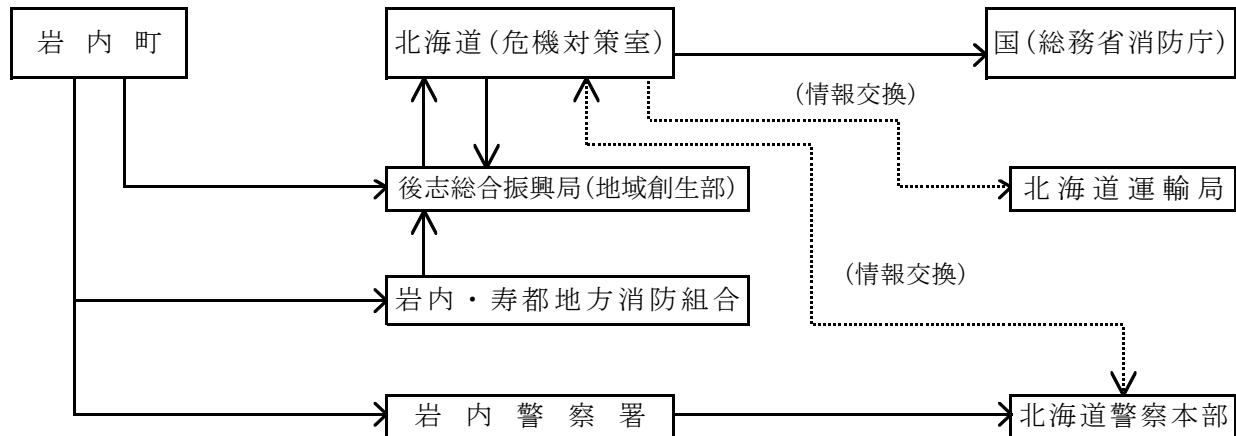
1. 国の管理する道路の場合



2. 道の管理する道路の場合



3. 町の管理する道路の場合



第4節 原子力災害対策計画

北海道電力株式会社泊発電所における放射性物質の大量放出により生ずる災害の防災対策に関する計画は、「泊発電所周辺地域原子力防災計画」に定めるところによる。

第5節 危険物等災害対策計画

第1 基本計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町及び事業者、防災関係機関の実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

なお、海上への危険物の流出等による災害活動については、本章第1節「海上災害対策計画」、電気事業者が設置する原子力発電所における放射性物質の大量放出により生じる災害の防災対策については、「泊発電所周辺地域原子力防災計画」の定めるところによる。

第2 危険物の定義

1. 危険物

消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

2. 火薬類

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定されているもの

〈例〉火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

3. 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第2条に規定されているもの

4. 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条に規定されているもの

〈例〉毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）など

5. 放射性物質

放射性同位元素、核燃料物質、核燃料物質を総称したもの。「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）」等によりそれぞれ規定されている。

第3 危険物等災害予防

1. 事業者

（1）消防法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

- (2) 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生防止のための応急の措置を講ずるとともに、岩内・寿都地方消防組合、岩内警察署へ通報するものとする。

2. 北海道、消防機関

- (1) 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- (2) 事業者の自主保安体制の確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安官監督者の選任等について指導するものとする。

3. 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

第4 災害応急対策

1. 情報通信

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は次により実施する。

(1) 情報通信連絡系統

情報通信の連絡系統は、別記のとおりとする。

(2) 実施事項

- ア. 町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ. 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の機関に連絡するものとする。
- ウ. 町は、関係機関と相互に緊密な情報の交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整を行うものとする。

2. 災害広報

(1) 実施事項

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか、次により実施するものとする。

ア. 被災者の家族への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (カ) その他必要な事項

イ. 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により、次の事項についての広報を実施するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 危険物等の種類、性状など人体・環境に与える影響
- (エ) 医療機関等の情報
- (オ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (カ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

3. 応急活動体制

- (1) 町長は、危険物等災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部への職員の派遣
道「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部が設置された場合は、町長は、知事の要請により職員より本部員を指名し派遣する。

4. 避難措置

町は、人命の安全を確保するため、第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

5. 救助救出及び医療救護活動等

町は、第5章第4節「避難救出計画」及び第6章第3節「救急医療対策計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町は、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより、行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

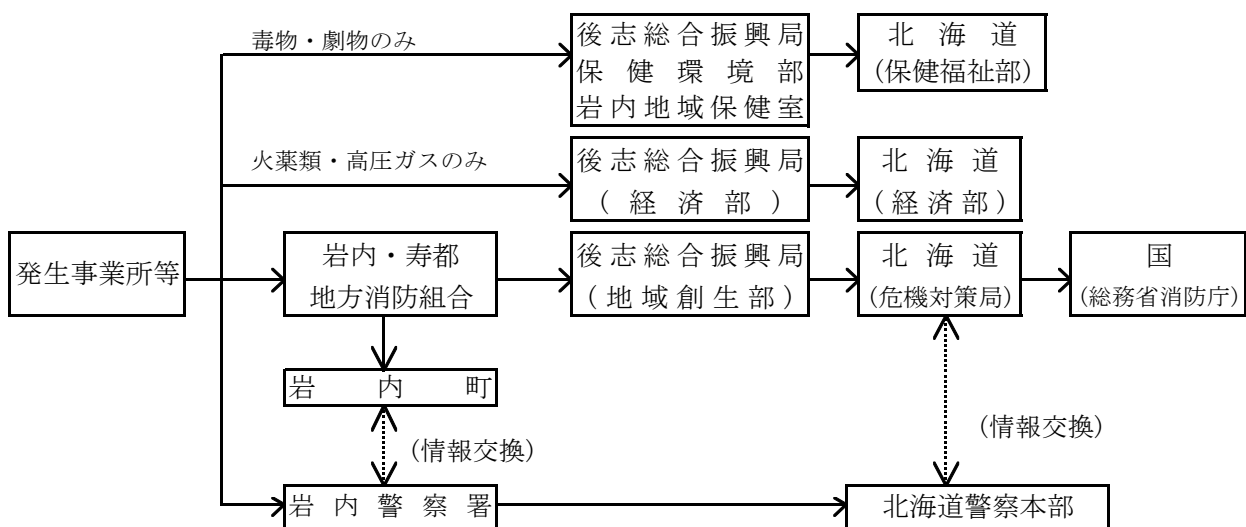
6. 自衛隊派遣要請

危険物等災害における自衛隊派遣要請については、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

7. 広域応援

町は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村の相互の応援に関する協定」に基づき道や他の市町村に応援を要請するものとする。

別記 情報通信連絡系統図



第6節 大規模な火事災害対策計画

第1 基本方針

死傷者が多数発生する等大規模に火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する各種の予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 災害予防

町は、関係機関とそれぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

1. 町、消防機関

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連携的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定により大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する。

- (2) 火災発生、被害拡大危険区域の把握
災害応急対策の円滑な実施を図るため、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成するように努める。
- (3) 予防査察の実施
多数の人が出入りする病院、事務所等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置促進、保守点検の実施及び適正な維持管理について指導する。
- (4) 防火管理者制度の促進
防火管理に関する講習会を開催し、防火管理者の知識の向上を図るとともに、防火管理者を定めるべき防火対象物における自衛消防体制の強化を図るため、防火管理者の選任及び消防計画の作成、消防訓練の実施等について指導する。
- (5) 防火思想の普及
年2回（春、秋期）の全道火災予防運動、防災週間等を通じて、各種広報媒体を活用することにより、住民の防火思想の普及、高揚を図る。また、高齢者の防火訪問を実施する等要配慮者対策に十分配慮する。
- (6) 消防水利の確保
同時に多発火災や消火栓の使用不能等に備えて、防火水槽の配備、海水・河川水の活用等により、消防水利の多様化及び確保に努める。
- (7) 消防体制の整備
消防団員等の非常招集方法、消火部隊の編成及び運用、消防用機械・資機材の整備、災害発生時の情報通信手段等について十分検討を行い、大規模な火事災害の対応力を高めることとする。
- (8) 防災訓練の実践
関係機関、地域住民等と相互に連携して実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施し、災害時の活動手段、関係機関等の連携等について徹底を図るとともに、訓練後には評価を行い、必要に応じた体制等の改善を行う。
- (9) 火災警報
町長は、後志総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が次の火災警報発令条件（別表）となり、火災予防上危険であると認めたときは、消防法（昭和23年法律第186号）第22条に基づく火災警報を発令する。

第3 災害応急対策

1. 情報通信

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の情報の収集及び通信等は、次により実施するものとする。

- (1) 情報通信連絡系統
大規模な火事火災が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、別記のとおりとする。
- (2) 実施事項
ア. 町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
イ. 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の機関に連絡するものとする。
ウ. 町は、関係機関と相互に緊密な情報の交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

- (1) 実施事項
ア. 被災者家族等への広報
町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他の必要な事項

イ. 地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性、地域に与える影響
- (カ) その他必要な事項

3. 応急活動体制

(1) 町長は、大規模な火災が発生し、又は発生のおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施する。

(2) 災害（事故）対策現地合同本部への職員の派遣

道「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部が設置された場合は、町長は、知事の要請により職員より本部員を指名し派遣する。

4. 避難及び救助救出活動

町は、人命の安全を確保するため第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより必要な避難救出措置を実施するものとする。

5. 医療救護活動

医療救護活動については、第6章第3節「救急医療対策計画」の定めるところにより実施するものとする。

6. 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

災害発生時における行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等については、第5章第13節「行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより実施するものとする。

7. 自衛隊派遣要請

大規模な火事災害における自衛隊派遣要請については、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

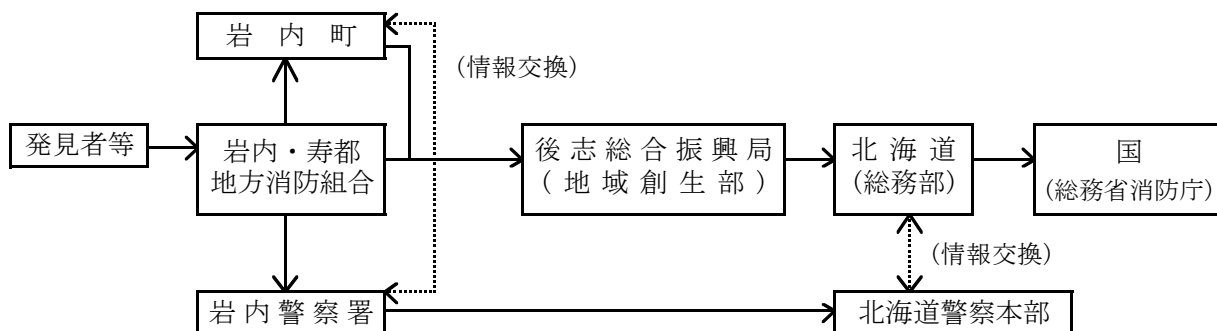
8. 広域応援要請

町は、災害の規模により単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村の相互の応援に関する協定」に基づき道や他の市町村に応援を要請するものとする。

9. 災害復旧

大規模な火事災害により、地域の壊滅、又は社会経済活動への甚大な被害が生じた場合、町は、被害の状況、地域の特性、被災者の意向等を勘案し、道及び関係機関と密接な連携のもと、第8章「災害復旧・被災者援護計画」の定めるところにより、迅速かつ円滑な復旧を進めるものとする。

別記 情報通信連絡系統図



別表

振興局名	警 報 発 令 条 件
後 志	・実効湿度で70%以下にして、最小湿度40%以下となり、最大風速14m/s以上のとき。

第7節 林野火災対策計画

第1 基本方針

広範囲にわたる林野の消失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、町が実施する予防、応急対策については、本計画の定めるところによる。

第2 予防対策

1. 実施事項

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

(1) 北海道営林局、北海道、町

ア. 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、魚釣等の入林者の対策として、次の事項を実施する。

- (ア) タバコ、たき火等の不始末による出火の危険性について、標語、ポスター、防災行政無線、広報車、掲示板等を活用し広く周知する。
- (イ) 入林の許可・届出等、必要性について周知を図る。
- (ウ) 火災警報発令時又は気象条件の急変時等の入林制限の周知を図る。
- (エ) 観光関係者による予防意識の啓発を図る。

イ. 火入れ対策

林野火災危険機関（概ね3月～6月。以下「危険期間」）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導する。

- (ア) 火入れをする場合は、必ず火入れ許可を取得させ、火入れ方法を指導する。
- (イ) 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- (ウ) 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- (エ) 火入れ（造林のための地ごしらえ、害虫駆除等）に該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

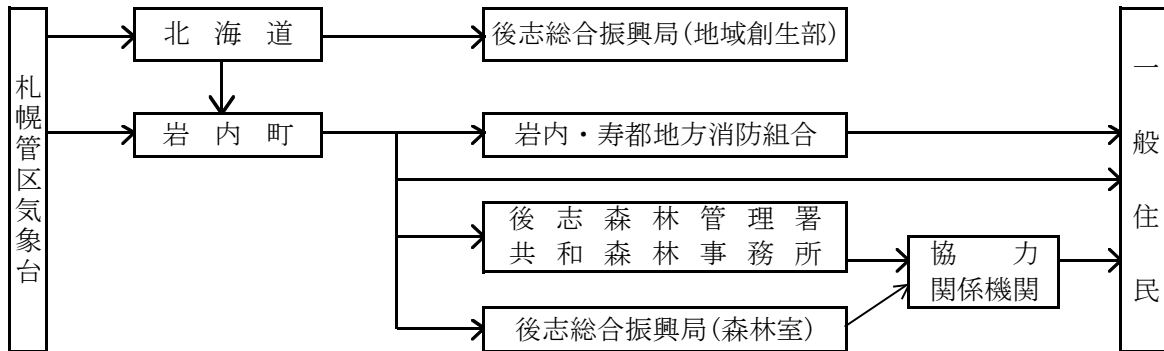
ウ. 消火資機材等の整備

林野火災消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検をするとともに消火体制の確立を図るものとする。

2. 気象情報対策

林野火災の発生及び広域化は、気象条件が極めて大きな要因であるため、町は、関係機関と次により気象予警報の伝達を行い、林野火災の予防に万全を期するものとする。

(1) 林野火災気象通報伝達系統



(2) 町は、通報を受けた場合、通報内容及びとるべき予防対策を、消防機関、後志森林管理署共和森林事務所へ通報するとともに、一般住民に周知徹底を図るものとする。

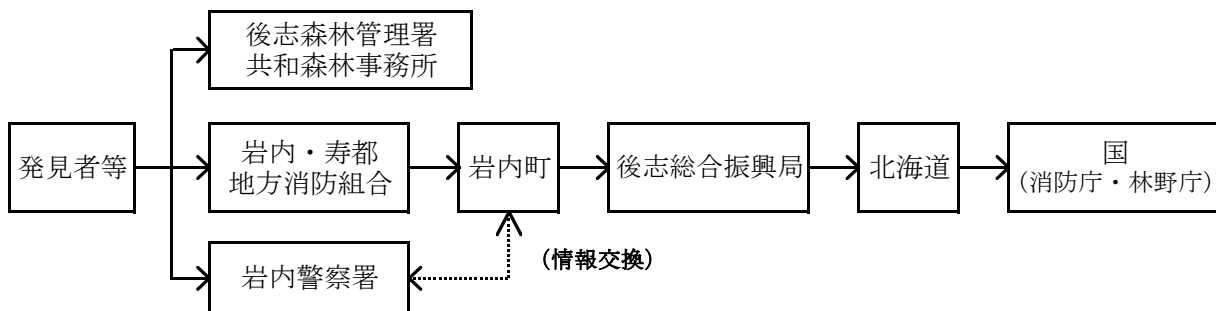
また、町長は林野火災気象通報の通報を受けたとき、又は気象の状況により林野火災発生危険性があると認めたときは、消防法（昭和23年法律第 186号）第22条に基づき火災警報を発令することとする。

第3 応急対策

1. 情報通信

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の消失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア. 町は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のため通信手段を確保するものとする。
- イ. 町は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ. 町は、関係機関と相互に密接な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

2. 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族等、地域住民等に対して行う災害広報は第5章第2節「災害広報・情報提供計画」の定めによるほか次により実施するものとする。

(1) 実施事項

ア. 被災者の家族等への広報

町及び関係機関は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報について、正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 家族等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) その他の必要な事項

イ．地域住民等への広報

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は防災行政無線、広報車の利用及び広報板の掲示等により次の事項について広報を実施する。

- (ア) 災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 関係機関の応急対策に関する情報
- (オ) 避難の必要性等、地域に与える影響
- (カ) その他の必要な事項

3．応急活動体制

- (1) 町長は、広範囲にわたる林野の消失等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域にかかる災害応急対策を実施する。
- (2) 災害（事故）対策現地合同本部への職員の派遣
道「災害（事故）対策現地合同本部設置要綱」に基づき現地合同本部が設置された場合は、町長は、知事の要請により職員より本部員を指名し派遣する。

4．避難措置

町は、人命の安全を確保するため第5章第4節「避難対策計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

5．自衛隊派遣要請

広範囲な林野火災における自衛隊派遣要請については、第5章第20節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところによる。

6．広域応援要請

町は、災害の規模により十分な災害応急対策を実施できない場合は、「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき道や他の市町村に応援を要請するものとする。

第8章 災害復旧・被災者援護計画

災害が発生した際には、速やかに、被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により、適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

第1節 実施責任者

指定地方行政機関の長、町長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施するものとする。

第2節 災害復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧計画は、概ね次の計画とする。

1. 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川
 - (2) 海岸
 - (3) 砂防設備
 - (4) 林地荒廃防止施設
 - (5) 道路
 - (6) 港湾
 - (7) 漁港
 - (8) 地すべり防止施設
 - (9) 下水道
 - (10) 公園
2. 農林水産業災害復旧事業計画
3. 都市施設災害復旧事業計画
4. 上水道災害復旧事業計画
5. 住宅災害復旧事業計画
6. 社会福祉施設災害復旧事業計画
7. 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
8. 学校教育施設災害復旧事業計画
9. 社会教育施設災害復旧事業計画
10. その他の災害復旧事業計画

第3節 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法律に定めるところにより予算の範囲内において、国及び道が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

なお、災害復旧事業別の国庫負担及び補助率は、概ね資料8-3-1-1のとおりである。

第4節 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努めるものとする。

第5節 被災者援護計画

第1 罹災証明書の交付

1 岩内町

- (1) 町は、被災者に対する各種支援措置を早期に実施するため、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立する。
- (2) 町は、災害が発生した場合において、災害の被災者から申請があったときは、遅延なく、住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付しなければならない。

2 岩内・寿都地方消防組合

消防事務の共同処理に関して複数の町村が一部事務組合を設立している場合において、その規約上、火災に起因する罹災証明書の交付についても共同処理の対象とされている場合には、当該一部事務組合が火災に係る罹災証明書の交付を行うものとする。

第2 被災者台帳の作成及び台帳情報の利用・提供

1 被災者台帳の整理

- (1) 町は、災害が発生した場合において、災害の被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するため、必要があると認めるときは、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。
- (2) 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名	サ 町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
イ 生年月日	
ウ 性別	
エ 住所又は居所	シ (11)の提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
オ 住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況	ス 被災者台帳の作成に当たり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
カ 援護の実施の状況	
キ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由	
ク 電話番号その他連絡先	セ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項
ケ 世帯の構成	
コ 罹災証明書の交付の状況	

- (3) 町長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (4) 町長は、必要に応じて、被災者台帳の作成のため、道や他の市町村等に対して被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 台帳情報の利用及び提供

- (1) 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
 - ア 本人の同意あるとき、又は本人に提供するとき。
 - イ 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
 - ウ 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
- (2) 台帳情報の提供を受けようとする申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該台帳情報を保有する町長に提出しなければならない。
 - ア 申請者の氏名及び住所
 - イ 申請に係る被災者を特定するために必要な情報
 - ウ 提供を受けようとする台帳情報の範囲
 - エ 提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的
 - オ その他台帳情報の提供に関し町長が必要と認める事項
- (3) 町長は、(2)の申請があった場合において、当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、申請者に対し、当該申請に係る台帳情報を提供することができる。ただし、その場合、提供する台帳情報には、当該被災者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号（本節第2の(2)のス）を含めないものとする。

第6節 応急金融対策

1. 農林水産業の応急融資

- (1) 天災による被害農業者等に対する資金の融資は、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融資を円滑にして、農業漁業経営の維持安定を図る。
- (2) 「農業漁業金融公庫資金」の活用を図り、さらに「自作農維持資金」の長期低利資金の導入を行い、農業漁業経営の維持安定を図る。
- (3) 農地等の災害復旧資金として、「土地改良（災害対策）資金」などの積極的導入を図る。

2. 生活確保資金の融資

被災者の速やかな立ち直りのため、次の必要な事業資金その他少額融資の貸付金の確保を図る。

- (1) 生活福祉資金
- (2) 母子父子寡婦福祉資金
- (3) 災害援護貸付金
- (4) 災害復興住宅資金

岩内町地域防災計画 (計画編)

発	行	:	昭和	43	年	4	月
改	訂	:	昭和	63	年	9	月
改	訂	:	平成	2	年	3	月
改	訂	:	平成	3	年	3	月
改	訂	:	平成	4	年	3	月
改	訂	:	平成	5	年	3	月
改	訂	:	平成	6	年	3	月
改	訂	:	平成	9	年	3	月
改	訂	:	平成	11	年	12	月
改	訂	:	平成	13	年	12	月
改	訂	:	平成	14	年	12	月
改	訂	:	平成	15	年	12	月
改	訂	:	平成	16	年	12	月
改	訂	:	平成	17	年	12	月
改	訂	:	平成	18	年	12	月
改	訂	:	平成	20	年	12	月
改	訂	:	平成	26	年	4	月
改	訂	:	平成	28	年	4	月
改	訂	:	平成	29	年	3	月

岩 内 町